○厚生労働省告示第四十四号

診 療 報酬  $\mathcal{O}$ 算定 方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 基本診療 料  $\mathcal{O}$ 施設

基 準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十二号) *⑦* 部を次のように改正 し、 平成三十年 应 月 日 か

ら適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則を次のように改める。

#### 基 本 診 療 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

### 第 届 出 $\mathcal{O}$ 通 則

- 保 険 医 療 機 関 健 康 保 険 法 大 正 + \_\_ 年 法 律 第 七 + · 号 ) 第 六十三 条 第  $\equiv$ 項 第 <del>---</del> 号 に 規 定 す る 保
- 険 医 療 機 関 を 1 う。 以 下 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ は 第 か 5 第 十 ま で 12 規 定 す る 施 設 基 準 12 従 1 適 正 に 届 出
- を 行 わ な け れ ば な 5 な 1 こと。
- 保 険 医 療 機 関 は 届 出 を行 0 た 後 に、 当 該 届 出 に 係 る 内 容 と異なる 事 情 が 生 じ た 場 合に は、 速
- B か に 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 変更 を 行 わ な け れ ば な 5 な 7 こと。
- は 届 当 出 該  $\mathcal{O}$ 内 出 容 又 又 は は 届 届 出 出  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 変 変 更 更 は  $\mathcal{O}$ 無 内 効 容 で が 第 あ ること。 カゝ 5 第 十 ま で に 規定 す る施 設 基 準 に 適 合 L な 7 場 合

に

届

- 兀 届 出 に 0 1 7 は 届 出 を 行 う 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方 厚 生 局 長 又 は 地 方 厚 生 支 局
- 長 以 下 地 方 厚 生 局 長 等」 لح 7 う。 に 対 L て 行 うこと。 た だ し 当 該 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方
- 厚 生 局 又 は 地 方 厚 生 支 局  $\mathcal{O}$ 分 室 が あ る 場 合 に は 当 該 分 室 を 経 由 L 7 行うこととす る。

### 第二 施 設 基 準 $\mathcal{O}$ 通 則

- は 不 地 当 方 な 厚 届 生 局 出 長 法 等 令 12  $\mathcal{O}$ 対 規 L 定 て 当 12 基 該 づ 届 < 出 ŧ を 行  $\mathcal{O}$ に う 前 限 る。 六 月 間 を 12 行 お 0 1 たこと 7 当 該 が 届 な 出 7 12 こと。 係 る 事 項 12 関 し、 不 正 又
- 地 方 厚 生 局 長 等 に 対 L 7 **当** 該 届 出 を 行う前 六 月 間 に お 1 7 療 担 規 則 及 び 薬 担 規 則 並 び に 療 担 基

準 12 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 撂 示 事 項 等 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 七 号 第 に 規 定

す る 基 準 に 違 反 L た こと が な く カン 0 現 に 違 反 L て 11 な 1 こと。

 $\equiv$ 高 齢 地 者 方 厚  $\mathcal{O}$ 医 生 療 局  $\mathcal{O}$ 長 等 確 保 に 対 に 関 L す 7 当 る 該 法 律 届 出 昭 を 和 行 う 五 + 前 六 七 年 月 法 間 律 に 第 お 八 1 + て 号。 健 以 康 保 下 険 法 高 第 齢 者 七 + 医 八 療 条 確 第 保 法 項 لح 及 び 1

う 第 七 +条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ < 検 査 筡  $\mathcal{O}$ 結 果 診 療 内 容 又 は 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 請 求 12 関 不

正 又 は 不 当 な 行 為 が 認 め 5 れ たこ لح が な 7

兀 準 及 地 び 方 医 厚 生 師 等 局 長  $\mathcal{O}$ 等 員 数 に  $\mathcal{O}$ 対 基 L 潍 7 当 並 該 び に 届 入 出 院 を 行 基 本 う 時 料  $\mathcal{O}$ 点 算 に 定 お 方 1 7 法 亚 厚 成 生 労 + 働 八 年 大 厚 臣 生  $\mathcal{O}$ 労 定 働 8 省 る 告 入 院 示 第 患 者 百 数 兀 号  $\mathcal{O}$ 基

12 規 定 す る 入 院 患 者 数  $\mathcal{O}$ 基 準 に 該 当 す る 保 険 医 療 機 関 又 は 医 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 準 に 該 当 す る 保 険 医

療 機 関 で な 1

第三 初 再 診 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 7 注 8 及 び 注 11 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 注 6 及 び 注 16 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 9 及 び 注 11 並

び に 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 7  $\mathcal{O}$ 時 間 外 加 算 等 に 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 時 間

需 当  $\mathcal{O}$ 該 態 勢 地 を 域 再 に 開 お す 11 る 7 ま で 般  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 時 間 険 医 深 療 夜 機 関 午 が 後 お + お 時 JP. か ね 5 診 午 療 前 応 六 需 時  $\mathcal{O}$ ま 熊 で 勢  $\mathcal{O}$ を 時 解 間 除 を L た 1 う。 後、 翌 及 日 び に 休 診 療 日 を 応

除 く。

0 医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 特 定 妥 結 率 初 診 料 医 科 再 診 料 0 特 定 妥 結 率 再 診 料 及 び 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 特 定

妥

結率外来診療料の施設基準

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 す る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(1)う。 + 当 年 厚 該  $\mathcal{O}$ 保 生 初 険 労 診 医 働 料 療 省  $\mathcal{O}$ 機 告 注 関 示 12 4 第 に お 五. 規 け + 定 る 九 す 医 号) Ź 療 医 用 別 療 医 用 表 薬 第 밆 医 薬  $\mathcal{O}$ 밆 医 取 引 科  $\mathcal{O}$ 取 価 診 引 療 格 価  $\mathcal{O}$ 報 妥 格 酬 結  $\mathcal{O}$ 点 妥 率 数 結率 表 (診 を 療 以 7 報 下 う。 酬  $\neg$  $\mathcal{O}$ 医 算 以 科 下 定 点 方 同 数 法 U 表 平 と 成 が 五. 1

割

以

下

で

あ

る

こと。

(2)す 第 に 険 を 療 者 るこ 踏 機 当 0 医 百 該 1 療 関 兀 医 ま とを 機 + 薬 保 7 え と 関 品 険 て 総  $\mathcal{O}$ 五. 合 号) 価 間 医 価 لح 意 額 格  $\mathcal{O}$ で 医 療 機 間 取 第 療 L で を 関 た 交 決 引  $\equiv$ 機 で 契 渉 定 さ 器 +取 12 約 引 等 L 兀 お L れ を た 条 け た  $\mathcal{O}$ 価 契 第 品 る 1 総 格 医 う。 療 三 質 医 価 が 約 療 定 額  $\mathcal{O}$ 用 項 に 割 有 用 8 12 医 に 見 薬 合 5 規 効 医 係 合う を 品 定 性 薬 れ ぶる状 品 た 1 12 す 及 ょ う。 る び 医 係  $\mathcal{O}$ 況 う 卸 安 取 療 る に 当 契 売 全 引 用 該 約 性 価 0 医 及 販 薬 格 1 医 び 12 売  $\mathcal{O}$ て、 占 業 確 療 品  $\mathcal{O}$ 者 妥 用  $\mathcal{O}$ 律 8 保 結 地 う 値 る、 等 医 を 方 薬 5 引 率 1 に 厚 き う。 関 品 品 契 生 す 単  $\mathcal{O}$ 目 定 品 局 約 以 単 る とに 長 価 割 法 下 単 等 卸 律 を 合 同 価 12 売 ľ 契 同 以 医 昭 報 療 約 上 販 告 売 和 率  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用  $\equiv$ 割 と L 医 業 医 当 卸 7 者 + 合 療 薬 と 売 7 で 用 品 該 五 当 な 値 医 保 年 販  $\mathcal{O}$ 売 引 1 薬 該 価 険 法 保 保 業 き 品 医 律 値

険

医

療

機

関

で

あ

ること。

- 医 科 初 診 料 及 U 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 夜 間 早 朝 等 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 週 当 た り  $\mathcal{O}$ 診 療 時 間 が  $\equiv$ + 時 間 以 上 で あ ること。
- 三 医 科 初 診 料 12 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

他  $\mathcal{O}$ 病 院 又 は 診 療 所 等 か 5  $\mathcal{O}$ 文 書 に ょ る 紹 介 が な 7 患 者 (緊急 その 他 Þ む を得 な V 事 情 が あ る

ŧ  $\mathcal{O}$ を 除

の 二 医 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1) 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 ること。

1

区

分 番

号

Α

0

0

1

 $\mathcal{O}$ 

注

12

に

規

定

す

る

地

域

包

括

診

療

加

算

口 区 分番 号 В 0 0 1 2 9 12 掲 げ る 地 域 包 括 診 療 料

ハ 区 分 番 号 В 0 0 1 2 11 に 掲 げ る 小 児 か か Ŋ 0 け 診 療 料

= 区 分 番 号 C 0 0 2 12 撂 げ る 在 宅 時 医 . 学 総 合 管 理 料 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 区

分 番 号 В 0 0 4 に 掲 げ る 退 院 時 共 同 指 導 料 1 に 規 定 す る 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 を 1 う。 以 下 同

U. 又 は 在 宅 療 養 支 援 病 院 区 分 番 号 C 0 0 0 に 掲 げ る 往 診 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 在 宅 療 養

支 援 病 院 を 1 う。 以 下 同 じ に 限 る。

ホ 区 分 番 号 C 0 0 2 2 に 撂 げ Ź 施 設 入 居 時 等医学総合管 理 料 在 宅 療 養支援 診 療 所 又 は 在

宅 療 養支援病 院 に 限 る。

(2)地 域 に お 1 7 包 括 的 な 診 療 を 担 う 医 療 機 関 で あ ることに 0 1 て、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やす

い場所に掲示していること。

兀 医 科 再 診 料  $\mathcal{O}$ 外 来 管 理 加 算 12 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 検 査 及 び 計 画 的 な 医 . 学 管 理

(1) 厚生労働大臣が定める検査

医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 2 章 第 3 部 第 3 節 生 体 検 査 料 に · 掲 げ る 検 査  $\mathcal{O}$ う ち、 (超 音 波 検 査 等) (脳

波 検 査 等 ) 神 経 筋 検 査 耳 鼻 咽 喉 科 学 的 検 査 眼 科 学 的 検 査 負 荷 試 験

等 (ラジ オ ア 1 ソ 1 ブ を 用 1 た 諸 検 査 及 び (内 視 鏡 検 査  $\mathcal{O}$ 各 区 分 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 

(2)厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 計 画 的 な 医 学 管 理

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L 7 慢 性 疼き 痛 疾 患 管 理 並 び に 定  $\mathcal{O}$ 検 査

IJ

ハ

ビ

IJ

テ

1

シ

日

精 神 科 専 門 療 法 処 置 手 術 麻 酔 及 び 放 射 線 治 療 を 行 わ ず、 懇 切 丁 寧 な 説 明 が 行 わ れ る

医学管理

五 時間外対応加算の施設基準

(1) 時間外対応加算1の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示 す る 診 療 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 に お 1 て、 患 者 又 は そ  $\mathcal{O}$ 家 族 等 か 5 電 話 等

に ょ Ŋ 療 養 に 関 す る 意 見 を 求  $\Diamond$ 5 れ た場 合 に、 原 則 とし 7 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 常 時 対

応できる体制にあること。

(2) 時間外対応加算2の施設基準

に ょ 当 ŋ 該 療 保 養 険 12 医 関 療 す 機 る 関 意  $\mathcal{O}$ 見 表 を 示 求 す  $\Diamond$ る 診 5 れ 療 た 時 場 間 合 以 外 に  $\mathcal{O}$ 原 時 則 間 に と L お て 1 当 て、 該 患 保 者 険 又 医 療 は そ 機 関  $\mathcal{O}$ 家 に 族 お 等 1 7 カン 対 5 電 応 で 話 き 築

(3) 時間外対応加算3の施設基準

る

体

制

に

あ

ること。

関 に لح 当 ょ 該  $\mathcal{O}$ ŋ 連 療 保 携 養 険 に 12 医 ょ 関 療 す り 機 対 る 関 応 意  $\mathcal{O}$ で 見 表 き を 示 る 求 す 体  $\Diamond$ る 制 診 5 が 療 れ 確 た 時 保 場 間 さ 合 以 れ 外 に て  $\mathcal{O}$ 7 当 時 ること。 該 間 保 に 険 お 医 1 て、 療 機 関 患 者 に 又 お は 1 そ 7 又  $\mathcal{O}$ 家 は 他 族 等  $\mathcal{O}$ 保 か 5 険 電 医 療 話 機 等

六 明 細 書 発 行 体 制 等 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)+ 請 六 求 療 号) を 養 行  $\mathcal{O}$ 第 0 給 て 付 条 及 1 ること。 び  $\mathcal{O}$ 規 公 定 費 12 負 基 担 づ 医 き 療 電 に 関 子 情 す る 報 費 処 理 用 組  $\mathcal{O}$ 請 織  $\mathcal{O}$ 求 12 使 用 関 す に ょ る る 省 請 令 求 又 昭 は 和 光 五. + デ イ 年 ス 厚 ク 等 生 省 を 用 令 第 1 た

(2)厚  $\mathcal{O}$ と 生 確 1 保 省 う。 保 険 告示 に 医 関 療 第 す 第 機 + る 関 五. 兀 法 条 及 号。 律 び  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 第 以 規 険 定 下 \_ 医 に 項 療 療 養 ょ 及 担 る び 担 基 療 第 当 準」 養 規 五 条 則  $\mathcal{O}$ لح 給  $\mathcal{O}$ V 昭 付 う。 等  $\mathcal{O}$ 和 三  $\mathcal{O}$ 十 第 取 第 扱 項 年 五. 1 厚 条 及 に  $\mathcal{O}$ 規 生 U 担 定 省 第二 当 す 令 に る 第 項 関 + 明 及び す 細 五. 号 。 る 書 第 並 基 五. 準 以 び 下 条 12 昭  $\mathcal{O}$ 高 療 和 齢 の二第 者 Ŧī. 担 規 十  $\mathcal{O}$ 則 八 医 年 療

号) 項 療 付 労 担 等 担 働 当 に 基 附 省 規 規  $\mathcal{O}$ 潍 令 則 定 則 取 す 第 第 第 扱 及 る び 五. 1  $\overline{+}$ 条 条 保 明 及 七  $\mathcal{O}$ 12 び 険 細 <u>ニ</u>の ニ 号) 規 担 薬 書 当 定 を 局 す に 附 患 及 第 る 関 者 則 び す 正 第 保 12 \_\_ 項 当  $\equiv$ 無 る 険 に な 基 条 薬 償 規 理 又 剤 で 準 定す 交 由 は 師  $\mathcal{O}$ に 付 高 療 る 該 部 齢 養 L 明 当 を 者 担 7 す . 当 細 7 改  $\mathcal{O}$ 書 る場 ること。 正 医 規 す を 則 療 無 合 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は、 償 件 確 で ただ 部 保 平 交付 療 を に 担 成 改 関 し、 す 規 す 正 + ることを る 保 す 則 八 第 る 法 険 五. 年 律 省 医 条 厚 令 療  $\mathcal{O}$ 要  $\mathcal{O}$ 生 規 機 労 平 L 定 関 な  $\mathcal{O}$ 働 12 成 及 省 び ょ 第 + 告 る 保 示 療 八 険 第 項 養 年 医 及 厚 五. 療  $\mathcal{O}$ び + 給 養 生

七 (3)地 域 (2)包  $\mathcal{O}$ 括 体 診 制 療 に 加 関 算 す る事  $\mathcal{O}$ 施 設 項 12 基 潍 0 7 て、 当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見や す 1 場 所 に 撂 示 L て *\* \ ること。

(1) 地域包括診療加算1の施設基準

1 が 症 整 当  $\mathcal{O}$ 備 う 該 ちニ さ 保 れ 険 以 7 医 上 7 療 ること。 機  $\mathcal{O}$ 疾 関 患 診 を 有 療 す 所 る に 患 限 者 る。 に 対 L 12 て、 お 1 て、 療 養 脂 上 必 質 異 要 な 常 指 症 獐 等 高 を 血 行 圧 う 症 12 糖 0 き 尿 必 病 要 又 な は 体 認 制 知

口 往 診 又 は 訪 間 診 療 を行 0 て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う ち、 継 続 的 12 外 来 診 療 を 行 0 7 7 た 患 者 が 定 数

いること。

ノヽ 地 域 包 括 診 療 料  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 1 な 7

(2) 地域包括診療加算2の施設基準

①のイ及びハを満たすものであること。

七 の <u>ニ</u> 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

(1) 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

地 域 包 括 診 療 加 算 1 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 であること。

(2)認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

地 域 包括 診 療 加 算 2 に 係 る 届 出 を行 った保 険医 療機関 であること。

八 外 来 診 療料 に 係 る厚 生 労働 大 臣 が 定 め る 患 者

当該 病 院 が 他  $\mathcal{O}$ 病 院 許 可 病 床 数 が <u>\_</u> 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 診 療所 に対 し て 文書によ

る紹 介 を 行 Š 旨  $\mathcal{O}$ 申 出 を 行 0 7 1 る 患 者 (緊 急 そ  $\mathcal{O}$ 他 Þ む )を得<sub>、</sub> な い 事 情 が あ る場合を除く。

八の二 オンライン診療料の施設基準等

(1) オンライン診療料の施設基準

1 情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行うに つ き十二 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を 行 う ĺZ 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *\* \ ること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 月 当 た り  $\mathcal{O}$ 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数  $\mathcal{O}$ 合 計 に 占  $\Diamond$ る 才

ライ ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数  $\mathcal{O}$ 割 合 が 割 以 下 で あ ること。

1 区 . 分番 号 A 0 O 1 にこ 撂 げ る再 |診|| (同 注 9 0 規定に基づき、 電話 等によ って治療上 の意

見 を 求 8 5 れ て 指 示 を L た 場 合 を 除

- 2 区 分 番 号 Α 0 0 2 に 撂 げ る 外 来 診 療 料
- 3 区 分 番 号 Α 0 0 3 12 撂 げ る 才 ン ラ 1 ン 診 療 料
- 4 区 分 番 号 C 0 0 1 12 掲 げ る 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I)
- (2)注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$

(5)

区

分

番

号 C

0

0

1

2

に

掲

げ

る

在

宅

患

者

訪

間

診

療

料

 $(\Pi)$ 

次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 ヌ ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か を 算 定 L て 1 る 患 者 で あ 0 て、 これ . ら 0 所定点数を算定

すべ

き

1

区

分

番

号

В

0

0

0

12

掲

げ

る

特

定

疾

患

療

養

管

理

料

医

学

管

理

を

最

初

に

行

0

た

月

か

5

六

月

を

経

過

L

て

1

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

口 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 12 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 墳 料

ノヽ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 12 掲 げ る て W か  $\lambda$ 指 導 料

二 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 導 管 理 料

ホ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に 掲 げ る 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料

区 分 番 号 В 0 0 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料

 $\vdash$ 区 分 番 号 В 0 0 1 2 10 12 掲 げ る 認 知 症 地 域 包 括 診 療 料

チ 区 . 分番 号 В 0 0 1 3 に 掲 げ る 生活 .習慣 病管 理 料

IJ 区 分 番 号 C 0 0 2 に 掲 げ る 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料

ヌ 区 分 番 号 Ι 0 1 6 12 掲 げ る 精 神 科 在 宅 患 者 支 援 管 理 料

八 0  $\equiv$ 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 第 歯 科 診 療 報 膕 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表 لح **(**) う。 第 1

章

基 本 診 療 料 第 1 部 初 • 再 診 料 第 1 節 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基 淮

- (1)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- (2)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 0 き十 分 な 機 器 を 有 L て 1 ること。
- (3)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る 研 修 を受 け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 Ĺ 配配 置

されていること。

(4)歯 科 外 来 診 療  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る院 内 撂 示 を 行 0 て 7 ること。

九 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)看 護 師 及 び 准 看 護 師 以 下 看 護 職 員 と V う。 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7

(2)歯 科 衛 生 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

(3)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て ること。

(4)歯 科 外 来 診 療 に お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 0 き十 分 な 機 器 を 有 L て 1 ること。

(5)歯 科 外 来 診 療 12 お け る 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 る研 修 を受け た常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 £ 配配 置

されていること。

- (6)歯 科 外 来 診 療  $\mathcal{O}$ 院 内 感 染 防 止 対 策 に 係 でる院 内 掲 示 を 行 0 て 1 ること。
- (7)次  $\mathcal{O}$ 1 又 は 口  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該 当 す ること。
- 1 1 常 歯 勤 科  $\mathcal{O}$ 医 歯 療 科 を 医 担 師 当 が す る 名 病 以 院 上 配 で あ 置 さ る 保 れ 険 次 医  $\mathcal{O}$ 療 **,** \ 機 ず 関 れ に か お に け 該 る当 当すること。 該 歯 科 医 療 12 0 1 7  $\mathcal{O}$ 紹 介 率

别  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か 5 文 書 に ょ り 紹 介等さ れ た 患 者 (当該 病 院 لح 特 别  $\mathcal{O}$ 関 係 12 あ る 保 険 医

診 療 療 機 時 関 等 間 以 か 外 5 0) 紹 時 介 等 間 ż 休 れ 日 た 患者 又 は を除 深 夜に受診 < . L  $\mathcal{O}$ た 数を 六 歳 初 未 診 満 患 者  $\mathcal{O}$ 初 **(当** 診 患 該 者 保 を除 険 医 <\_ 療 機 関  $\mathcal{O}$ が 総 表 数 示 す で

除

る

- L 7 得 た 数 を 7 う。 以 下 同 r. が 百 分 の三十 以 上で あること。
- 2 百 分 歯 科 の 二 十 医 療 以 を 担 上 ナで 当 あ す 0 る て、 病 院 別 で 表 あ 第 る 保 <del>--</del> に 険 掲 医 げ 療 機 る 手 関 12 術 お  $\mathcal{O}$ け 年 る 当 間 該  $\mathcal{O}$ 実 歯 施 科 件 医 数 療 12  $\mathcal{O}$ 総 0 数 1 が 7 三  $\mathcal{O}$ + 紹 件 介 率 以 上 が

で

あ

3 診 点 療  $\mathcal{O}$ 月 平 療 数 機 歯 情 関 科 表 均 報  $\mathcal{O}$ に 医 患 療  $\mathcal{O}$ 歯 お 者 提 を 科 1 · 数が 担 供 7 訪 当 を 問 歯 五. 受 診 す 科 人以 け る 点 療 て 病 料 数 上で 当 を 表 院 該 算 で  $\mathcal{O}$ あること。 保 定 初 あ る 診 険 L 医 た 料 保 療 患 険  $\mathcal{O}$ 者 機 注 医 関 で 療 6 若 機 あ  $\mathcal{O}$ 外 関 0 L 7 来 < 12 診 は お 当 療 再 1 部 診 て、 該 門 料 他 に 歯  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お 保 注 科 7 険 4 医 7 に 療 医 歯 を 療 規 科 機 定 担 · 当 医 関 す す 療 る か を る 5 加 行 文 算 他 0 書 又  $\mathcal{O}$ た 保 に は t ょ 険 歯 医  $\mathcal{O}$ り 科

- 4 再 診 歯 科 料  $\mathcal{O}$ 医 療 注 を 4 担 12 **当** 規 定 す す る 病 る 院 加 算 で を あ 算 る 定 保 L 険 た 医 患 療 者 機 関  $\mathcal{O}$ 月 に 平 お 均 1 て、 患 者 数 歯 が 科 三 点 十 数 人 表 以  $\mathcal{O}$ 初 上 で 診 あ 料 ること。  $\mathcal{O}$ 注 6 又 は
- ロ 次のいずれにも該当すること。
- 1 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。
- 2 歯 科 医 療 を 担 **当** す る 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 12 お 1 て、 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 周 術 期 等 П 腔ら

機

能

管 理 計 画 策 定 料、 周 術 期 等  $\Box$ 腔分 機 能 管 玾 料 (I)周 術 期 等  $\Box$ 腔分 機 能 管 理 料  $(\Pi)$ 又 は 周 術 期 等  $\Box$ 

当 該 腔分 地 機 域 能 管 に お 理 料 1 て (III) $\mathcal{O}$ 歯 1 ず 科 医 れ 療 か を を 算 担 . 当 定 す L た る 別 患 者  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 険 月 平 医 療 均 患 機 関 者 数 と が  $\mathcal{O}$ 連 + 携 体 人 以 制 上 が で 確 あ 保されて ること。 7 るこ

ک

(8)

歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

十

(1)歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 歯 科 医 療 を 担 当 す る 保 険 医 療 機 関 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る

施 設 基 準 12 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と L 7 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 保 険 医 療 機 関 を 除 く。 で あ る

と。

口 歯 科 外 来 診 療 に お け る 医 療 安 全 対 策 12 係 る 研 修 を受 け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ

れていること。

- ノヽ 歯 科 衛 生 士 が 名 以 上 配 置 さ れ てい ること。
- 二 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を 行 う ĺ 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 され てい ること。
- ホ 医 療 安 全 対 策 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て **(**) ること。
- 歯 科 診 療 に 係 る 医 療 安 全 対 策 に 係 る 院 内 掲 示 を 行 っていること。
- (2)歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 歯 科 診 療支援 (病院歯) 科初診料に係る施設基準に適合するものとし て地方

厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

口 歯 科 外 来 診 療 に お ける 医 |療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医| 師が一名以上配置さ

れていること。

ノヽ 歯 科 衛 生士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 *(* ) ること。

二 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を 行 うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 ( ) ること。

ホ 医 療 安 全 対 策 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て **,** \ ること。

歯 科 診 療 に 係 る 医 療 安 全 対 策 に 係 る 院 内 掲 示 を 行 っていること。

+ -歯 科 診 療 特 別 対 応 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1) 次のいずれかに該当すること。

1 歯 科 点数 表 0 地 域 歯 科診療支援病院歯科初診料に係 る施設基準に適合するものとして地方

厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 歯 科 歯 点 科 数 医 表 療 を  $\mathcal{O}$ 担 初 当 診 す 料 る  $\mathcal{O}$ 診 注 療 6 又 所 で は 再 あ 診 る 料 保  $\mathcal{O}$ 険 注 医 4 療 に 機 規 関 定 で す あ り、 る 加 算 カン を つ、 算 当 定 該 L た 保 外 険 来 医 患 療 機 者 関  $\mathcal{O}$ 月 に 平 お け 均 患 る

(2)十 分 歯 な 科 機器 診 療 等 で を 特 有 别 L な て 対 7 応 が ること。 必 要で あ る 患者にとって安心で安全な歯 科 医 療 の提供を行うに つき

者

数

が

+

人

以

上

で

あ

ること。

(3)は  $\mathcal{O}$ 連 緊 急 当 携 該 体 時 保 制 に 円 険 歯 滑 医 科 な 療 機 診 対 応 関 療 及 が  $\mathcal{O}$ び できるよう医科診療を担当する他 医 科 歯 科 診 診 療 療 科 と 以 外  $\mathcal{O}$ 連  $\mathcal{O}$ 携 診 療 体 を併 制) せ が 整 て 備 行 さ う  $\mathcal{O}$ 病 保 れ 7 院 険 1 で 医 療機 ること。 あ る 関 保 険 (病 医 院 療 に限 機 関 る。 に あ 0 لح て

第三 の 二 入 院 基 本 料 又 は 特 定 入 院 料 を 算 定 せ ず、 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 3 を 算 定 す る 患 者

別 表 第 十  $\mathcal{O}$  $\equiv$ に 掲 げ る 検 査 手 術 又 は 放 射 線 治 療 を 実 施 す Ź 患 者 で あ 0 て、 入 院 L た 日 か 5

起算して五日までの期間のもの

第 兀 入 院 診 療 計 画 院 内 感 染 防 止 対 策、 医 療 安 全 管 理 体 制 で によく そう 対 策 及 び栄養管 理 体 制  $\mathcal{O}$ 基

潍

一 入院診療計画の基準

(1)医 師 看 護 師 等  $\mathcal{O}$ 共 同 に より策定され た 入院 診 療 計 画 で あ ること。

(2)病 名 症 状、 推 定され る入院 期間 予定され る検査 及 び 手 術  $\mathcal{O}$ 内 容並 びに こその 日 程、 その 他

入 院 に 関 L 必 要 な 事 項 が 記 載 うされ た 総 合 的 な 入 院 診 療 計 画 で あること。

- (3)患 者 が 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 七 日 以 内 に、 当 該 患 者 に 対 当該 入 院 診 療 計 画 が 文 書 によ
- 院内感染防止対策の基準

り

交付

さ

れ

説

明

が

な

さ

れ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ること。

- (1) メ チシ リン 耐 性黄 色ブ K · ウ 球: 菌 等 の感染を防止するにつき十分な設備を有してい ること。
- (2) メチシ リン 耐 性黄色ブ バドウ球 菌 等 0 感染を防 止するにつき十分な体 . 制 が 整備されていること。

# 三 医療安全管理体制の基準

医療安全管理体制が整備されていること。

# 四褥瘡対策の基準

- (1) 適切な · 褥 瘡 対 策  $\mathcal{O}$ 診 療 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成、 実 施 及 び 評 価 0 体 制 がとら れ てい ること。
- (2)がよくそう 対 策 を行うに つき 適 切 な設 備 を 有 L 7 7 ること。

# 五 栄養管理体制の基準

(1) 別 入 当 院 該 病 基 院 本 で 料 あ る 月 保 平 険 均 医 夜 療 勤 機関 時 間 内 超 に、 過 減 常 算 勤 及  $\mathcal{O}$ 管 び 夜 理栄 勤 養 時 士 間 一が一名 特 別 入院 以上配置されてい 基 本 料 · を 算 定 す ること。 る病 棟 を除 ) 特

## (2) 入 院 患者の栄養管理に つき必要な体制 が 整備されていること。

六 医 科 点 数 表 第 1 章 第 2 部 入 院 料 等 通 則 第 8 号 及 U 歯 科 点 数 表 第 1 章 第 2 部 入 院 料 等 通 則 第 7 号

に 掲 げ る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 基 潍

兀 の 二 当 該 歯 保 科 険 点 医 数 療 表 機 第 関 内 1 章 12 基 非 本 常 診 勤 療  $\mathcal{O}$ 料 管 第 理 栄 2 部 養 士 入 院 又 は 料 等 常 勤 通 則  $\mathcal{O}$ 栄 第 養 6 号 士 た が だだ 名 L 書 以 12 上 規 配 定 置 す さ Ź れ 基 7 潍 **(** ) ること。

第 匹  $\mathcal{O}$ <del>--</del> か 5 兀 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 Ł 該 る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

第

当す

次 0) 栄 養 管 理 体 制 に 関 す る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当す Ź Ł のであること。

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 管 理 栄 養 士 が \_\_ 名 以 上 配 置 っ され ていること。

第五 病 院  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

(2)

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

栄

養

管

理

に

0

き十二

分

な

体

制

が

整

備

さ

れ

ていること。

## 通 則

- (1)病 院 で あ ること。
- (2)般 病 棟 療 養 病 棟 結 核 病 棟 又 は 精 神 病 棟 をそ れ ぞ れ 単 位 特 定 入 院 料 に 係 る 入 院 医 療 を

病 棟 単 位 で 行 う 場 合 に は 当 該 病 棟 を 除 とし て 看 護 を 行 う t  $\mathcal{O}$ で あ る

(3)看 護 看 護 師  $\mathcal{O}$ 又 指 は 看 示 を 護 受 補 け 助 た は 看 護 当 補 該 保 助 者 険 が 医 行 療 う 機 関 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 看 あ 護 ること。 職 員 又 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 主 治 医 若 L くは

(4)次 に 掲 げ る施 設 基 準 等  $\mathcal{O}$ う 5 亚 均 在 院 日 数 に 関 す える基 準 に つ 7 て は、 病 棟  $\mathcal{O}$ 種 別ごとに、 保

険 診 療 に 係 る 入 院 患 者 別 表 第 に 掲 げ る 患 者 を 除 ¿, を 基 礎 に 計 算 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

- (5)治 療 次 室 に 掲 げ 病 室 る 及 看 び 護 専 職 用 員 及 施 設 び を 看 除 護 く。 補 助 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 種 別 に 関 と す に る 計 基 算 潍 す 12 る 0 t 1  $\mathcal{O}$ て で は あ る 病 棟 別 表 第 三 に 掲 げ る
- (6)看 る 護 病 夜 職 棟 勤 を行 員  $\mathcal{O}$ 及 看 う び 護 職 看 看 護 員 護 補 を 職 助 除 員 <\_ 者 療  $\mathcal{O}$ 労 養 働 病  $\mathcal{O}$ 時 棟 人 間 入 当 院 が 適 た 基 本 切 り な 料  $\mathcal{O}$ 月 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 平 届 で 均 出 あ 夜 を ること。 勤 行 時 0 間 た 数 病 が 棟 七 及 十 二 び 特 時 別 間 入 院 以 下 基 で 本 あ 料 ること等 を 算 定 す
- (7)本 護 師 料 急 性 を含 + 期 対 般 む 入 入 以 院 院 上 基 基 本  $\mathcal{O}$ 本 数 料 料 又  $\mathcal{O}$ 看 は 地 十三 護 域 職 般 員 対 が <del>\_\_</del> 入 行 入 院 うこと。 基 院 基 本 本 料 料 を 地 算 域 定 \_\_\_ す 般 る 入 院 病 棟 料 に 3 を除 お け る <\_ . 夜 勤 に 七 0 対 1 7 入 は 院 基 看
- (8)棟  $\mathcal{O}$ 現 見 に B 看 護 す 1 を 場 行 所 0 12 7 掲 1 る 示 病 L 7 棟 ごと 1 ること。  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数と当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 ځ  $\mathcal{O}$ 割 合を当 該

病

- 一般病棟入院基本料の施設基準等
- (1)1 急 般 性 病 期 棟 入 般 院 基 入 院 本 料 基 本  $\mathcal{O}$ 注 料  $\mathcal{O}$ 1 施 に 設 規 定 基 す 潍 る 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- ① 通則
- 1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護を行 !う看 護職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$

定に کے 数 相当する数以 が ただ + カン カン 急 わ らず、 性 Ĺ 当 期 で 該 あ 般 二以上であること 病 入院 る 棟 場 に 合 料 お に 1 1 にこ は、 て、 あ 各 って 病 日  $\widehat{\phantom{a}}$ は 棟 に 般病 看護 七) に お 棟 け を 又 入院 る夜 行 は う そ 基本 勤 看  $\mathcal{O}$ を 端 護 料 行 職 数を増すごとに 5  $\mathcal{O}$ 員 看 注  $\mathcal{O}$ 6 護 数  $\mathcal{O}$ 職 が 場 員 本 文に 合を除  $\mathcal{O}$ 数 \_\_ 以 は 規 <\_° 上 定 本 す で ) とす 文 る あ  $\mathcal{O}$ 数 るこ 規 に

2 当 該 病棟において、 看護職 員の最小必要数の七割以上が看護師 であること。

る。

- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院患者 の 平 均 在院日数が二十 日 (急性 期一般入院料1にあっては十八
- 日)以内であること。

4

デ

]

タ

提

出

加算に

係

る届

出

を行

0

た保険

医

療機関であること。

- ② 急性期一般入院料1の施設基準
- 1 次のいずれかに該当すること。
- (-)る 病 棟 般 で 病 あ 棟 ること。 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Î 0 基 準 を 満 たす 患者、 を三 割 以 上 入 院 させ
- (\_\_) て、 診 療 般 内 容に 病 棟 用 関するデー  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 タ を 医 療 適 切 看 に 護 提 出 必要度 できる体  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基準 制 が -を満 整 備 され たす患者を二割五 た 保 険 医 · 療 機 分以 関 で 上入 あ 0

院させ

る病棟

であること。

当 該 病 棟を退院する患者に占 8) る、 自宅等に退 院する ŧ  $\mathcal{O}$ 0 割 合が . 八 割 以 上であ るこ

<u>ک</u> 。

2

3 常 勤  $\mathcal{O}$ 医師  $\mathcal{O}$ 員数 が、 当該 病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であるこ

کی

3 急性 期一般入院料2の施設基準

1

診

療内容に関するデ

ĺ

タを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、

般 病棟 用 の重症度、 医療 看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割四分以上入院させ

る病 棟であること。

2

届

出時

点で、

継続して三月以上、

急性期一

般入院料1を算定していること。

- 3 厚 生 一労働 省が 行う診 療内容に係 る調 査 に 適 切 に参 加すること。
- 4 急 性 期 般 入院 料 3 0 施 設 基 潍
- 1 診 療 内 容 に 関 するデ ] タ を 適切 に 提 出 できる体 制 が 整 備 され た保険 医 療 機関 で あって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$ 0) 基 潍 を 満 たす患者を二 割 三分以 上入院させ

る病 棟 で あること。

- 2 届 出 時 点で、 継続して三月以上、 急性期一般入院料 1又は2を算定していること。
- 3 厚生労働省が行う診療内容に係る調 査 に適切に参加すること。

- (5) 急 性 期一 般 入 院 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 すること。
- 1 般 病 棟 用 ること。  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 I  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 たす患者を二 割 七 分以上入院さ

せ

る

病

棟

で

あ

- 2 般 診 病 療 内 棟 容 用  $\mathcal{O}$ に 関するデー 重症度、 医療 タ を適切に提出できる体 看護 必要度  $\Pi$ の基準 制が を満たす患者を二割二分以上入院させ 整備された保険 医療機関 で あって、
- る病 棟 であること。
- 6 急 性 期一 般 入院料5  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

次 0 1 ず れ か に該 当すること。

1 せ る 病 般 棟 病 で 棟 あ 用 ること。  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 たす患者 を二 割 分以 Ĺ

一入院

さ

- 2 般 診 病 療 棟 内 容 用  $\mathcal{O}$ に 関 重 するデ 症 度、 Ì 医 療 タ を • 適 看 切 護 必 に 要 提 度 出  $\prod$ で きる体 0) 基 潍 を 制 満 が 整 たす患者 備 され を一 た 保 割 険 七 医 分以 療 機 関 上入院させ で あ 0 て、
- 7 急 性 期 般 入院 料 6  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

る

病

棟

で

あ

ること。

次 **の** V) ず れ か に該当すること。

- 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι 0) 基 準 を 満 た す 患 者 を 割 五. 分 以 上 入 院 さ
- せる病棟であること。

1

- 2 診 療 内 容 12 関 けるデ ] タ を 適切 に提 出 できる体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あって、
- 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患者 を 一 割 二分以 上入院させ
- る病棟であること。
- ⑧ 急性期一般入院料7の施設基準

当該 病 棟 に 入院 L て V) る患 者  $\mathcal{O}$ 般 病棟 用 0 重 症 度、 医療 看護必要度Ⅰに

つ

١,

て継

続続

的 に 測 定 を 行 \\ \ そ (T) 結 果に 基 づ き 評 価 「を 行 っていること。

① 通 則 口

地

域

般

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

- 1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$
- 数 が + 五. 地 域 般 入 / 院 料 1 及 び 2 に あ 0 7 は 十三 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す ごとに 以 上
- で あ ること。 ただ し、 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定
- す Ź 数 に 相 当す る数 以上で あ る場合に は、 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は
- 本文 0 規 定 に か か わ 5 ず、 二以上であること 般 病棟 入 院 基 本料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 場 合を除
- く。)とする。

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 几 割 地 域 般 入 院 料 1 及 び 2 に あ 0 7
- は七割)以上が看護師であること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 亚 均 在 院 日 数 が 六 + 日 地 域 般 入 院 料 1 及 び 2 に あ つ て は

十四日)以内であること。

- ② 地域一般入院料1の施設基準
- 1 に 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 当 該 病 棟 に 入 院 L て *(* ) る 患 者  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看

護 必 要 度 Ι に 0 1 7 継 続 的 に 測 定 を 行 Ι, そ  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ き 評 価 を 行 0 7 1 ること。

般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 場 合

(3)

夜

勤

を

行

う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

人

当

た

り

 $\mathcal{O}$ 

月

平

均

夜

勤

時

間

数

が

七

十 二

時

間

以

下

で

あ

ること。

(2)

般

病

棟

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

2

た

だ

L

書

及

び

注

7

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

t

 $\mathcal{O}$ 

当 該 保 険 医 療 機 関 が 過 去 年 間 に な 1 て、 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 に 規 定 す る

月 亚 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别 入 院 基 本

料 結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 12 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 結 核 病 棟

入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別 入 院 基 本 料 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 に

規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別

入 院 基 本 料 又 は 障 害者 ·施設等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 を算 定 L た

ことのある保険医療機関である場合

(4)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 病 院 で あ る

(5)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

に

ŧ

該

当

す

る

各

病

棟

に

お

1

て

夜

間

 $\mathcal{O}$ 

救

急

外

来

を

受

診

L

た

患

者

に

対

応

す

る

た

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず n か 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 لح な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 二 未 満 کے な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 に 支 障 が な 1 لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二 未 満 と な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

護 職 員 を 含 む 以 上 で あ ること。 た だ し、 入 院 患 者 数 が 三 + 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は

看護職員の数が一以上であること。

看

(6)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 别 入 院 基 本

料 等 を 含 む を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に . 占  $\Diamond$ る、 午 前 中 に 退 院 す る £  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 九 割 以 上

である保険医療機関

(7)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る患 者

次のいずれにも該当する患者

イ 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 1 る

ロ 午前中に退院する者

ノヽ 当 該 退 院 日 に お 1 て、 処 置 ( 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第二 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る Ł のに

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 て 1 な 1 者

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L 7 1 な 1 者

(8)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 に 入 院 す る 患 者 入 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 别 入 院 基 本

料 等 を 含 む を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 に 占  $\Diamond$ る 金 曜 日 に 入 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 と、 当 該 保 険

医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 別 入 院 基 本 料 等 を 含

む を 算 定 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 占 8 る 月 曜 日 に 退 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 合 計 が + 分  $\mathcal{O}$ 几 以 上

である保険医療機関

(9)般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

当 該 病 棟 12 金 曜 日 に 入 院 す る 患 者 に 係 る 入 院 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 及 び 翌 Þ 日 当 該 患 者 が 処 置 所 定

点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 撂 げ る £  $\mathcal{O}$ 12 限 る が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ に 限 る。

又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 に 限 る 並 び に . 当 該 病 棟 を 月 曜 日 に 退 院 す る 患 者 12 係 る 退 院 日  $\mathcal{O}$ 前 日

及 び 前 Þ 日 当 該 患 者 が 処 置 ( 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ に

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 12 限 る。

(10)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L て、 Α D L  $\mathcal{O}$ 維 持、 向 上 一等に 資 する十分 な 体 制 が 整 一備さ れ 7 ( ) ること。

口 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言 語 聴 覚 士 が 名 以 上 配 置 され

7 *(* ) ること、 又 は 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 弌 作 業 療 法 士 若 L < は 言 語 聴 覚 士 が

名 以 上配 置さ れ 7 お り、 カン つ、 当 該 病 棟 に 専 任 0) 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療法 士: 作業 /療法 士 若 しくは 言

語聴覚士が一名以上配置されていること。

三 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文 に 規定 する 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 通則

1 当 該 病 棟 に お *\* \ て、 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が 二 十 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 「すご、 لح に 以 上 で あ る こと。 ただ L 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に

看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 に

お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数 の 二 割 以 上が 看 護 師 で あ ること。

- 3 数 と 者 は、 当 L  $\mathcal{O}$ て 数 該 常 事 が 病 時、 務 棟 + 的 12 業 当 又 お 務 は 該 1 病 を その て、 行 棟 う 端  $\mathcal{O}$ 入 看 数 日 院 を 護 に 患 補 増 看 者 助 護 すごとに 0 補 者を含 数 助 を行 が二百又はそ む う 場 に 合 相 看 当 護 は す 補 0 る 助 端数 者 日 数 낈 に  $\mathcal{O}$ を増すごとに 事 上 数 で は、 務 あ 的 常 業 ることとす 務 時、 を こと 行 当 j 該 る。 相 看 病 当 護 棟 す 補 な  $\mathcal{O}$ る 入 助 お 数 者 院 以 主 患  $\mathcal{O}$
- 4 そ 当  $\mathcal{O}$ 結 該 果に基 病棟に入院してい づき評価 を行 る患者に係る褥瘡 っていること。 の発生割合等について継続的に測定を行

下

であ

ること。

- (5) ょ 当該 る 判 定結 病 棟 果 0 につい 入 院 患者に関する(2) て、 記 録 L ていること。 の区分に係る疾患及び 状態等並 びに A D L 0 判定基 準に
- 6 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 適 切 な 看 取 り に 対 す る指 針 を定 め 7 7 ること。
- 7 許 可 病 床 数 が二 百 床 以 Ĺ 0) 病 院 に あ 0 7 は、 デ タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を 行 0 た 保 険 医

療機関であること。

口

療

養

病

棟

入

院

料

1

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0 うち 別 表 第 五. の二に · 掲 げ る疾 患 ラ び 状 態 に ある・ 患者 ( 以 下 医医 療 区

同 表 の三に掲げる患者  $\mathcal{O}$ 患者」 とい う。 ( 以 下 と 別 医 表 第 五 療区分二の患者」 の 三 の 一 及び二に という。 · 掲 げ Ź 疾 との合計が 患 及 び 状 態 八 に 割以 あ る 上で 患 者 あ 並 るこ び に

ハ 療養病棟入院料2の施設基準

当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院 患 者 0 うち 医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が五割以上であ

ること。

(2) 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

1 入院料 A

分三の患者であって、ADLの判定基準による判定が二十三点以上(以下「ADL

区分三」という。) であるもの

医療区

口 入院料 B

医 療区 分三の 患者 であ って、 A D L Ø 判定基準 による判定が十一点以上二十三点未満

以

下「ADL区分二」という。) であるもの

ハ 入 院 料 C

医 療区 分三の患者 であって、 A D L の判定基準による判定が十一点未満 (以 下  $\overline{A}$ D L 区

分一」という。)であるもの

ニ 入院料D

医療区分二の患者であって、ADL区分三であるもの

ホ 入 院 料 Е

医 療 区 分二 0 患 者 で あ つ て、 A D L 区 分二で ある ŧ  $\mathcal{O}$ 

入 院 料 F

医 療 区 分二  $\mathcal{O}$ 患者 で あ って、 A D L 区 分一 で ある ŧ

 $\mathcal{O}$ 

}

患

及

び

状

態

に

あ

る患者並

び

に

同

表

の三に

掲げる患者

以

外

 $\mathcal{O}$ 

患者

(以 下

医医

療区

分 一

0

患

者

る疾

入院 別 表第 料 五. G の二に掲げる疾患及び状態にある患者並 びに別表第五 の 三 の 一 及び二に 1掲げ

とい う。 ) で あ **つ** て、 A D L 区 分三で あるも  $\mathcal{O}$ 

チ 入 院 料 Н

医 療 区 分一  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ つ て、 A D \_ L 区 一分二で あ る ŧ

IJ 入 院 料 Ι

医 療 区 分  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ 

療 養 病 棟 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 並 び に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 注 射 薬

 $\mathcal{O}$ 費 用 (3)

療 養 病 棟 入院 基 本 料 特 別 入院 基本料を含む。 を算定する患者 に 対 して 行 0 た 検 査 投薬、

注 射 並 び に 别 表 第 五. に 掲 げげ る 画 像 診 断 及 び 処 置  $\mathcal{O}$ 費用 つフ 1 ル  $\Delta$ 0 費用を含 む。 は、 当 該 入

院 基 本 料 に 含 ま れ る t  $\mathcal{O}$ لح L 別 表 第 五. 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 撂 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

は 当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。

(4)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 状 態

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 状 熊

(5)在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

在 宅 復 帰 支 援 を 行う に 0 き十 分 な 体 制 及 び 実績 を有 L て *(* ) ること。

(6)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

(1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ (1)又 は ハ に 掲 げ る 基 潍

(7)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 7 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が

+ 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す ごとに <del>\_\_</del> 以 上 で あ ること。 た だ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看

看

護

を

行

う

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

が

本

文

に

規

定

す

る

数

12

相

当

す

る

数

以

上

で

あ

る

場

合

に

は、

各

病

棟

に

お

け

る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か カン わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

口 平 成三十 年  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月三 + 日 時 点 で、 継 続 L 7 六 月 以 上 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る

件 平 成 十 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 匹 十三 号) に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法  $\mathcal{O}$ 医 科 点 数

表 以 下 旧 医 科 点 数 表」 とい う。 0 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 を 届 け 出 7 11 る病 棟 で あ ること。

イ

当

該

病

棟

に

お

1

て

H

に

看

護

を

行

う看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 基 潍

三十 を行 う 又 看 は そ 護 職  $\mathcal{O}$ 端 員  $\mathcal{O}$ 数 を 数 が 増 「すごと、 本 文に 規 に 定 す 以 る 上 てで 数 12 あ る 相 こと。 当する数以 ただ 上で し、 あ 当 該 る 場 病 合 棟 に に は お 1 各 て 病 棟 12 日 お に け 看 る 護

夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ノヽ 当 務  $\mathcal{O}$ 的 数 該 当 が二 業 病 該 務 棟 病 + を 棟  $\mathcal{O}$ 行 五. 入 に Š 院 又 お 看 は 患 *\* \ 護 そ 者 て、 補  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 端 助 数 者 数 日 が二百 1を含. を増すごとに に 看 む 又 護 場合 補 は そ 助 は、 を 0) 端 行う看護 に 数 <del>---</del> を増 日 相当する数以 に すごとに一 事 補 務 助 的 者 業務  $\mathcal{O}$ 上 数 に を行う看 で は あること。 相 当 常 す 時 Ź 護 補 数 当 該 な 以 助 者 下 お 病 棟 で  $\mathcal{O}$ 数 あ  $\mathcal{O}$ 主 入 院 は ること。 L 常 7 患 者 時 事

=  $\mathcal{O}$ 結 当 果 該 に 病 基 棟 づ に き 入 評 院 価 L を て 行 1 0 る 7 患 *\*\ 者 ること。 に 係 る 海 海 香  $\mathcal{O}$ 発 生 割 合 等 に つ 1 て 継 続 的 に 測 定 を 行 1 そ

ホ 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 に 関 す る (2) $\mathcal{O}$ 区 . 分 に 係 る 疾 患 及 び 状 態 等 並 び に Α D L  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 によ

る判定結果について、記録していること。

 $\sim$ 当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 1 て、 適 切 な 看 取 りに 対 す る 指 針 を定 めて 7 ること。

1 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 係 る届 出 を行 0 て **(**) な V) 病 棟 で あ ること。

チ 平 ·成三十 年三月三十 \_\_\_ 日 時 点 で、 旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 を 届 け 出 7

る病棟であること。

(9)療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 13 に 規 定 す る 別 12 · 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患

者 0) 数 が + 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに \_\_ 以 上で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜

勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文に 規定す る数に 相 当する数 以 上 で あ る 場 合 に は

各 病 棟 に お け る 夜 勤 を行う看 護 職 員 及び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数は、 本 文 0 規 定に か か わ らず、 看 護

職員一を含む三以上であることとする。

耶員一を含む三以一、あることとでる

口

Α

D

L

区

分三

 $\mathcal{O}$ 

患

者

を

五

割

以

上

入 院

させ

る

病

棟

で

あ

ること。

ノヽ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 てバ 処 遇 改 善 12 資 す Ź 体 制 が 整 備 さ れ て *\*\ ること。

結核病棟入院基本料の施設基準等

兀

(1)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文 に 規 定 す Ź 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

イ 七対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 12 お 1 て 日 に 看 護 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が 七 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>---</del> 以 上 で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看

護 を行 う看 護 職 員 0 数 が 本文に規定する数 に相当す る数以 上で あ る場 合には、 各 病 棟 に お

け る夜 勤 を行 う看 護 職 員 0 数 は、 本文の 規定 に か カン わ らず、 二以 上であること ( 結 核 病 棟

- 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 0) 場 合を除 く。 )とす う。 る。
- 2 当該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数の七 割以上が 看 護 師 であること。
- 3 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当すること。

せ

あること。

- 1 る病棟で 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重症· 度、 医療 看護必要度 Ι の基準を満たす患者を一 割一分以上入院さ
- 2 般 診 病棟 療内容に関するデータを適切に提出できる体 用 0) 重 症 度、 医 療 • 看 護 必要 度Ⅱ の基準 · を 満 制が整備された保険医療機関であって、 たす患者を〇 九 割 以上入院させ
- 4 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 0 員 数が 当 該 病 棟 0 入 院 患者 数に 百分の十を 乗じて得た数以 上 で あ ること。

る

病

棟で、

あること。

(5) 当 該 病 棟 12 お 1 て、 患 者 0) 適 切 な 服 薬 を 確 保 す るた 8) ĺŹ 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7

کے

十 対 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

1 当該 病 棟 に お į١ て、 日 に 看 護 を行う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常時、 当該 病 棟 O入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が 護 を行 十又 ごう看 は そ 護  $\mathcal{O}$ 職 端 員 数を増 の数が本文に規定する数 すごとに一以 上であ に相当す ること。 る数以上で ただし、 当 あ 該 る場 病 棟 合には、 12 お 1 て、 各 病 棟 日 に に お 看

け る夜 勤 を 行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本文 0 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上であること ( 結 核 病 棟

- 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 く。 とす る。
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数 0 七 割 以 上が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す っるため に 必 要な 体 制 が 整備されてい るこ

کے

# ハ 十三対一入院基本料の施設基準

1 当該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看 護職員の数は、 常時、 当 該 病棟 の入院 患者 の数

看 が 十三又 護を行 う は そ 看 護  $\mathcal{O}$ 端 職 員 数を増すごとに一  $\mathcal{O}$ 数 が 本文に 規定す 以上で る 数に あること。 相 当す る数 ただ 以上 Ļ 当該 で ある場 病 棟 合 に に お は、 いて、 各 病 棟 日

お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文 0 規定 に か か わ . ら ず、 二以 、上で、 あること ( 結 核

病

に

に

- 棟 入 / 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 く。 とす る。
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 0) 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す るた 8 に 必 要 な 体 制 が 整備 されてい

と。

# 二 十五対一入院基本料の施設基準

1 当該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟 の入院患者の数

棟 が お 看 入 け 護 + 院院 る を 五. 基 夜 行 又 本 勤 う は 料 そ を 看 行 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う 職 端 注 看 数 8 員 護 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 増 場 職 数 合 員 が すごとに を 本  $\mathcal{O}$ 除 数 文 く。 に は 規 \_\_\_ 以 定 本 とす 文 す 上 で  $\mathcal{O}$ る る。 規 数 あ 定 に ること。 に 相 当 カン す か ただ る数 わ 5 ず、 以 し、 上 で 当 以 該 あ Ŀ る 病 で 場 棟 あ 合 に ること 12 お は 1 て、 各 ( 結 病 核 棟 日 に 病 に

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 の最 小 必 要数 0) 匹 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患者 0) 適 切 な 服 薬 を 確 保 す るた 8) に 必 要な 体 制 が 整備 され てい

と。

ホ + 八 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

棟 看 が お 当 入 け 護 + 院 該 る を 八 基 又 夜 行 病 勤 本 う は 棟 そ 料 を 看 に 行 護 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う 職 端 7 注 看 て、 員 数 を  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ \_\_ 増 場 職 数 合 員 が 日 すごとに を に 本  $\mathcal{O}$ 除 数 文 看 に <\_ は、 護 規 \_\_ を 定 以 行 本 とす す う 文 上 で 看  $\mathcal{O}$ る る 規 数 護 あ 定 に 職 ること。 相 員 12 当す  $\mathcal{O}$ か 数 か ただ わ る は 数 5 ず、 以 し、 常 時、 上 で 当 以 該 当 あ 該 上 る 病 場 で 棟 病 あ 棟 合 に ること に お  $\mathcal{O}$ は 入 1 て、 院 各 患 結 者 病 核 棟 日  $\mathcal{O}$ に 数 に 病

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 匹 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

8

3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す るた  $\Diamond$ ĺ 必 要 な 体 制 が 整備され 7 るこ

ح.

### <u>二</u> 十 対 入 院 基 本 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- 1 棟 お 看 が <u>一</u> 入 け 護 当 / 院 を る 該 基 行 又 夜 病 勤 本 う は 棟 料 を そ に 看 行 護 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う 職 端 注 1 看 数 8 員 7 を  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ 場 増 職 数 合 員 が すごと 日 を 本  $\mathcal{O}$ に 除 数 文 看 く。 は、 に に 護 規 を 定 行 本 以 とす す 文 う 上 看  $\mathcal{O}$ る で る 規 数 あ 護 定 に る 職 に 員 相 当 か  $\mathcal{O}$ す か 数 わ る ただ は 数 5 ず、 以 常 L 時、 上 二以 で 当 当 あ 該 上 該 る 病 で 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に  $\mathcal{O}$ お は 入 1 院 て、 各 患 ( 結 者 病 核 棟 日  $\mathcal{O}$ 病 に 数 に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 12 お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す うるため に 必 要 な 体 制 が 整 備 され 7 7 るこ

と。

夜

勤

を

行

う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

人

当

た

り

 $\mathcal{O}$ 

月

亚

均

夜

勤

時

間

数

が

七

+ \_

時

間

以

下

で

あ

- (2)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 及 び 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$
- (3)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 場 合

料 月 亚 当 結 該 均 核 夜 保 険 勤 病 棟 時 医 間 療 入 院 機 超 関 基 過 本 が 減 算 料 若 過  $\mathcal{O}$ 去 注 L < 年 は だ 間 般 L に 書 病 お 棟 12 1 規 入 て、 定 院 す 基 般 本 料 病 平 棟  $\mathcal{O}$ 均 注 入 夜 院 7 勤 に 基 規 時 本 定 料 間 す 超  $\mathcal{O}$ 過 る 注 夜 2 減 算 勤 た だ 若 時 間 L 書 特 に 别 は 結 規 入 定 院 核 す 病 基 棟 る 本

入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定す る夜 勤 時 間 特 別 入 院 基 本 料、 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 た だ L 書 に

2

た

る

月

<

規 定す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別

入 院 基 本 料 又 は 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 を 算 定 L た

ことのある保険医療機関である場合

(4)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 患 者

感 染 症  $\mathcal{O}$ 予 防 及 び 感 染 症  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す Ź 医 療 に 関 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 百 + 兀 号。 以下

感 染 症 法 とい う。 第 + 九 条、 第二十 · 条 及 び 第二十二 条の 規 定等 に . 基 づ き適 切 に 入 退 院 が

行われている患者以外の患者

(5)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 する 厚 生 一 働 大 臣 が定め

る施

設

基

準

1 七 対 入 院 基 本 料 を 算 定 す Ź 病 棟 で あ ること。

口 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が お お む ね 三 + 以 下  $\mathcal{O}$ 病 棟 で あ ること。

ハ 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 を 算 定 す る 病 棟 لح <del>---</del> 体 的 な 運 営 を L て 7 る病 棟 で あること。

(6)結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

(1)のイの③の基準

(7) 結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(8)結 核 病 棟 入 院院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 する 厚生 一労働 大臣 が 定め る日

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に t 該 当 す る 各 病 棟 に お 7 て、 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来を受 診 L た 患 者 に 対 応 す る た め、

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 لح な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 と な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 12 支 障 が な 1 لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数が 時 的 に一 未 満 とな らった。 時間 帯 に お *(* \ て、 看 護 職 員及 Ű 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が、

看 護 職 員 を含 むニ 以 上であること。 ただし、 入 院 患者数が三十人 以 下 (T) 場合 に あ 0 て は

看護職員の数が一以上であること。

兀 の 二 精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

(1)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 十対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数

が + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す ごとに \_\_-以 上 で あ ること。 た だ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看

護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 낈 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 に お

け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か カン わ 5 ず、 二以 上で あ ること 精 神 病 棟

入院基本料の注10の場合を除く。)とする。

2 当該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0 最 小必要数 の七 割 以上が 看 護師 であること。

- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 . 院 日 数 が 兀 + 日 以 内 で あ ること。
- 4 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 G Α F 尺 度 に ょ る判定 が 三十 以 下  $\mathcal{O}$ 患 者 が 五. 割

ロ 十三対一入院基本料の施設基準

以

上で

あ

ること。

- 1 お 看 が 当 該 け 護を行う看 十三又 Ś 夜勤 病 は 棟 を そ に 行 護  $\mathcal{O}$ お う 職 端 1 看 員 て、 数を増すごとに一 護  $\mathcal{O}$ 数 職 <del>\_\_</del> が 員 日  $\mathcal{O}$ 本文に規定 に 数 看 は、 護 を行う看 以 本文 する 上で <u>の</u> 規 定 数に あ 護 職 ること。 に 相 員 当す カン  $\mathcal{O}$ 数 か る数 ただ は、 わ . ら 常 ず、二以上であること 以 し、 上 時、 一であ 当 当該 該 る場 病 棟 病 棟 合 に に お  $\mathcal{O}$ 入院 は、 7 て、 各 患 ( 精 病 者 神 棟 日 0) 病 に 数 に

2

当

該

病

棟

に

お

1

て、

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要

数

 $\mathcal{O}$ 

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あること。

棟

入 院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

10

 $\mathcal{O}$ 

場

合を除く。

とす

る。

- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 八 十 日 以 内 で あ ること。
- 4 体 合 当 併 該 症 病 を 棟 有 に す お Ź 1 患 て、 者 が 新 兀 規 割 入 以 院 上 患 で 者 あ  $\mathcal{O}$ ること。 う 5 G A F 尺 度 に ょ る判定が三十以下 . О 患 者 又 は

身

(5) 身 体 疾 患  $\mathcal{O}$ 治 療 体 制 を 確 保 L て 7 ること。

ハ 十五対一入院基本料の施設基準

1 当該 病 棟 に お ١ ر て、 日 に 看 護を行う看 護職 員 の数 は、 常 時, 当該病棟 の入院・ 患者の数

棟 看 が お 入院 け 護 + る を 五. 基 行 又 夜 本 勤 う は 料 そ を 看 行 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 5 注 職 端 看 数 員 10 を 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 増 場 職 数 合 員 が すごとに · を 除 本  $\mathcal{O}$ 数 文 <\_ に は 規 \_\_\_ 定 以 本 とす 文 す 上 で  $\mathcal{O}$ る Ź 規 数 あ 定 に ること。 12 相 当す カ か ただ る数 わ 5 ず、 以 し、 上 で 当 以 該 あ Ŀ る 病 場 で 棟 あ 合 に ること に お は 1 て、 各 精 病 神 棟 日 に 病 に

- 2 当該 病 棟 に お V) て、 看 護 職 員 の最 小 必 要数 0) 兀 割 以上が 看 護 師 であること。
- 二 十八対一入院基本料の施設基準
- 1 棟 お 看 が 当 該 入 け 護を行う看 十八又 院 る 基 夜 病 は 勤 棟 本 そ に を 料 護 行 お 0)  $\mathcal{O}$ 端 ζ) Š 職 注 看 員 て、 数を増すごとに一 10  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ 場 職 数 合 が 員 日 に看 を 本文に 0) 除 数 は、 護を行う看 く。 規定 以上で 本 とす す 文 Ź  $\mathcal{O}$ 数に 規 あること。 護 る 職 定 員 に 相 当す 、 の 数 カン か る数 ただ は、 わ . ら 常時、 ず、 以 Ļ Ĺ 二以 当該 で 当該 あ る場 Ĺ 病 病 で 棟 棟 合 あ に に お ること の入院 は、 いて、 患者 各 へ 精 病 神 棟 日 0) に に 数 病
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 0 匹 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ホ <u>二</u> 十 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 看 が二十 当 該 護 を行う看 又 病 は 棟 そ に 護  $\mathcal{O}$ お 職 端 1 員 て、 数を増すごとに  $\mathcal{O}$ 数が 日 本文に規定す に 看 護 を行 以 上 う で 看 る数に相当す あること。 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 ただ る数以上である場 は、 し、 常 時、 当 該 当 該 病 棟 病 合には、 棟 に お  $\mathcal{O}$ 入 院 7 て、 各 患 病 者 棟 日  $\mathcal{O}$ に に 数

お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン カン わ 5 ず、 以 上 で あ ること (精 神 病

棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 と す る

精 2 神 病 当 棟 該 入 病 院 棟 基 に 本 お 料 1 て、  $\mathcal{O}$ 注 2 看 本 護 文 職 に 員 規定  $\mathcal{O}$ 最 す 小 る 必 要 特 別 数  $\mathcal{O}$ 入 院 兀 割 基 本 以 上 料 が  $\mathcal{O}$ 看 施 設 護 基 師 で 潍 あ ること。

(2)

行 十 を 行 う 五. 当 う 看 又 該 看 護 は 病 護 そ 職 棟 職 員  $\mathcal{O}$ 12 端 員  $\mathcal{O}$ お 数 数  $\mathcal{O}$ 1 を増 数 て、 が は 本 · 文 に すごと 本 日 文 規 12 定 に 看  $\mathcal{O}$ 規 す 護 定 Ź 以 を 数 に 上 行 に で う カン あ 看 カン 相 ること。 わ 当する数 護 5 職 ず、 員  $\mathcal{O}$ 以 ただ 数 上で 以 は、 上 し あ 常 ( 看 る 当 時 護 場 該 補 合 病 当 助 に 棟 該 者 は に 病 が 棟 お 夜 各  $\mathcal{O}$ 1 勤 病 て、 入 院 を 棟 行 患 12 者 う お 日 場 け に  $\mathcal{O}$ 合 る 数 看 に 夜 護 が 勤 を お

(3)精 夜 勤 神 を 病 行 棟 う 入 院 看 護 基 職 本 料 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 注 人 2 当 た だ た n L 書  $\mathcal{O}$ 及 月 亚 び 注 均 9 夜 に 勤 規 時 間 定 す 数 る が 厚 七 十 二 生 労 時 働 間 大 臣 以 下 が 定 で あ  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

1

7

は

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

は

以

上

で

あ

ることとする。

(4)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 場 合

料 入 月 院 亚 当 基 結 該 均 本 核 夜 保 料 勤 険 病 棟  $\mathcal{O}$ 時 医 注 入 間 療 院 機 6 超 に 関 基 過 規 本 が 減 定す 算 料 若 過  $\mathcal{O}$ る夜 去 注 L 2 < 勤 た 年 は だ 時 間 間 般 L に 特 書 病 な 別 棟 に 1 入 規 入 て、 院 定 院 基 す 基 本 る 般 本 料、 月 料 病 平 棟  $\mathcal{O}$ 精 均 注 入 神 夜 院 7 勤 基 病 に 棟 規 時 本 入 定 料 間 院 す 超  $\mathcal{O}$ 基 過 る 注 本 夜 2 減 料 算 た 勤 だ 若  $\mathcal{O}$ 時 注 間 L 2 < 書 特 た 别 に は だ 結 規 入 定 院 L 核 書 す 病 基 に 棟 る 本

規 入 定す 院 基 本 る 月 料 平 又 は 均 障 夜 勤 害 者 時 施 間 設 超 等 過 減 入 院 算 基 若 本 L 料 < は  $\mathcal{O}$ 精 注 2 神 12 病 規 棟 定 入 院 す る 基 月 本 平 料 均  $\mathcal{O}$ 夜 注 勤 9 時 に 規 間 超 定 過 す 減 る 算 夜 を 勤 算 時 定 間 特 L た 別

(5)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 重 度 認 知 症 加 算 0 施 設 基 潍

こと

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

保

険

医

療

機

関

で

あ

る

場

合

1 場 る 護 合 を + 夜 当 行う 12 勤 五. 該 を 又 病 お 行う 看 は 棟 1 7 護 そ に 看 職  $\mathcal{O}$ は お 端 看 護 員 1 数 職  $\mathcal{O}$ て 護 を増 職 数 員 が 員  $\mathcal{O}$ すごとに 数 本  $\mathcal{O}$ 日 数 に は 文に規定 は 看 本 護 . 以 以上) 文 を  $\mathcal{O}$ 行 する数に 規 Ĺ う で で 定 看 あ あ に 護 ることとす か 相当する数以 ること。 職 か 員 わ  $\mathcal{O}$ らず、 数 ただし、 は 上で 常 以 上 時 あ 当 当 該 る 該 看 場 病 合 護 棟 病 補 に に 棟 助 は、 お  $\mathcal{O}$ 者 入 院 1 が 各病 て、 夜 患 者 勤 棟 を  $\mathcal{O}$ に 日 行 数 に お う け が 看

口 重 度 認 知 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ り、 日 常 生 活 . を 送 る上 てで 介 助 が 必 要 な 状 態 で あること。

(6)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

口 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 が 着 実 に 進  $\Diamond$ 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

(7)精 神 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

(8)精 許 神 病 病 棟 床 入 数 院院 が 基 百 本 床 料 未  $\mathcal{O}$ 満 注  $\mathcal{O}$ 10 に  $\mathcal{O}$ 規 定 あ する厚生 一労働 大臣 が 定め

る日

£

で

ること。

可

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に t 該 当 す る 各 病 棟 に お 1 て、 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来 たをす 受 診 L た 患 者 に 対 応 す る た め、

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 لح な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 12 未 満 と な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 12 支 障 が な 1 لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に一 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及  $\mathcal{U}$ 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が、

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あること。 ただ 入 院 患 者 数が三十 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 12 あ 0 7 は

看護職員の数が一以上であること。

特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

五.

(1) 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規定 す る 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 一般病棟

① 七対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 

数 が 七 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ る وع ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 7 H

12 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 以 上で あ る 場 合 に は 各 病

棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文 0 規 定 に カン か わ らず、 二以 上 であることと

する。

当 該 病 棟 に お *\* \ て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要 数 0 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

2

- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が二十六 日 以 内 で あ ること。
- 4 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当すること。
- (-)般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護必 要度Ⅰ 0 基準 Fを満、 たす患者を二割八分以上入院

さ

せ

る

病

棟で

あ

ること。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 院させ て、 診療 る病 内 般 容に 病 棟 棟 で 用 関するデー あること。  $\mathcal{O}$ 重症 度、 タ を適切に提出できる体 医 療 看 護必要度  $\prod$ の基準 制が整備された保険 を満たす患者を二割三分以 医療機関 で 上入 あ

0

- 5 کے 当 該 病 棟 を退 院する患者に占める、 自宅等に退院するものの割 合が八割以上であるこ
- 2 6 + デ 対 ] 入 タ 提 院 基 出 本 加 料 算に  $\mathcal{O}$ 施 係 る届 設 基 潍 出 を行 0 た 保 険 医 療 機 関であること。
- 1 棟 数 に に 看 が 当 お + 護 該 け を行 又 病 る夜勤 は 棟 う看 そ に  $\mathcal{O}$ お 護職 を行う看 端 7 数を増すごとに て、 員  $\mathcal{O}$ 護職員 数が 日 に 本文に 看 の数は、 護 を 以 行 規定する数に う看 上であること。 本文の規 護 職 員 定に 相当する数  $\mathcal{O}$ 数 は、 か ただし、 かわらず、 常 以 時、 上で 当 該 当 二以上であることと あ 病 該 る場 棟 病 に 棟 一合に  $\mathcal{O}$ お 入 1 は、 て、 院 患 各 者 病 日 0

する。

- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割以 上 が 看護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 均 在院 日 数 八 日 以 内 で あ ること。
- 4 続的 当 に 該 病 測定を行 棟 に 入 V ; 院 L てい その結果に基 る患 者  $\mathcal{O}$ づき評価を行っていること。 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護必要度Ⅰについて継
- 5 デ 1 タ提出加算に係る届出 を行行 った保険医療機関であること。

## 口 結核病棟

- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 棟 に 数 が 看 に 当 該 護 七 お を け 又 病 行 は 棟 る う看 そ 夜 に 勤 お 0 護 7 を行う看 端数を増 て、一日に 職 員  $\mathcal{O}$ 護 数 すごとに 職 が 看 員 本 文に  $\mathcal{O}$ 護を行う看護 数 規定 以 は、 上 で 本 す る 文 あること。 数 0) 職 規 に 員 定 相  $\mathcal{O}$ 当す 数は、 に ただ カュ る数 か 常 わ し、 以 時、 5 ず、 当該 上 で 当 あ 病 該 以 る場 棟 病 棟 上であることと に 合 0 お 入 に 7 院 て、 は 患 各 者 病 日 0
- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 0 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 七 割 以上が 看護 師であること。

する。

3 続的 当該 に測定を行 病 棟 に 入 院 V) してい その結果に基づき評価を行っていること。 る患者  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 用 0 重 症 度、 医 療 看 護必要度Ⅰについて継

- 4 当該 病 棟 に お 7 て、 患 者 0 適 切 な 服 薬 を 確 保 する ため に 必 要な 体 制 が 整 備 され 7 7 る
- こと。
- 2 十 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看護職 員 の数は、 常 時、 当 該 病 棟 0 入 院 患 者 0

数 が 十又 は そ 0 端数を増すごとに 以 上 であること。 ただし、 当 該 病 棟 に お V) て、

日

棟 に . 看 に お 護を行う看 る夜勤 護職 を行う看 員 の数が 護職 員 本文に規定する数に相当する数以 の数は、 本文の規定 に カ かわらず、 上で あ 以上であることと る場合に は、 各病

する。

け

- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上が 看護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 7 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を確 保 す Ź ために 必 要 な 体 制 が 整 備 され 7 1 る

こと。

- 3 十三対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行う看 護 職 員 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$

数 が 十三又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増すごとに一 以 上で あ ること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お 1 て、

日 に 看 護 を 行 5 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数が 本文に 規 定する数に 相 当する数以 上で あ る 場 合に は、 各

病 棟 に おける夜勤を行う看 護職員 の数 は、 本文の規定に カン カ わ らず、 二以上であること

とする。

- 2 当該 病 棟 12 お 7 て、 看 護 職 員 の最 小业 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上が 看護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 に お 11 て、 患 者  $\mathcal{O}$ 適 切 な 服 薬 を 確 保 す Ś ため に 必 要な 体 制 が 整備されている

کے

- ④ 十五対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病: 棟 に おお V > て、 日 に 看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者

0

数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 当該 防病棟 12 お 7

病棟におけ 日 看護を行う看 る夜 勤を行う看護職員 護 職員 0 数が本文に の数は、 規定する数に相当する数以上で 本文の規定に かかわらず、 ある場合に 二以上であること は、 各

とする。

- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護職 員 0 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上が 看護! 師 で あ ること。
- 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 患 者 0) 適 切 な 服 薬 を確 保 す Ś ために 必要な体 制 が整備され ている

こと。

3

ハ 精神病棟

- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 当該 病 棟に お **(**) て、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者 (T)

棟 に 数 が 看 に 七 護 お 又 を け 行 は る う看 そ 夜 勤 0 を 護 端数を増 行 職 う看 員  $\mathcal{O}$ 護 すごとに 数 職 が 本 員 文に  $\mathcal{O}$ 数 以 規 は 上 定 す 本文 であること。 る 数  $\mathcal{O}$ 規 に 定 相 当する数 に ただし、 カン か わ 以 5 ず、 当該 上 で あ 病 以 る場 棟 上であることと に 合 お に 7 て、 は 各病 日

2 当該 病 棟にお いて、 看護職 員の最小必 要数 の七 割以 上が看護師 であること。

する。

- 3 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。
- 4 当該 病 棟 に お 7 て、 新 規 入院 患者 のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五
- ② 十対一入院基本料の施設基準

割

以

上であること。

- 1 棟 に 数 が に 看 当 + 該 護 お け を 又 病 行 は 棟 る う看 そ 夜 に 勤 0 お を行 護 7 端数を増 て、 職 う看 員  $\mathcal{O}$ 護 数 すごとに 日 に 職 が 本 看 員 0) 文 護 に を 数 以 行う 規 は 定 上 一であ 看 本文 す Ź 護 数 0 ること。 職 規 に 員 定 相  $\mathcal{O}$ 当す に 数 ただ は、 カン る数 か わ し、 常 以 時、 5 ず、 当該 上 で 当 二以上であることと あ 病 該 る場 棟 病 に 棟 合  $\mathcal{O}$ お に 入 1 て、 院 は 患 各 者 病 日  $\mathcal{O}$
- 2 当該 病 棟に お 7 て、 看 護 職 員 の最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 七 割以 上が看護師 であること。

する。

3 当該 病 棟 0 平 均 在院 日 数 が 兀 十 日 以 内であること。

- 4 当 該 病 棟 に お 7 て、 新 規 入 院 患者 0 うち G A F 尺度による 判定 が三十 以 下 0) 患 者 が 五
- 割以上であること。
- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看護職 員 の数は、 常時、 当 該 防病棟 の入院

患者

0

数 が 十三又 にはそ の端 数を増すごとに一以 上であること。 ただし、 当 該 病 棟 に お て、

病 日 棟 に にお 看護を行う看護職員 ける夜勤を行う看 0 護職員 数が本文に規定する数に相当する数以上である場合に の数は、 本文の規定に か カ わ らず、 二以上であること は、 各

とする。

- 2 当該 病 棟 に お 7 て、 看護 職 員  $\mathcal{O}$ 最小 必要数 0) 七 割以 上が 看護師 であること。
- 3 当 該 病 棟 0 平 均 在 院 日 数 が 八十 日 以 内 で あること。
- 4 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者 0) う 5 G A F 尺度による判定が三十 · 以 下 0) 患者又は
- 身 体 合 併 症 を 有 す Ź 患 者 が 匹 割 以 上 で あ ること。
- ④ 十五対一入院基本料の施設基準

5

身

体

疾

患

^

0

治

療体

制

を

確

保

L

て

7

ること。

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 を行う看護職 員 、 の 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 

数 が ·· 十 五 又は そ の端数を増すごとに一以 上であること。 ただし、 当 該 病棟に お *\*\

病 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す Ś 数 に 相 当 す る 数 以 Ĺ で あ る 場 合 に は、 各

棟 12 お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 二以 上で あること

とす る。

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 0 七 割 以 上 が 看護 師 で あ ること。

(2)特定 機 能 病 院 入 院 基 本 . 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定 す Ś 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

感 染 症 法 第 + 九 条、 第二十 -条及び 第二十二 条 0) 規 定等に . 基づ. き適 切 に入退院が行わ れ てい

る

患 者 以 外 0 患 者

(3)特定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 にこ 規 定 する 重 度 認 知 症 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

重 度 認 知 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ り、 日 常 生 活を送る上 で 介 助 が 必 要な 状 態で あること。

(4)看 護 必 要 度 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 看 護 必 要 度 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 般 病 棟 に 限 る。 で あること。

2 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Ι 0 基 準 を 満 たす 患者 を一 割 七 分以 上入院 さ

せ る 病 棟 で あ ること。

2 診 療 内 容 に 関するデ ĺ タを適切に提出 できる体 . 制 が 整 正備され た保険医 唇機関 であ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 · を 満 たす患者を二割二分以 上入院 させ

る 病 棟 で あ ること。

口 看 護 必 要 度 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

+ 対 入 院 基本 料 に 係 る 届 出 「 を 行 った病棟  $\widehat{\phantom{a}}$ 般病棟に限る。)

であること。

2 次 0 *\* \ ず ħ か に 該当すること。

1 般 病 棟 用 0) 重症· 度、 医療 看護必要度Ⅰの基 準を満たす患者を二割一分以上入院さ

せ る 病 棟 であること。

2

診 療内 容に関するデ タを適切 に提出できる体制が 整備された保険医

1

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Π <u>ー</u> 基 準 · を 満 たす 患者を一 割 七分以上入院させ

療機関

で

あって、

る 病 棟 で あ ること。

ハ

看

護

必

要

度

加

算

3

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た 1病棟

般

病棟

に

限

る。

であること。

2 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当すること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 I 0) 基 準 を満 たす患者を 割 五. 分以上入院さ

せ る 病 棟 で あ ること。

2 診 療内 容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関 であって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を 割 分 以 上 入 院 さ せ

る病棟であること。

(5)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\otimes$ る 保 険 医 療 機 関

Ł  $\mathcal{O}$ 当 に 該 限 保 る。 険 医 療 に 機 占 関  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る、 般 午 病 棟 前 中 を に 退 院 退 院 す す る る 患 ŧ 者  $\mathcal{O}$ (退  $\mathcal{O}$ 割 院 合 日 が 12 九 特 割 定 機 以 上 能 で 病 あ 院 る 入 保 院 険 基 医 本 療 料 機 を 関 算 定する

(6)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規定 す る 厚生労働 大 臣 が 定 8) る患 者

次のいずれにも該当する患者

イ 当 該 病 棟 に 三 + 日 を 超 え て 入院 L 7 7 る者

ロ 午前中に退院する者

ハ 当 該 退 院 日 に お 1 て、 処 置 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第

節

に

掲

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限 る が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 て 1 な 1 者

= 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L て 1 な 1 者

(7)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 7 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 に 入 院 す る 患 者 入 院 日 に 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る

Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 占 8 る 金 曜 日 に 入 院 す る £  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 と 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院

す Ź 患 者 (退 院 日 に · 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を算定するも  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に占 8 る 月 曜 日 に 退 院

す る Ł  $\mathcal{O}$ 0 割 合  $\mathcal{O}$ 合 計 が + 分  $\mathcal{O}$ 兀 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(8)特 当 該 定 機 病 棟 能 病 12 金 院 曜 入 院 日 基 に 本 入 院 料 す  $\mathcal{O}$ る 注 患 7 者 12 規 12 係 定 る す る 入 院 厚 生 日 労  $\mathcal{O}$ 働 꽢 大 日 臣 及 が び 定 翌 8 K る 日 日 当 該 患 者 が 処 置 所 定

点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 \_\_-節 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 に 限 る 並 び に 当 該 病 棟 を 月 曜 日 に 退 院 す る 患 者 に 係 る 退 院 日  $\mathcal{O}$ 前 日

及 び 前 Þ 日 当 該 患 者 が 処 置 ( 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第二 章 第 九 部 第 節 に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

に

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 又 は 手 術 を 行 わ な 1 日 に 限 る。

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 て、 Α D L  $\mathcal{O}$ 維 持 向 上 等 に 資 す る + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ

7

1

ること。

当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言 語 聴 覚 士 が 名 以 上 配 置 さ れ

口

7 1 るこ と、 又 は 当 該 病 棟 12 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言 語 聴 覚 士 が

名 以 上 配 置 さ ħ て お り、 カン つ、 当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 若 L < は 言

語聴覚士が一名以上配置されていること。

六 尃 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 通 則

専 門 病 院 は 主 とし て 悪 性 腫 瘍 患 者 又は 循 環 器 疾 患 患 者 を当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 に 七 割 以 上 入

院 させ、 高 度 か 0 専 門 的 な 医 療 を 行 つ て 7 る 病 院 で あ ること。

1 七 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 (2)

専 門

病

院

入 院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

本

文

に

規

定

す

る

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

- 1 け 護 が る夜 を行 当 七 又 該 う 勤 は 病 を 看 そ 棟 行 護  $\mathcal{O}$ に う看 職 端 お 員 数 1 を増 護  $\mathcal{O}$ て、 数 職 員 が すごとに一以 本文に  $\mathcal{O}$ 日 数 に は、 看 規定する数 護 を行う 本文 上で 0 規 あ 看 定 に ること。 護 職 相当す に 員 か か  $\mathcal{O}$ 数 わ る数以 ただし、 らず、 は、 上であ 常時、 二以 当 該 当該 る場・ 上であること 病 棟 一合には、 に 病 お 棟 0 7 入 院 て、 各 専 病 患 門 者 棟 日 病 に 12 0) 院 数 お 看
- 3 2 当 該 該 病 病 棟 棟 に  $\mathcal{O}$ 平 お 均 7 在 て、 院 看 護 数 職 が二十 員  $\mathcal{O}$ 八 最 小 必 以 要 内 数 で あること。  $\mathcal{O}$ 七 割 以上 が 看 護 師 で あること。

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

10

 $\mathcal{O}$ 

場

合を除く。

)とする。

4 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す ること。

当

日

日

1 せ 病 般 棟 病 で 棟 あ 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I 0 基 準 を 満 た す 患 者 を二 割 八 分 以 上 一入院 さ

る

る

2 般 診 病 療 内 棟 容 用  $\mathcal{O}$ 12 関 重 症 す えデ 度、 医 タ 療 を 適 看 切 護 (C 必 要 提 度 出  $\prod$ で きる  $\mathcal{O}$ 基 体 準 · を 満 制 が 整 た す 備 患者 さ れ を一 た 保 割 険 三分以 医 療 機 関 上入院させ で あ 0 て、

る

病

棟

で

あること。

- (5) 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 が、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 数 に 百 分  $\mathcal{O}$ + を 乗 Ü て 得 た 数 以 上 で あること。
- 6 当 該 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 に 占 8) る、 自 宅 等 に 退 院 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割
- 7 デー タ 提 出 加 算 に · 係 る 届 出 を行行 った保 険 医 療 機 関 であること。

以

上で

あ

ること。

ロ 十対一入院基本料の施設基準

- 1 入 院 け 護 が る夜 を行 十又 当 該 基 う看 は 本 勤 病 そ 料 を 棟 行 護 0 に  $\mathcal{O}$ 端 う 職 注 お 数 看 員 7 10 を増  $\mathcal{O}$ 護  $\mathcal{O}$ て、 数 場 職 合 が 員 すごとに一以上であること。 を 本文  $\mathcal{O}$ 日 除 に 数 <\_ . に 看 は、 規定 護 )とす 本文 を行う看 する数 0 規 に相 定 護 職 に 員 当する数以上であ か かわ  $\mathcal{O}$ 数 ただし、 らず、 は、 常時、 当 該 二以上であること 当該 る場合 病 棟 に 病 に 棟 お は、  $\mathcal{O}$ 7 入 院 て、 各 (専 病 患者 菛 棟 日 病 12 に  $\mathcal{O}$ 院 数 看 お
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 0) 最 小 必 要数 0) 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 三 十三月 以 内 で あ ること。
- 4 的 に 当 測 該 定 病 を 棟 行 に V ) 入 院 そ L  $\mathcal{O}$ て 結 1 果 る 患 に 基 者 づ  $\mathcal{O}$ き 評 般 価 病 を 棟 行 用 0  $\mathcal{O}$ て 重 1 症 ること。 度、 医 療 看 護必 要度 Ι に つ *\*\ て継 続
- ハー十三対一入院基本料の施設基準

(5)

デ

]

タ

提

出

加

算

12

係

る

届

出

を

行

0

た

保

険

医

療

機

関

であること。

- 1 お 看 が 当 け 護 十三又 を る 該 基本 夜 行 病 勤 5 は 棟 を そ に 看 行う お 護  $\mathcal{O}$ 職 端 7 数を増 て、 看 員 護  $\mathcal{O}$ 場合を除く。) 職 数 員 が 日 すごとに 本文 に 0) 数 看 12 護 は、 を行 規 定 以 本 する 文の 上で う 看 規定 数に あ 護 ること。 職 に 相 員 当す カン 0 数 か る数 は、 わ ただ らず、 以 常 L 上で 時 、 二以上で 当 当該 あ 該 る 病 場 棟 病 あること 合 棟 に に お  $\mathcal{O}$ は 入 1 院 て、 各 患 (専門病 者 病 棟 日  $\mathcal{O}$ に に 数
- 2 当該 病 棟に お て、 看護職 員 の最 小必 要数 の七 割以上が 看 護師であること。

院

入院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

10

 $\mathcal{O}$ 

とする。

- 3 当該 病 棟 の平均 在院 日数 が三十 六 日以 内であること。
- 看 護 必要 度 加加 算 0 施 設 基 進

(3)

1 看 護 必 要 度 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1

+

対

入

院

基

本

料

に

係

る

届

出

を

行

0

た

病

棟

であ

ること。

- 2 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 I  $\mathcal{O}$ 基 準 を満 た す 患 者 を二 割 七 分 以 上 一入院 さ
- せ る 病 棟 で あ ること。
- 2 般 診 病 療 内 棟 容 用 に  $\mathcal{O}$ . 関 重 症 するデ 度、 1 医 タ 療 を適切に提 看 護 必 要 出 度 П できる体  $\mathcal{O}$ 基 準 · を 満 制 が たす 整 備 患者 され を一 た保 割 険 二分以 医 療 機 関 上入院させ で あっ て、

る病

棟

で

あること。

設

基

準

- 十 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た 病 棟 であること。
- ②次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 • 看護 必 要度I の基 準を満たす患者を二 割 一分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診 療内容に関するデー タを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、

般病棟 用 0 重 一症度、 医 療 看護 必 要度 П 0 基準を満たす患者を一割七分以 上入院させ

る病棟であること。

ハ 看護必要度加算3の施設基準

1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た 病 棟

であ

ること。

- ② 次のいずれかに該当すること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I 0 基 準 を満 たす患 者 を 割 五. 分以 上 一入院 さ

せる病棟であること。

2 診 療 内 容 に . 関 するデ ĺ タを適切に提出 できる体 制 が 整 備 され た 保 険 医療 機 関 で あって、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度Ⅱ 0 基準 · を 満 たす患者を一 割二分以 上入院させ

る病棟であること。

- (4)般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- イ + 三 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 で あ る
- 口 当 該 加 算 を 算 定 す る 患 者 に 0 1 7 測 定 L た 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 Ι  $\mathcal{O}$ 結
- (5)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 保 険 医 療 機

果

12

基

づ

き、

当

該

病

棟

12

お

け

る

当

該

看

護

必

要

度

 $\mathcal{O}$ 

評

価

を

行

0

て

1 る

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 12 専 門 病 院 入 院 基 本 関 料 を 算 定

(6)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

に

限

る

に

占

 $\Diamond$ 

る、

午

前

中

に

退

院

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

割

合

が

九

割

以

上

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 患 者

イ 当 該 病 棟 に三 + 日 を 超 え 7 入 院 し 7 1

る

口 午 前 中 に 退 院 す る 者

ノヽ 当 該 退 院 日 に お 1 て 処 置 所 定 点 数 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ に

限 る。 が 千 点 以 上  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 7 1 な 11 者

二 入 退 院 支 援 加 算 を 算 定 7 1 な 1 者

(7)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 12 入 院 す る 患 者 入 院 日 12 専 門 病 院 入 院 基 本 料 を算 定 す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ 

患 に 者 限 る。 退 院 に 日 占 に 車  $\Diamond$ 門 る 金 病 院 曜 入 日 院 に 基 入 院 本 料 す を る 算 ŧ 定  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 割 る 合 Ł ٢,  $\mathcal{O}$ に 当 限 該 る 保 険 に 医 占 療 機  $\Diamond$ る 関 月  $\mathcal{O}$ 曜 般 日 に 病 退 棟 院 を す 退 院 る す ŧ る  $\mathcal{O}$ 

(8)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 日

 $\mathcal{O}$ 

割

合

 $\mathcal{O}$ 

合

計

が

+

分

 $\mathcal{O}$ 

兀

以

上

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

限 及 又 点 び は る。 数 当 前 手 該 医 々 術 病 を 科 が 日 棟 千 行 点 12 当 点 数 わ 金 該 以 な 表 曜 上 患 1  $\mathcal{O}$ 日 者  $\mathcal{O}$ 第 12 日 ŧ 12 入 が 院 章  $\mathcal{O}$ 限 12 第 処 す る 置 る 限 九 る。 部 患 所 第 者 並 定 12 び 又 点 に 節 係 は 当 数 12 る 該 撂 手 入 術 医 病 げ 院 を 科 る 棟 日 行 点 ŧ を  $\mathcal{O}$ わ 꽢 数 月  $\mathcal{O}$ な 表 曜 に 日 1  $\mathcal{O}$ 日 限 及 日 第 12 る。 75 翌 12 退 限 章 院 Þ る。 第 す が H 千 る 九 (当該 部 患 点 者 第 以 患 に 上 節 係 者  $\mathcal{O}$ に が る ŧ 掲 退  $\mathcal{O}$ 院 げ 12 処 る 置 限 日 る。 ŧ  $\mathcal{O}$ 前 所  $\mathcal{O}$ に 定 日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 口 語 名 7 聴 以 1 当 入 覚 るこ 院 上 該 配 中 士 病 と、 が 置 棟  $\mathcal{O}$ さ に 患 者 名 専 れ 又 以 は 12 7 従 当 上 対 お  $\mathcal{O}$ 常 配 り 該 L て、 置 病 勤 さ カン 棟  $\mathcal{O}$ れ つ、 に 理 Α 学 7 専 D 当 従 1 L 療 ること。  $\mathcal{O}$ 該 法  $\mathcal{O}$ 常 維 士 病 持 棟 勤 作 に  $\mathcal{O}$ 車 理 業 向 任 学 上 療 等 法  $\mathcal{O}$ 療 常 に 法 士 若 資 士 勤 す  $\mathcal{O}$ L < 理 作 る 学 + 業 は 分 言 療 療 法 法 な 語 体 聴 士 士 若 覚 制 作 が L 士 業 < 整 が 備 療 は 法 さ 言 名 士 れ 以 語 若 7 聴 上 1 L 覚 配 < る 士 置 は さ が 言 れ

(10)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(11)専 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 ŧ 該 当 す る 各 病 棟 12 お 1 7 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来 を 受 診 L た 患 者 12 対 応 す る た

当 該 各 看 護 病 職 棟 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 ず 数 が れ か 時 的 病 に 二 棟 に 未 お 満 1 とな て 夜 0 勤 た を 時 行 間 う 帯 看 に 護 お 職 1 員 て、  $\mathcal{O}$ 数 患 が 者  $\mathcal{O}$ 看 時 護 的 に に 支 障 未 満 が な لح 1 な لح 0 認 た 日 8

5 れ ること。

1

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未満 とな 0 た 時 間 帯 に お *\* \ て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が、

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上で あること。 ただ 入 院 患者 数が三  $\overline{+}$ 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場合に あ つ て は

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上 で あ ること。

障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

七

(1)通 則

障 害 者 施 設 等 般 病 棟 は、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当す Ź 病 棟 で あ ること。

1 児 童 福 祉 法 昭 和 + 年 法 律 第 百 六 + 兀 号) 第 兀 + 二条 第二号に 規 定 す る 医 療 型 障 害 児

入 所 施 設 主 と L 7 肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ あ る 児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 児 同 法 第 七 条 第 項 に 規 定 す

る 重 症 心 身 障 害 児 を 1 う。 以 下 同 じ。 を 入 所 Z せ る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 同 法 第 六 条 の 二 の

第三項 に 規 定す る指 定 発 達支 援 医 療 機 関 に 係 る 般 病 棟 で あ ること。

ること。

(1)者 度  $\mathcal{O}$ を (1) $\mathcal{O}$ 重 除 意 度 に く。 識 お  $\mathcal{O}$ 障 肢 1 害 第 7 体 者、 八 同 不 U°  $\mathcal{O}$ 自 筋 九 由 ジ 児  $\mathcal{O}$ (1)ス 者 } 並 脊 髄 び 口 に 損 フ 第 脳 イ 傷 等 ] 卒 九 患  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 中 者、 八 重  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 度 後 難 (1)障 遺 病 害  $\mathcal{O}$ 症 患 者 1  $\mathcal{O}$ 者 及 患 等 者 び 脳 十 二 を 卒 及 中 お び 認 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ む (1)後 知 症 ね  $\mathcal{O}$ 潰 七 1 症  $\mathcal{O}$ 割 12 患  $\mathcal{O}$ 以 患 者 お 上 者 を 1 除 入 7 及 ¿ ° 院 同 U させ  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\circ}$ 認 第 知 7 症 八 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 患 九 重

病

で

あ

ること。

2 者 看 当 常 院 に 護 患 補 施 護 規 該 時 当 棟 該 者 設 補 定 病 助 者 当 等 す 棟 病  $\mathcal{O}$ 助 該 数 棟 を る 12 入 者 含 が 病 に 院 数 お  $\mathcal{O}$ 棟 基 数 に 1 お む 百 7 場 て は  $\mathcal{O}$ 本 相 又 当 入 て、 合 料 院 は す は  $\mathcal{O}$ 本 そ 患 注 文 る 日 者 数 12 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 端 看  $\mathcal{O}$ に 規 以 日  $\mathcal{O}$ 数 数 定 上 護 看 12 場 を が 護 事 合 を に で + を行 増 務 行 を か あ すごとに 除 う る 又 的 か 看 は う 業 場 < わ 看 そ 務 5 合 護 ず、 を 職  $\mathcal{O}$ 護 に とす 端 行 員 職 は に 数 員 う 看 及 る。 を 及 相 看 各 び 護 当 増すごと び 護 看 職 病 看 す 補 な 員 棟 護 護 る 補 助 に お \_\_\_ 数 者 補 を お 助 に 以 含 を 助 主  $\mathcal{O}$ け を行 下 لح 数 行 る む で 以 は L 夜 う あ !う看 以 上 7 勤 看 ること。 で 常 事 上 を 護 あ 務 で 補 護 時 行 る 的 補 あ う 助 者 当 業 る 看 助 こと 者 該 務 護  $\mathcal{O}$ 病 数 を 職  $\mathcal{O}$ た 数 棟 行 が 員 だ う 障 は 本  $\mathcal{O}$ 及 入 文 看 害 び

1 七 対 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 (2)

障 害

者

施

設

等

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規

定

す

る入院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

- 1 で 当 常 以 あ 該 時 (1)上 る 病  $\mathcal{O}$ で 場 棟 当 1 に あ 合 12 該 ること 該 に 病 お 当 は、 棟 1 す て  $\mathcal{O}$ 各 入 る ( 障 院 病 病 害 患 棟 棟 日 者 者 に で に 施 あ お 看  $\mathcal{O}$ 設 け 護 数 0 て、 等 る を が 入 夜 行 七 院 当 勤 う 又 該 基 を 看 は 本 行 そ 護 病 料 う 職  $\mathcal{O}$ 棟 看 員 端  $\mathcal{O}$ に 注 数 お 護  $\mathcal{O}$ 職 数 を 11 1 増 て、  $\mathcal{O}$ 員 が 場 本文 すごと  $\mathcal{O}$ 合 数 を 日 に は 除 に 規 に <\_ 定 \_\_ 看 本 以 護 文 す Ź  $\mathcal{O}$ を 上 行 とする。 で 規 数 う看 あ 定 に る に 相 こと。 当す 護 カ 職 か 員 る わ 数 た 5  $\mathcal{O}$ だ 以 数 上 は
- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 す る 当 潍 該 超 病 重 棟 症  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入 院 状 態 患 者  $\mathcal{O}$ 患  $\mathcal{O}$ 者 う との ち、 合計 第 八 が  $\mathcal{O}$ 三 + 割  $\mathcal{O}$ 以 (2)上で に 規 あること。 定 す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態  $\mathcal{O}$ 患者と同 (3)に 規 定

ロ 十対一入院基本料の施設基準

- 1 設 け 護 が 等 る を + 当 行 夜 又 該 入 院 勤 は う 病 看 そ を 基 棟 行 本 護  $\mathcal{O}$ に 端 料 う 職 お 看 員 数  $\mathcal{O}$ 1 護 を て、 注  $\mathcal{O}$ 増 数 職 11 す  $\mathcal{O}$ 員 が ごとに 場 本  $\mathcal{O}$ 日 合 数 文 に を に 看 は 除 規 <del>\_\_</del> 護 <\_ ° 定 以 を 本 文 す Ĺ 行 る で う  $\mathcal{O}$ とする。 数 あ 規 看 定 護 ること。 に 職 に 相 当 員 か す  $\mathcal{O}$ か る た 数 わ 数 だ は、 5 ず、 以 し、 常 上 時、 で 当 以 あ 該 る場 当 上 病 で 該 棟 あ 合 に 病 棟 ること に お は 1  $\mathcal{O}$ て、 入 院 各 ( 障 病 患 害 者 棟 日 者 12 に  $\mathcal{O}$ 施 数 看 お
- ノヽ 2 十三 当 対対 該 病 入 棟 院 に 基 お 本 1 料 て、  $\mathcal{O}$ 施 看 設 護 基 職 潍 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数 の七 割 以 上が 看 護 師 で あること。

- 1 施 が お 看 当 設 け 護 十三又 等 を 該 る 入 院 夜 行 病 勤 う は 棟 基 を そ 看 に 行う 本 護  $\mathcal{O}$ お 料 職 端 7 0) 看 数 て、 員 注 を 護  $\mathcal{O}$ 増 数 職 11  $\mathcal{O}$ 員 が 日 すごとに 場 に 0) 本 合 数 文 看 を除 は、 に 護 規 を <del>\_\_</del> 行 定 以 本 上で す 文 う (T) Ź 看 とする。 規 数 あ 護 定 に 職 ること。 に 相 員 当す カン 0 数 か る数 わ た は だだ 5 ず、 以 常 L 時、 上 二以 で 当 あ 当 該 上で る 該 病 場 棟 病 あ 合 棟 に ること に お  $\mathcal{O}$ 入 は 1 院 7 各 患 ( 障 者 病 害 棟 日  $\mathcal{O}$ 者 に に 数
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小必 要数 の七 割 以 上が 看 護師 であること。
- ニ 十五対一入院基本料の施設基準
- 1 看 お が 施 十 五 当該 設 け 護 等 を る 夜 行 又 入 病 う 院 は 勤 棟 そ に 基 を 看 行 護  $\mathcal{O}$ お 本 端 料 う 職 7 看 て、 員 数を増すごとに一  $\mathcal{O}$ 注 護  $\mathcal{O}$ 職 数 11 員 が 日  $\mathcal{O}$ 本文 場 に  $\mathcal{O}$ 合 数 看 に 護 を除 は、 規 を行う看 以 上 定 < 本 す 文 で る  $\mathcal{O}$ 護 とする。 規 数 あること。 に 職 定 に 員 相 当す か  $\mathcal{O}$ 数 か ただ は、 る数 わ 5 ず、 以 Ļ 常 時、 上 二以 当 で 当 該 該 あ 上 る 病 で 場 棟 病 あ 棟 合 に に お ること 0 入 院 7 は て、 患者 各 ( 障 病 害 棟 日 0 者 に に 数
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る  $\mathcal{O}$

(3)

障 夜 害 勤 を 者 施 行 設 う 等 看 入院 護 職 基 員 本  $\mathcal{O}$ 料 人  $\mathcal{O}$ 当 注 た 2に規 り  $\mathcal{O}$ 定 月 す 亚 うる厚 均 夜 生労働 勤 時 間 大臣 数 が が 七 定め <del>+</del> る場合 時 間 以 下 で あること。

(4)

料 入 規 入 月 院 院 定 亚 当 す 基 結 該 基 均 本 保 る 本 核 夜 料 月 料 勤 病 険 又 平 棟 時 医  $\mathcal{O}$ は 均 注 入 間 療 障 機 夜 院 超 6 害 勤 12 基 過 関 規 本 減 が 者 時 定 施 間 料 算 過 設 す 若 超  $\mathcal{O}$ 等 注 渦 る L 去 入 減 夜 2 < 院 年 算 勤 た は 基 若 だ 時 間 般 間 本 L L に 料 < 書 特 病 お  $\mathcal{O}$ は 別 に 棟 1 規 て、 注 精 入 入 定 2 神 院 院 に す 病 基 基 規 る 般 棟 本 本 定 料 料 病 入 月 す 院 亚  $\mathcal{O}$ 棟 る 精 基 均 注 入 院 月 神 夜 本 7 亚 料 病 勤 に 基 均  $\mathcal{O}$ 棟 時 規 本 夜 注 間 料 入 定 院 勤 す 9 超  $\mathcal{O}$ 基 時 に 過 る 注 夜 間 規 本 減 2 定 料 算 た 超 勤 だ す 若 過  $\mathcal{O}$ 時 る 間 減 注 L L < 算 書 夜 2 特 を 勤 た は 別 12 算 だ 結 規 時 入 定 定 間 核 院 L 書 す L 特 病 基 た 12 る 別 棟 本

(5)(6)障 特 別 害 定 表 第 者 入 院 施 几 設 基 に 掲 等 本 料 げ 入 院 る 及 患 基 び 者 障 本 害 料 者  $\mathcal{O}$ 施 注 5 設 に 等 規 入 定 院 する 基 本 厚 料 生  $\mathcal{O}$ 労 注 働 6 大 に 臣 規 が 定 定 す る  $\Diamond$ 点 る 状 数 態 にこ 等 含 ま に あ れ る る 患 画 者 像

لح

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

保

険

医

療

機

関

で

あ

る

場

合

- 行 本 処 料 0 特 置 12 た 定  $\mathcal{O}$ 含 費 别 入 院 ま 用 表 第 基 並 れ る 五 本 び に ŧ に 料 含  $\mathcal{O}$ 掲 又 と げ ま は る 障 n 害 な 画 者 別 像 1 表 診 施 除 第 外 断 設 等 薬 及 五 剤  $\mathcal{O}$ び 入 院 処 \_\_ • 基  $\mathcal{O}$ 置 注  $\mathcal{O}$ 本 射 に 費 料 薬 掲 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 費 げ 注 フ 用 る 6 に 薬 1 剤 規 ル 定 及 A す び  $\mathcal{O}$ 費 る 注 点 射 用 薬 数 を 含 を  $\mathcal{O}$ 費 算 む。 用 定 す は る は 当 患 該 者 当 該 入 に 診 院 断 対 入 基 及 院 L 本 基 7 び
- (7)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 看 護 補 助 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

料

に

ま

れ

な

1

Ł

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

次のいずれにも該当すること。

1  $\mathcal{O}$ 当 数 が 該 病 + 棟 又 に は お そ 1  $\mathcal{O}$ て 端 数 を 日 増 に 看 すごとに 護 補 助 を に 行 相 う看 当 す 護 る 補 数 助 以 者 上  $\mathcal{O}$ で 数 あ は ること。 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

口 当 該 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\bigcirc$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数が 七 十

五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増 すごとに一 に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

ハ 七 対 入 院 基 本 料 又は + . 対 入 院基 本 料 を算 定す る病棟であ ること。

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善に 資 す る 体 制 が 整 備 され て いること。

(8)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 10 に 規 定 する 夜 間 看 護 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に . 資す る十 · 分 な業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 一備さ れ 7 **,** \ るこ

کے

口 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 看 護 補 助 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 で あ るこ

حے

(9)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規定 する 厚生 労 働 大 臣 が 定 め る 保 険 医 療 機 関

許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(10)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規 定 する 厚生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 日

次  $\mathcal{O}$ V ず れ に も該当す る各病棟 12 お **(**) て、 夜 間 0 救 急 外 来を受診 L た患者に対応するため、

当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 لح な 0 た 日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 と な 0 た 時 間 帯 に お 1 て 患 者  $\mathcal{O}$ 看 護 12 支 障 が な 1 لح 認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に一 未 満 とな 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

看 護 職 員 を 含 むニ 以 上 で あ ること。 ただ Ļ 入 院 患 者 数が三 十人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は

看護職員の数が一以上であること。

第六 診 療 所  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

一通則

(1) 診療所であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 を 単 位 لح L 7 看 護 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(3)看 護 又 は 看 護 補 助 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員 又 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 主 治 医 若 し くは

看 護 師  $\mathcal{O}$ 指 示 を 受 け た 看 護 補 助 者 が 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る。

(4)現 に 看 護 12 従 事 L 7 1 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 を 当 該 診 療 所 内  $\mathcal{O}$ 見 Ŕ す 1 場 所 に 掲 示 L て *(* \ ること。

二 有床診療所入院基本料の施設基準

(1)有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す Ś 入 院院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- 1 当該 診 療 所 ( 療 養 病 床を除く。 に お け る看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が、 七 以 上であること。
- 2 患者 に 対 L て 必 要な 医 療 を 提 供 する た め に 適 切 な 機 能 を 担 0 て *\*\ ること。
- ロ 有床診療所入院基本料2の施設基準
- 当該 診 療 所 ( 療 養 病 床 を除 < )におけ る看 護職 員 の数が、 四以上七未満であること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。
- 有床診療所入院基本料3の施設基準
- 1 当 該 診療 所 (療養病床を除く。)に おける看護職員の数が、 一以上四未満であること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。
- 有床診療所入院基本料4の施設基準

二

有 1 床診 0 1 療  $\mathcal{O}$ 所 基 入 院 準 を 満 基 たす 本 . 料 5 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 で 設 あ 基 ること。 潍

ホ

- 口の①の基準を満たすものであること。
- 有床診療所入院基本料6の施設基準
- ハの①の基準を満たすものであること。
- 有 床 診 療 所 般 病 床 初 期 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 潍

(2)

次のいずれかに該当すること。

1 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 で あって、 過去一 年 · 間 に 訪 問 診 療を実 施 L 7 1 るも 0) であること。

ロ 急性期医療を担う診療所であること。

ハ 緩 和 ケ ア に 係 る 実 績 を 有 する診 療 所 であること。

(3) 夜間緊急体制確保加算の施設基準

入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 病 状  $\mathcal{O}$ 急 変に 備えた緊急 の診療提供体制を確保していること。

(4) 医師配置加算の施設基準

イ 医師配置加算1の施設基準

次のいずれにも該当すること。

① 当該診療所における医師の数が、二以上であること。

② 次のいずれかに該当すること。

1 在 宅 療 養 支援 診 療 所で あ って、 訪問 診 療 を実 施 L 7 7 る ŧ 0 であること。

2 急性期医療を担う診療所であること。

ロ 医師配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 に お け る 医 師  $\mathcal{O}$ 数 が、 二以 上であること **イ** 12 該 当する場合を除

(5)看 護 配 置 加 算、 夜 間 看 護 配 置 加 算 及び 看護 補 助 配 置 加 算 0) 施設 基準

イ 看護配置加算1の施設基準

当 該 診 療 所 ( 療 養 病床 を除 にお ける 看護 職 員 の数が、 看 護師三を含む十以上である

こと。

ロ 看護配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 療 養 病 床 を除 く。 ・ にお ける看護職員の数が、 十以上であること(イに該当

する場合を除く。)。

ハ 夜間看護配置加算1の施設基準

当 「該診 療 所における夜間 この看護職員及び看護補助者の数が、 看護職員一を含む二以上であ

ること。

ニ 夜間看護配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 に お け Ś 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員 0 数 が、 以上であること(ハに該当する場合を除

く。 )。

ホ 看護補助配置加算1の施設基準

当 該 診 療 所 療 養 病 床 を除 <\_ に お け . る 看 護補助者の数が、 二以上であること。

へ 看護補助配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 ( 療 養 病床 を除 における看護補助者の数が、 一以上であること(ホに該

当する場合を除く。)。

(6)看 取 り 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上 で あ ること。

(7) 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 施 設 基 準

当 該 診 療 所 が 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 に 係 る 病 床 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基本 料 . に係

る

病 床  $\mathcal{O}$ 双 方 を 有 L て 1 ること。

(8)栄 養 管理 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤  $\mathcal{O}$ 管理 栄 養 士 が 名 以 上

配置されていること。

口 栄 養 管 理 を 行 うに 0 き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(9)有 床 診 療 所 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在 宅 復 帰 支 援 を 行 う に 0 き十 分 な 実 績 等 を 有 L て 1 ること。

有 床 診 療 所 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定 す る 介 護 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(10)

介

護 保 険 法 施 行 令 亚 成 + 年 政 令 第 兀 + 号) 第 条 各号 に 規 定 疾 病

百

す

Ź

を

有

す

る

匹 + · 歳

以 上六 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 又 は 六 + 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 受入 れ に つ き、 十分な体 制 を有 L て いること。

三

有

床

診

療

所

療

養

病

床

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設基

準

等

(1) 通 則

療 養 病 床 であること。

(2)有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 쑄

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- 1 当 該 当 療 該 養 有 病 床 診 床 療  $\mathcal{O}$ 入 所 院 12 患 雇 者 用  $\mathcal{O}$ さ 数 れ が 六 又 そ  $\mathcal{O}$ は 療 そ 養  $\mathcal{O}$ 病 端 床 数 12 を 勤 増 務 すごとに一以 す ることとさ Ĺ れ で 7 あ 1 ること。 る 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は
- 2 は、 当 該 当該 有 療 床 養 診 病 療 床 所 0) に 入 院 雇 用 患者 さ れ、 の数が そ  $\mathcal{O}$ 六 療 又はそ 養 病 床 0) に 端 勤 数を増すごとに一 務することとされ 以 7 Ĺ 1 一であ る 看 ること。 護補 助者 の数
- 3 そ 当  $\mathcal{O}$ 結 該 果に 病 棟 基 に 一づき評 · 入院 L 価 7 を V) 行 る って 患者 7 に係る ること。 で 褥ょく 、 瘡っ  $\mathcal{O}$ 発生割合等につい て 継 続 的 に 測定を行
- 口 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 本 文に規定 す る厚 生労働 大臣 が 定 め る区 分
- ① 入院基本料A
- 1 う。 0 当 合 該 計 に 有 が あ 床 八 0 割 診 7 療 未 は 所 満  $\mathcal{O}$ で 医 療 あ 療 養 る場 区 病 分三の 床 合  $\mathcal{O}$ 。 以 入 院 患者 下 患者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 口 うち に お 医 1 療 て 区 分三の 特 定 患 患者 者 八 と医 割 未 療 満 区 分二 0 場 合  $\mathcal{O}$ 患 と 者 لح
- 2 う。  $\mathcal{O}$ 当 合 計 該 に が 有 あ 八 床 っては、 割 診 療 以 上 所  $\mathcal{O}$ で 次の 療 あ 養 る *\*\ 病 場 ずれにも該当するものとし 床 合  $\mathcal{O}$ (以下この 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 口 うち医 12 お 7 療 て 区 「 特 一分三の て地方厚生 定 患 患者 者 八 割 局 と医 長 発に 以 療 上 区 届  $\mathcal{O}$ 分二 場 け 出  $\mathcal{O}$ た診 患 とい 者と 療

所で あ る 保 険 医 療機 関 (以下この 口 に お 1 て 四四 対 配 置 保 険 医 療 機 関 とい う。 に

入院している医療区分三の患者

(-)当 該 有 床 診 療 所 12 雇 用 さ れ、 その 療 養病 床 12 勤務することとされてい る看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 

数は、 当 該 療 養 病 床 0 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 はそ 0) 端数を増すごとに一以 上であること。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 当該 有 床 診 療所 に 雇 用され、 その 療 養病 床に勤務することとされてい る看護補 助者

 $\mathcal{O}$ 数 は、 当該療養病床の入院患者 の数が四又はその端数を増すごとに一以上であるこ

کے

② 入院基本料B

1 特 定患者 八 割 未 満 0 場合に あ って は、 医 療区 分二の 患者 医医 療 区分三の患者を除

で あ って、 A D L区分三 又 は A D L 区 分二であ る Ł  $\mathcal{O}$ 

2 特定 患 者 八割 以上 0) 場合 に あ つ て は、 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L て 7 る 医 療

区

分 二 0 患 者 **(**医 療 区 分三の 患 者を除る < . であ 0 て、 A D L 区 分三又は A D L 区 分二で

あるもの

③ 入院基本料 C

1 特 定 患 者 八 割 未 満 0 場 合に あ っては、 医 療 区分二の 患者 (医療区分三の 患者 を除

く。)であって、ADL区分一であるもの

- 2 特 定 患 者 八 割 以 上 0 場 合 に あ 0 7 は、 匹 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 *\* \ る 医 療 区
- 分二  $\mathcal{O}$ 患 者 ( 医 療 区 分三 0) 患 者 を 除 く。 で あ 0 て、 Α D L 区 分 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$
- ④ 入院基本料D
- 1 特 定 患 者 八 割 未満 0 場合に あ って は、 医 療 区 分 一 0 患者であって、 A D L 区 分三であ

るもの

- 2 分一 特 定患 0) 患者 者 八割 であって、 以上の場合にあっては、 ADL区分三である 兀 ŧ 対  $\mathcal{O}$ 配 置保険医療機関に入院してい る医療区
- ⑤ 入院基本料E
- 1 特 定 患 者 八 割 未 満  $\mathcal{O}$ 場合に . あ って は、 医療 区 分一 0) 患者であって、 A D L 区 分二又は

ADL区分一であるもの

- 2 特 定 患 者 八 割 以 上 0) 場 合 に あ 0 て は、 兀 対 配 置 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L て 1 る 医 療 区
- 分  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分二又 は Α D L 区 分 で あ る ŧ 0 又 は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該
- 当し な 1 t 0) とし て 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た 診 療 所で あ る 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7

る患者

数

は、

当該

療

養病

床の入院患者

0

数

が

四又は

その端数を増すごとに一以上であること。

(--)当 該 有 床 診 療所 に 雇 用され、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 病 床 に 勤務することとされてい る看 護 職  $\mathcal{O}$ 

 $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 数 当 該 は 有 当 床 該 診 療 療 養 所 病 に 床 雇 用  $\mathcal{O}$ 入 さ 院 れ、 患 そ 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 療 養 が 兀 病 又 床 は に そ 勤  $\mathcal{O}$ 務 することとされ 端 数 を増 すごとに て 7 以 る 上 看 で 護 あ 補 る 助 者

ノヽ 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 に含ま れ る 画 像 診 断 及び 処 置  $\mathcal{O}$ 費 用 並 び に含ま れ な *(* ) 除

外

薬剤及び注射薬の費用

کے

剤 む。 た 検 及 有 び 査 床 診 注 は 投 療 射 当 薬、 薬 所 該 療  $\mathcal{O}$ 費 入 注 養 院 射 用 病 基 並 床 は 本 入 院 び 当 料 に 基 該 に 別 . 含 ま 本 入 表 料 院 第 基 れ 五. 特 本 る に 別 料 撂 ŧ 入院 12 0 げ · 含 لح る 基 ま し、 画 本料 像 れ 診 な 別 を含 1 表 断 第 ŧ 及 五. び む。  $\mathcal{O}$ とす 処 及 び 置 別 る。  $\mathcal{O}$ を算定する 費 表 第 用 五. つフ  $\mathcal{O}$ 患者 \_\_ 1 0 ル 一に に 7  $\mathcal{O}$ 対 掲 費 L て 行 げ 用 る を 薬 含 0

二 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 状 態

別表第五の四に掲げる状態

ホ 救 急 • 在 宅 等 支 援 療 養 病 床 初 期 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在 宅 療 養 支 援 診 療 所 で あ 0 て、 過 去 年 間 に 訪 問 診 療 を 実 施 L 7 7 る t 0 で あること。

へ 看取り加算の施設基準

当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 Ĺ で あ ること。

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料 0 注 9 に 規定する厚 生労働大臣 一が定 め る施 設 基 潍

当 該 診 療 所 が、 有 床 診 療 所入 院 基 本 料 に . 係 る病 床 及 び 有 床 診 療 所療 養 病 床 入院 基 本 料 に係

る病床の双方を有していること。

チ 栄養管理実施加算の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤 0) 管 理栄 養 士 が \_\_ 名以上配置され

ていること。

2 栄養: 管 理 を 行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

有床 診 療 所 療 養 病 床 在 宅復帰 機能 強 化 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(3)

第七 削除

在宅

復帰・

支援を行うに

つき十分な実績等を有

していること。

第八 入院基本料等加算の施設基準等

総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

1 特 定 機 能 病 院 及 び 専 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 する病 棟 を 有す る病 院 以 外 0) 病院 であること。

口 急 性 期 医 療 を 行 5 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て *\* \ ること。

ノヽ 医 療 従 事 者  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に資する 体 制 が 整備 され てい ること。

二 急 性 期 医 療 12 係 る 実 績 を十 分 有 して 7 ること。

ホ 当 該 保 険 医 療機 関  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に お *\*\ て喫煙 が禁止されていること。

- へ 次のいずれにも該当すること。
- 1 届 出 地 を 域 包 行 括 0 7 ケ T 1 病 な 棟 1 保 入 険 院 医 料、 療 機 地 関 域 包括 で あ ケア ること。 入院 医 療 管 理 料 又 は 療 養 病 棟 入院 基 本 料 に 係

る

- 2 下 附 険法 条 条 療院」という。 則第 当  $\mathcal{O}$ 介護老人 0 介 規 該 五. 平 定 護 百三十条の二 に 保 に 成 規 険 療 保 九 定 養 ょ 医 する 型 る改 健 年 療 法 医 施 機 又 は 律第 療 正 特 関 設」という。)、 前 第 別 کے 施 設 健 百二十三号) 養 0 同 護老 康 介 項 0 保険法等 護 建 と 規定 人 1 保 物 う。 ホ 険 内 法 に ] に 老 第 より *O* 同 第八条第二十 A 条第 人 を 八 ( 以 下 設 条 な 部 福 を改 二 十 おそ 置 第二十 祉法 L 「 特 Ē 九 て  $\mathcal{O}$ (昭 項に する 効力 八 1 六 別 な 項に規 項 和三十 養 法律 を有 規定 護老 1 に . 規 定す する 定す 八年 する介護 人 (平成十 ホ - 法律第 る ŧ Ś ] ム 介 介護老 のとさ 凣 医 護 という。 年 療 療 百三十三号)第二十 法 院 れ 人保健施 養 型 律 た ( 以 下 同 第八十三号) 医 法 療 第二十六 施 設 「介護医 介護保 設 ) 以 以 下
- 1 及 び 急 実 性 績 期 を  $\mathcal{O}$ 有 治 療 て を 要 7 ること。 す る 精 神 疾 患 を 有 す Ź 患 者等 に 対 す る 入院診 療 を行 うに つき必 要な体

制

チー次のいずれかに該当すること。

る

病

棟

で

あ

ること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医療 看 護必要度 I の基準を満たす患者を三割五分以上入院させ

2 診 療 内 容 に関するデー タを適 切 に提 出 で きる 体 制 が 整 備 され た保 険 医 療 機 関 で あ って、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を満 たす 患者 を三 割 以 上 入 院 させ る 病 棟

であること。

IJ 公益財 寸 法 人 日 本 医療 機能 評 価 機構 (平成七年七月二十七日に財団 法 人 日 本 医 療 機 能 評

価

機 構 とい う名称 で設立され た法 人をい . う。 以下同 じ。 ) 等が行う医 療 機 能 評 価 を受けてい る

病院又はこれに準ずる病院であること。

(2) 総合入院体制加算2の施設基準

イ ①のイ、ハ、へ、チ及びリを満たすものであること。

口

当

該

保

険医

療機

関

 $\mathcal{O}$ 

屋内に

おい

て喫煙が

禁止されていること。

ハ 急 性 期 医 療 を行うに つ き必要な体制 が 整 備 され ていること。

二 急 性 期 医 療に係る る実 績 を相 当 程 度有 L て ١ ر ること。

ホ 急 性 期  $\mathcal{O}$ 治 療 を要 す Ź 精 神 疾 患 を有 する患者等に対する診療を行うにつき必 要な体 制 及び

実績を有していること。

③ 総合入院体制加算3の施設基準

イ(1)のイ、ハ及びへを満たすものであること。

ロ(2の口及びハを満たすものであること。

- 急 性 期 医 療 に 係 る実 績 を 定 程 度 有 L て ١ ر ること。
- 二 急 性 期  $\mathcal{O}$ 治 療 を 要 す る 精 神 疾 患 を 有 す る 患 者等に 対 す る診 療を行うに つき必 要 な 体 制 又は

実績を有していること。

ホ 次のいずれかに該当すること。

- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護必 要度 I の 基準 · を 満 ||たす患者を三割二分以上入院させ
- る 病 棟 で あ ること。

2

診療

内

容

に関するデータを適

切

に

提

出できる体

制

が整備

され

た保険医

療機

関

で

あ

って、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 I  $\mathcal{O}$ 基 準を満たす患者を二割七 分以上入院させる

病棟であること。

二から五まで 削除

臨 床 研 修 病 院 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

六

(1) 基幹型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ₽ 該 当 す る基 幹 型 臨 床 研 修 病 院 医 師 法 第十 六 条 の二第 項 に 規 定 す Ź 臨 床

研 修 に 関 す る 省 令 伞 成 + 兀 年 厚 生 労 働 省 <del>1</del>令 第 百 五. 十八号) 第三条第一 号に規 定す る基幹型

臨床研修病院をいう。)であること。

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 て 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る 体 制 が とら れ て ١ ر ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- 口 を を 行 履 次 う病 修す  $\mathcal{O}$ 1 院 る ず 課 れ で あ 程 12 を置 って、 ŧ 該 当す く大学に 当該 る基 臨 幹 床 附 型 研 属 修の す 相 当大学 る 管 病 理 院 を行うも  $\mathcal{O}$ 病 うち、 院 <u>(</u>医 0) 他 師 を 法  $\mathcal{O}$ 第十 1 病 う。 院 又 六 以 下 条 は 診 の二第 同 療 U° 所 لح 共 項 で 12 同 あ 規 L 定す ること。 7 臨 うる医学 床 研 修
- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に · 係 でる届 出 を 行 0 た保険 医 療 機関 であること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 *\*\ て 指 導 医 が 指導及 び 確 認 をする 体 制 が とら れていること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行うに つ き十分な体 制 が 整 備されてい ること。

単 独 型 又 は 管 理 型  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(2)

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

に

該

当

す

ること。

1 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る病 院 で あ る 単 独 型 臨 床 研 修 施 設 (歯 科 医 師 法 第 + 六 条 の 二 第 項

す に る 規 定 単 す 独 型 る 臨 臨 床 床 研 研 修 修 施 に 関 設 を す る 1 う。 省 令 平 又 は 成 + 病 院 七 で 年 あ 厚 る 生 管 労 ·理型 働 省令 臨 床 第 百三 研 修 号) 施 設 第三 同 条 条第二号に規定 第 号 に 規

定

す Ź 管 理 型 臨 床 研 修 施 設 を V, う。 で あ ること。

1 診 療 録 管 理体 制 加 算に係る届 出を行った保険医 · 療 機関であること。

- 2 研 修 歯 科 医 0) 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に つ 1 て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をす る 体 制 が とら れ 7
- ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床研 修 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されてい ること。
- 口 な 項 修 項 号) 病 E を 院 に 次 1 規定 規定 第十 行う病院 Ł  $\mathcal{O}$ **(**歯  $\mathcal{O}$ 1 する す を 六 科 ず る歯学若 条 除 医 れ < をい \_業 臨 の二第 に を行 床 ŧ う。 研 該  $\mathcal{O}$ L 修 わ 当する単 < う 項に 以 に な ち、 下 関 7 は 医学 同じ。 する省令第三条第 ものを除く。 規定する歯学若しくは 他 独 型 を  $\mathcal{O}$ 履修 施 相 設 又は管理 当大学 と共 す Ź 課 0) 同 病 型相 程を置 うち、 一号に規定 L 院 て 当大学病院 医学を履修す 臨 歯 単 床 く大学に 科 独 研 医 する で 又 修 師 を 法 行 附 研修協 は **(**歯 属す 歯 る う ( 昭 課程 病 科 科 和二十三年 る病院 院 力 施 医 医 師 師 を置 単 法 設 法 と共 第 第 一く大学 独 (歯 + + 型 法 · 六 条 相 科 同 六 律 医業 条 に 当大学病 L の 二 の <u>-</u> 第二百 7 附 を行行 臨 属 第 床 第 す 院 る わ 研
- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

を

除

く。

で

あ

0

て、

当

該

臨

床

研

修

 $\mathcal{O}$ 

管

理

を

行

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

11

う。

以

下

同

U°

で

あること。

- 2 研 修 歯 科 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 7 て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をする体 制 が とられてい
- 3 その 他 臨 床研 修 を行うにつき十分な体制 が 整備されていること。
- (3) 協力型の施設基準

ること。

次のいずれかに該当すること。

1 研 修 次 に  $\mathcal{O}$ 関 1 する ず れ 省 に 令 ŧ 該 第三条 当す る協 第二号に 力型 規定 臨 床 研 す る 修 協 病 力 院 型 **(**医 臨 床 師 法 研 修 第十六条 病 院 を の二第 1 う。 項 で あること。 12 · 規 定する臨 床

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- 3 その 他 臨 床 研修を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

2

研

修

医

 $\mathcal{O}$ 

診

療

録

 $\mathcal{O}$ 

記

載

E

つい

て

指導

医

が

. 指導

及

び

確

認をする体制

がとられていること。

- 口 を履修する課程を置く大学に附属する 基 次 幹型相当大学病院を除く。) 0) 7 ずれ に も該当する協力型相当大学病院 をいう。) であること。 病院のうち、 (医師法第十六条の二第一 他の病院 と共同 して 臨 項に規定する医学 床研修を行う病 院
- 1 診 療 録管 理体 制 加 算に係 る届 出を 行 0 た 保 険 医 療 機関 であ ること。
- 2 研 修 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録 0) 記 載 に 0 1 て 指 導 医 が 指導 及 び 確 認をす る体 制 が とら れ てい ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行うに つき 十 分ない 体 制 が 整 備 さ れ 7 *(* ) ること。
- ハ に 規 次 定す 0) 1 る ず 臨 れ 床 に 研 ₽ 該 修 当す に . 関 る病 する省令第三条 院 で あ る協・ 力 第三号に規 型 臨 床 研 定す 修 施 る協 設 力 歯 型 科 臨 医 師 床 研 法 修 第 + 施 六 設 をい 条 の 二 う。 第一 項 で
- 1 診療録管理体 制 加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

あ

ること。

- 2 研 修 歯 科 医 0) 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に 0 1 て 指 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認 をす Ź 体 制 が とら れ 7
- ること。
- 3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を行うにつき十分なる 体 制 が 整 備 されてい ること。

= 歯 学 次 <u>,</u> 若 し  $\mathcal{O}$ 1 < ず は れ 医学を 12 ŧ 該 当す 履 修 る協 す る 課 力 型 程 相 を 当大学 置 < 大学 病 に 院 . 附 歯 属 す 科 Ź 医 師 病 院 法 第十六条の二 歯 科 医 業 を 行 第 わ \_\_ 項 な に 1 ŧ 規 定する  $\mathcal{O}$ を 除

のうち、 他  $\mathcal{O}$ 施 設と共 同 L 7 臨 床 研 修 を行 う病 院 単 独 型相当大学 · 病 院 及 び 管 理 型相

当大学病院を除く。)であること。

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 保る届記 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関
- 2 研 修 歯 科 医  $\mathcal{O}$ 診 療 録  $\mathcal{O}$ 記 載 に つ 7 て 指 導 歯科 医 が 指 導 及 び 確 認をす る体 制がとら れて V

で

あること。

ること。

3 そ  $\mathcal{O}$ 他 臨 床 研 修 を 行 うに つき十 分 な体 制 が 整 一備さ れ 7 1 ること。

六の二 救急医療管理加算の施設基準

休 日 又 は 夜 間 に お け る 救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 診 療 を行 って いること。

六の三 超 急 性 期 脳 卒 中 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 筡

- (1) 超急性期脳卒中加算の施設基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 脳卒中  $\bigcirc$ 診療につき十分な経験を有する専任の常勤 医 師 が 配 置さ

れていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 薬 剤 師 が 常 時 配 置され て 7 ること。

そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 治 療 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 いること。

= 治 療 室 等、 当 該 治 療 を 行 うに つ き十 · 分 な 構 造 設 備 を有 L ていること。

(2) 超急性期脳卒中加算の対象患者

脳 梗 塞 発 症 後 兀 • 五. 時 間 以 内 で あ る患 者

0 兀 妊 産 婦 緊 急 搬 送 入 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

六

妊 娠 状 態  $\mathcal{O}$ 異 常 が 疑 わ れ る 妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 受入 れ及び 緊急  $\mathcal{O}$ , 分 娩<sup>べ</sup>ん ^ 0) 対 応につき十 -分な体 制 が

整備されていること。

六  $\mathcal{O}$ 五. 在 宅 患 者 緊 急 入 院 診 療 加 算 に 規 定 す る 别 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

特 掲 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 平 成 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第六 十三 号) 第三  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (2)に 該 当 す る在

宅 療 養 支 援 診 療 所 及 び 第 兀  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del>  $\mathcal{O}$ (2)に 該 当 す る 在 宅 療 養 支 援 病 院

六  $\mathcal{O}$ 六 在 宅 患 者 緊 急 入 院 診 療 加 算 に 規 定す Ś 別 に 厚 生 一 働 大 臣 が 定 8 る 疾病 等

別表第十三に掲げる疾病等

七 診療録管理体制加算の施設基準

(1) 診療録管理体制加算1

1 患 者 に 対 L 診 療 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 が 現 (C 行 わ れ ていること。

口 診 療 記 録  $\mathcal{O}$ 全 て が 保 管 及 ごび 管 理 さ れ て 1 ること。

ハ 診 療 記 録 管 理を 行 うに つき十 . 分 な 体 制 が 整備 され てい ること。

二 入院 中 央 病 者に 歴 管 理室 V) 一 等 、 疾 病 診 統 療 計 記 録 管 び 退院 理を 時 行うに 要約 が つ き適 切 に作成されていること。 切 な 施 設及び 設 備を有していること。

(2)診 療 録管 理 体 制 加 算 2

ホ

患

つ

て

及

適

1 (1) 0) イ、 口 及 びニを満たすものであること。

口 診 療記 録管 理を行うにつき必 要な体 制が 整備されていること。

七 の <u>-</u> 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 0) 施 設 基 潍

ハ

入

院患者に

つ

*(* )

て

疾

病

統

計

及

び

退 院

時

要

約

が

作成されていること。

(1) 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 1

1 医 師  $\mathcal{O}$ 事 務 作 業 を 補 助 す る + 分 な体 制 が そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 加 算 に . 応 じて整 備 されていること。

口 病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善善 12 資 くする 体 制 が 整 備 され て 1 ること。

(2)医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 2

1 医 師  $\mathcal{O}$ 事 務 作 業 を 補 助 す る体 . 制 が それぞれの 加算に応じて整備されていること。

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 を満 たすもの であること。

七 の 三 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- (1)25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 看 護 補 助 者 五. 割 以 上  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 病 棟 12 お 1 7 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院

患

者

- $\mathcal{O}$ 数 が二 + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごとに一 に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。
- 口 的 業 看 務を 護 補 行う 助 者 看  $\mathcal{O}$ 護 配 補 置 基 助 準 者 に  $\mathcal{O}$ 主とし 数 は、 常 て 時 事 務 的 当 該 業 病 務 棟 を 行  $\mathcal{O}$ 入 う 院 看 患者 護 補  $\mathcal{O}$ 助 数 者 が二百百 を含む場合 又 は そ は、 の 端 数 日 を に 増 事
- とし 当 7 該 勤 病 務 棟 L に 7 お 7 7 る者 て、 で 看 あ 護 ること。 補 助 者  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 五割 以上 一が当 該 保険医 療 機関に看護

補

助

者

す

務

ごとに

に

相

当する数

以

下

であること。

- ニ 急性期医療を担う病院であること。
- ホ 専 門 急 性 病 院 期 入 院 般 基 入 院 本 料 基 本  $\mathcal{O}$ 料 七 対 又 は 入 特 院 定 機 基 本 能 料 病 若 院 L 入 < 院 は 基 + 本 対 料  $\widehat{\phantom{a}}$ 入 院 般 基 病 棟 本 料  $\mathcal{O}$ を 場 算 合 定 に す 限 る る。 病 棟 若 で あ L るこ くは

と。

- $\mathcal{O}$ 7 急 ず 性 れ 期 カ 般 に 該 入 当すること。 院 料 7 を算定 す Ź 病 棟 又 は + 対 \_\_ 入 院 基 本 . 料 · を算 定 とする・ 病 棟 に あ 9 て は、 次
- (1) 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必要 度 I の 基準 を満たす患者を○ 七 割以 上入院させ

る 病 棟 で あ ること。

2 診 療 内 容 12 関するデ タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 され た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を  $\bigcirc$ • 六 割 以 上 入 院 パさせる

病 棟 で あ ること。

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資する体 制 が 整 一備さ れてい ること。

(2)25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 、 看 護 補 助 者 五. 割 未 満)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(1) $\mathcal{O}$ イ、 口 及 び = か 5 } まで を満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(3)

1

当

該

病

棟

に

お

7

て、

日

に

看

護

補

助

を

行

う

看護

補

助

者

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時、

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患者

 $\mathcal{O}$ 

数 が 五. + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す Ź 数 以 上 で あ ること。

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び = か 5 1 ま で を満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(4)75 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院

患者

 $\mathcal{O}$ 数 が 七 + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごとに に 相 当 す る数 以 上であること。

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び = か 5 1 ま で を満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(5)夜 間 30 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0 数 が三 + 文

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>--</del> に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(6)夜 間 50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 病 棟 12 お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟 0) 入 院 患者 0 数 が 五. 十又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増すごとに \_\_ に 相 当 す る数 以 上 で あること。

(7)夜 間 100 対 1 急 性 期看 護 補 助 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 病棟 に お *\* \ て、 夜 勤 を 行 !う看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数は、 常 時 当 該 病棟  $\mathcal{O}$ 入院

患者の数が百

又は

その端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

1 夜 勤 時 間 帯 に 看 護 補 助 者 を 配 置 L 7 1 ること。

口 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 · 分 な業 務 管 理 等 0 体 制 が 整備 され 7

لح

七  $\mathcal{O}$ 兀 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 十二又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増 すごとに一 以 上で あること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 7 て、 夜間 12 看 護 を行う

看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す Ź 数 以 上 で あ る 場 合 に は、 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を

行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 三 以 上であ ることとす る。

ロ 急性期医療を担う病院であること。

ハ 急 性 期 般 入 院 基 本 料 又 は 特 定 機 能 病 院 入院基 本 料  $\widehat{\phantom{a}}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 場合 に 限 る。) 若 しくは

<u>ک</u> 。

専

菛

病

院

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

七

対

<del>\_\_\_</del>

入 院

基

本

料若

L

<

は

+

対

入院:

基本

料

を算定する病

棟

で

あ

るこ

二 急 性 期 般 入院料7を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟に あっ ては、 次

のいずれかに該当すること。

1 般 病 棟 用 0) 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 I の 基 準 · を 満 たす 患者を〇 七 割 以 Ĺ 入 院させ

る病棟であること。

2 診 療 内 容 に 関す るデ タ を 適 切 に 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す 患 者 を  $\bigcirc$ 六 割 以 上 入 院 させる

病棟であること。

ホ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資 (する: 体 制 が 整 備 され て 1 ること。

夜 間 に お け る 看 護業務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に資する十分な業 務管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が整備されてい るこ

と。

- (2)看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) $\mathcal{O}$ イ か 5 ホ ま で を 満 た す Ł  $\mathcal{O}$ で あ る
- (3)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 当 該 病 棟 に お 1 て 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時、 当 該 病 棟 0) 入 院 患 者 0) 数 が + 六 又

は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>\_\_</del> 以 上 で あ ること。 た だ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 12 看 護 を 行

行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、  $\equiv$ 以 上であることとする。

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

が

本

文に

規

定

す

る

数

に

相

当する

数以

上

で

あ

る場

合

に

は

各病

棟

に

お

け

る

夜

勤

を

う

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 カン 5 ^ ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(4)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び ホ 並 び に (3) $\mathcal{O}$ イ を 満 た す Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 急 性 期 般 入 院 料 2 か 5 6 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か を 算 定 す る 病 棟 で あ ること。

 $\mathcal{O}$ 五 乳 幼 児 加 算 • 幼 児 加 算  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 注 2 に 規 定 す る 基 淮

七

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 1 ること。

別表第六に掲げる疾患及び状態

八

難

病

患

者

等

入

院

診

療

加

算

に

規

定

す

る

疾

患

及

び

状

態

特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準

九

- (1)患 重 度 者  $\mathcal{O}$ 肢 難 体 病 患 不 者 自 等 由 を 児 お (者) お む ね 七 脊 割 髄 以 損 上 傷 等 入 院  $\mathcal{O}$ さ 重 せ 度 7 障 害 1 者、 る 般 重 度 病 棟  $\mathcal{O}$ 意 精 識 障 神 害 病 棟 者 又 筋 は ジ 有 床 ス 診 1 口 療 所 フ 1
- 般 病 床 12 限 る。 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 뭉 に お 1 7 同 r. で あ る
- (2)لح 入 行 規 は 護 補 院 う 定 に 当 職 助 当 員 患 看 に 者 該 者 以 該 護 か 及  $\mathcal{O}$ 病 上 棟 病 び 数  $\mathcal{O}$ 補 カン 棟 で 数 助 わ 看 は 又 者 護 あ 5 は が 又 ず 当 は 常 を 補 る こと。 含 当 百 助 時 該 該 を 有 又 む 看 場 行 当 は 有 護 床 ただ そ う 診 職 床 該 合 看  $\mathcal{O}$ 診 は 員 病 療 端 療 護 し、 棟 所 数 を 所 補 又 に 当 を 含 に は 日 お 助 増 該 当 者 む に お 1 す て、 事 け  $\mathcal{O}$ 病 該 ごと 数 務 以 る 棟 有 夜 的 上 が 又 床 に で 勤 業 本 は 診 日 を 当 あ 文 務 療 に に を 行 に 該 ることとす 所 看 相 行 う 規 護 有  $\mathcal{O}$ 当 う 看 定 を 床 入 行 看 護 す 診 す 院 う る 護 職 る 療 患 看 る。 数 数 員 補 所 者 以 及 護 に 12 助  $\mathcal{O}$ 下 な 職 者 び 相 数 お 当 で 看  $\mathcal{O}$ お 1 が 員 あ て、 護 す + 及 数 るこ Ź び 又 補 は 主 لح 数 看 助 は ک 常 者 そ 護 以 L 日 時 て 上 に 補  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 数 で 端 看 助 務 あ を は 護 当 数 る を 行 該 的 を 場 業 行 う 病 本 増 文 合 う 務 看 棟 す سُ を に 護  $\mathcal{O}$ 看  $\mathcal{O}$
- (3)7 患 該 者 有 当 床 該  $\mathcal{O}$ 数 診 日 有 が 療 12 床 所 + 診 看 12 護 五. 療 お を 又 所 け 行 は に る そ う お 夜 看  $\mathcal{O}$ 1 勤 端 て、 護 を 数 職 行 を 員 う 増  $\mathcal{O}$ 日 看 数 す 12 ごとに 護 が 看 職 護 本 員 を 文 に 行  $\mathcal{O}$ 以 数 規 う は 看 定 上 す で 護 本 る あ 職 るこ 文 数 員  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ と。 規 相 数 定 当 は に す た だ る 常 か カ 数 時 わ 以 らず、 上 当 当 で 該 該 あ 有 有 二以 る 床 床 場 診 診 上 合 療 療 で に 所 所 あ は に  $\mathcal{O}$ るこ お 入 当 院 1

- (4)当 該 有 床 診 療 所 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 十 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態 箬
- (1) 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 潍 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 注 2 に 規 定 す る基

準

当 該 保険 医 療 機 関 0 屋 内 に お **\**\ て 喫煙 が 禁止され ていること。

(2)超 重 症児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療加 算  $\mathcal{O}$ 注 1に規定する超 重症

の状

態

1 介 助 12 よら な け れ ば 座 位 が 保持 できず、 か つ、 人工 呼 吸器 を使 用する等 特 別  $\mathcal{O}$ 医 学 的 管 理

が 必 要な 状 態 が 六 月 以 上 又 は 新 生 児 期 か 5 継 続 L て 1 る 状 態 で あること。

口 超 重 症 児 (者)  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が二十 五. 点 以 上 で あること。

(3)超 重 症児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2に規 定 す る準 超 重 症 0)

状態

1 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 12 準 ず Ś 状 態 で あ ること。

口 超 重 症 児 ( 者  $\mathcal{O}$ 判 定 基 準 に ょ る判 :定ス コ ア が 十点以上であること。

十一削除

十二 看護配置加算の施設基準

(1)若 地 L < 域 は 般 精 神 入 院 病 棟 料 3 入 院 基 障 害 本 者 料 施  $\mathcal{O}$ + 設 五. 等 入 対 院 <del>---</del> 基 入 院 本 基 料 本  $\mathcal{O}$ + 料 五. + 対 八 \_\_ 対 入 院 入 基 院 本 基 料 本 又 料 は 若 結 核 L < 病 棟 は 入 + 院 対 基 本 入 料

(2)当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上が 看 護師 であること。

十三 看護補助加算の施設基準

院

基

本

料

を

算

定

す

る

病

棟

で

あ

る

(1) 看護補助加算1の施設基準

1  $\mathcal{O}$ 数 当 が三十 該 病 棟 又 に は お そ 7 0 て、 端 数 を増すごとに 日 に 看護補 助を行う看護 に 相 当す 補 る数以 助 者 上で  $\mathcal{O}$ 数 あること。 は 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

口 ごとに 的 業 看 務 護 補 を に 行 助 相 う 者 当 看  $\mathcal{O}$ す 護 配 る 置 補 数 基 助 準 者 以 下 12  $\mathcal{O}$ 主とし で 数 あること。 は て 常 事 時 務 当 的 業 該 病 務 を 棟 行  $\mathcal{O}$ 入 う 看 院 護 患 者 補  $\mathcal{O}$ 助 者 数 を含む が · 二 百 又 場 は 合 そ は  $\mathcal{O}$ 端 数 日 を 12 増 事

す

務

ハー次のいずれかに該当すること。

- 1 算 を 定す  $\bigcirc$ 地 域 六 る 割 病 般 以 棟 入 上 に 院 入 料 あ 院 0 1 させ 若 て は L る病 < は 棟 般 地 で 域 病 あ <u></u> 棟 ること。 般 用  $\mathcal{O}$ 入 重 院 症 料 度、 2を算 医 定 療 す • Ś 看 護 病 棟 必 要 又 度 は 十三 Ι  $\mathcal{O}$ 対 基 準 \_\_ を 入 満 院 た 基 す 本 患 料 者 を
- 2 診 療 内 容 に 関す るデー タを適 切 に 提出できる体制が整備 され た保 険医 療 機関であ つって、

定 地 す 域 る 般 病 棟 入 院 に あ 料 0 1 若 7 は L < は 般 地 域 病 棟 \_\_\_ 般 用  $\mathcal{O}$ 入 院 重 症 料 度、 2 を 算 医 療 定 す 看 る 護 病 必 棟 要 又 度 は 十三  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 対 準 入 を 院 満 た 基 す 本 料 患 者 を を 算

 $\bigcirc$ 五. 割 以 上 入 院 さ せせ る 病 棟 で あ る

3 地 域 般 入 棟 院 料 3 + 五. 対 入 院 基 本 料、 + 凣 対 <del>---</del> 入 院 基 本 料 又は二 + 対 \_\_\_ 入 院 基 本

料

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処遇 改 善に資す る体 制 が 整備されてい ること。

を

算

定

す

る

病

で

あ

ること。

(2)看 護 補 助 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 補 助 を 行う看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

口  $\mathcal{O}$ 数 地 域 が 五. + 般 又 入 は 院 そ 基 本  $\mathcal{O}$ 料、 端 数 十 三 を 増 対 すごとに 入 院 基 に 本 相 料 当 す + る 五. 数 対 以 入 院 上 で 基 あ 本 ること。 料、 + 八 対 <del>--</del> 入 院

基

本

料

又

ハ (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び = を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

は

\_

+

対

入

院

基

本

料

を

算

定

す

る

病

棟

で

あ

ること。

(3)看 護 補 助 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1  $\mathcal{O}$ 数 当 が 該 七 病 + 棟 五. に 又 お は 1 そ て  $\mathcal{O}$ 端 数 日 を に 増 看 すごとに 護 補 助 を 行 に う 相 看 当 護 す 補 る 助 数 者 以  $\mathcal{O}$ 上 数 で は あ ること。 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

口 地 域 般 入 院 基 本 料、 十三対 一入院基本 . 料 + 五. 対 <del>\_\_</del> 入院 基 本 料、 十八 対 <del>---</del> 入 院 基 本 料又

は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ハ (1)  $\mathcal{O}$ 口 及 び = を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(4)夜 間 75 対 1 看 護 補 助 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 夜 勤 を 行 う看 護 補 助 者 の数は、 常 時、 当 該 病棟 の入院 患者 0 数が 七十

五. 又 はそ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに一に 相当する数以上であること。

口 地 域一 般 入院 料1若しくは 地 域 般入院料2又は十三対一入院基本料を算定する病棟であ

ること。

(5) 夜間看護体制加算の施設基準

イ 夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

口 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資する十 分な業務管 理 等 0 体 制 が 整備され て るこ

کے

十四 地域加算に係る地域

般 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 に 関 す る法 律 (昭 和 二十 五. 年 法 律 第九十五号) 第十一 条 の三 第 項に規定

する 人事 院 規 則 で 定 める 地 域 及 び 当 該 地域 に準じ る地 域

十五から十七まで 削除

十八 離島加算に係る地域

- (1)離 島 振 興 法 昭 和 + 八 年 法 律 第七十二号) 第二条 第 項 0 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地
- 域として指定された離島の地域
- (2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 (昭 和 <u>+</u> 九 年 法 律 第 百 八十 -九号) 第 \_\_ 条 に 規定 てする 奄 美 群 島

の地域

(3)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 兀 十四四 年法律第七十九号) 第四 · 条第 項に規定する小

笠原諸島の地域

(4)沖 縄 振 興 特 別 措 置法 平 ·成十四 年法律第 + -四号) 第三条第三号に規定する離島

十九 重 症 者 等 療 養 環境 特 别 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)常 時 監視 を 要 L 随 時 適 切 な 看 護 及 び 介助を必要とす る重症 者等 0 看 護 を行うに つき十分な

看護師等が配置されていること。

(2)個 室 又 は 人 部 屋  $\mathcal{O}$ 病 床 で あ 0 て、 療養 上  $\mathcal{O}$ 必 要 か ら当: 該 重 症 者等 を 入院させる 0) に 適 した

ものであること。

+ 九 *の* ニ 小 児 療 養 環 境 特 別 加 算 に 規 定 す る 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 12 お 1 7 喫 煙 が 禁 止 され てい ること。

- <u>一</u>十 療 養 病 棟 療 養 環 境 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- ① 療養病棟療養環境加算1の施設基準

1 長 期に わ た る療 養 を行うにつき十分な 構 造設 備 を有 L てい ること。

口 長 期 に わ た る 療 養 を行うに つき必要な器械 • 器 具 が 具備 ざれ てい る機能 訓 練 室 一を有 て ر را

ること。

ノヽ 口 に · 掲 げる機能 記訓練室 のほか、 十分な施設を有していること。

二 医 療法 施 行 規 則 (昭 和二十三年 厚生省令第五十号) 第十九条第一項第一 号並びに第二項第

号及び第三号に定める医師 及び 看護師等 の員数以上 の員数が配置されていること。

(2)療養 (病棟· 療養環境加算2の施 設 基 潍

1 長 期 に わ たる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

たる療養を行うにつき必要な器械 · 器 具が具備されている機能訓 練室を有して

ること。

口

長

が期に

わ

ノヽ 口 に . 揭 げ る 機能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な 施 設 を有 L て *(* ) ること。

二 医 療 法 施 行 規 則第 + 九 条 第 項 第 号 並 び に 第二項 第二号及び第三号に定める医師及び看

護 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上 0) 員 数 が 配 置 さ れ 7 ( ) ること。

二 十 . の 二 療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 療 養 病 棟 療 養 環境 改 善 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 長 期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

- 口 長 期 12 わ た る 療 養 を行うにつき必要な 器 械 器 具が . 具備. ざれ て ζ, る機 能 訓 練 室 一を有 7
- ること。
- ノヽ 口 に 撂 げ る 機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適切 な 施 設 を有 してい ること。
- = 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第一 項 第一 号 並 び に第二 項 第二号及び第三号に定める医師 及び · 看
- 護師等の員数以上の員数が配置されていること。
- ホ 療 養 環 境  $\mathcal{O}$ 改善に係 る計 画を策定し、 定期的に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告して
- いること。
- ② 療養病棟療養環境改善加算2の施設基準
- 1 長 期 に わ た る 療 養 を行うに つ き 適切 な 構 造 設 備を有していること。
- 口 機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な 施 設 を 有 L て 1 ること。
- ハ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 뭉 並 び に第二項 第二号及び第三号に定  $\Diamond$ る医 師 及 び

· 看

- 護 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- =療 養 環 境  $\mathcal{O}$ 改 善に 係 る 計 画 を策 定 し、 定 期 的 に、 改 善善  $\mathcal{O}$ 状 況を地方厚生 一局 長等に 、報告、 して
- いること。
- <u>二</u> 十 診 療 所 療 養 病床 療 養環 境 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) 長期 にわ たる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

- (2)機 能 訓 練 室  $\mathcal{O}$ ほ か、 適 切 な施 設 を有 L ていること。
- (3)医 療 法 施 行 規 則 第二十一 条 の 二 第 項 及 び 第二項に定 め る医 一師及 び看 護師等 の員数以 上の員

数が配置されていること。

二 十 一 の <u>-</u> 診 療 所 療 養 病 床 療 養環境改善加 算  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

- (1) 長 期 に わ た る 療 養を行うにつき適 切 な 構 造 設 備 を有していること。
- ② 機能訓練室を有していること。
- (3) 長期 に わ たる療養を行うにつき十分な医師及び看護師等が配置されていること。
- (4) 療養 環境  $\mathcal{O}$ 改善に係る計 画を策定し、 定期 的 に、 改善の状況を地方厚生局長等に報告してい

ること。

二十一の三 無菌治療室管理加算の施設基準

(1) 無菌治療室管理加算1の施設基準

室 内 を無 菌  $\mathcal{O}$ 状 態 に 保 9 た 8) に + 分な 体 制 が 整 備 され ていること。

(2) 無菌治療室管理加算2の施設基準

室 内 を無 菌  $\mathcal{O}$ 状 態 に 保 0 た 8 に 適 切 な 体 制 が 整 備されていること。

<u>-</u> 十 二 重 症 皮 膚 潰 瘍 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 皮膚泌尿器科若しくは .皮膚科又は形成外科を標榜している保険医療機関であること。

- (2)重 症 皮 膚 潰 瘍 を 有 す る 入 院 患 者 に つい て、 皮 膚 泌 尿 器 科 若 L < は 皮 膚 科 又 は 形 成 外 科 を 担 . 当
- する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。
- (3)重 症 皮 膚 潰 瘍 管 理 を 行 う に 0 き必 要 な 器 械 • 器 具が 具備され 7 ١ ر ること。
- 二十三 緩和ケア診療加算の施設基準等
- (1) 緩和ケア診療加算の施設基準
- 1 緩 和 ケ ア 診 療 を行 うに つき十分な体 制が 整備されてい ること。
- 口 当 該 体 制 に お *\* \ て、 緩 和 ケア に 関 する 研修 を受け た 医 師 (歯 科 医 療を担 当する保険 医 療 機
- ケ ア 診 療 加 算 を 算 定 す る 悪 性 腫 瘍 又 は 末 期 ۱ŗ, 不全  $\bar{\mathcal{O}}$ 患者に 対 L 7 緩 和 ケ ア を 行 う場 合 に 限
- る。)。

関

に

あ

0

て

は

医

師

又

は

歯

科

医

師

が

配

置されていること

**会**当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

緩

和

ハ 評 価 が を受 ん 診 け 療 て  $\mathcal{O}$ 7 拠 る病 点とな 院 る 又 は 病 院 れ 若 5 L < に 準 は ず 公 る 益 病 財 院 寸 法 で あ 人 ること。 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行 う 医 療 機

能

- (2)緩 和 ケア 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 地 域
- 別表第六の二に掲げる地域
- (3)緩 和 ケア 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 準
- 1 般 病 棟 入 院 基 本 料 (急性 期 般 入院 料 1 を除 < を算定する病棟を有 する病 院 (特定

機 能 病 院 及 び 許 可 病 床 数 が 匹 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院 並 び に 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 一号ただし 書 に 規

定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 有 す る 病 院 を 除 であること。

口 緩 和 ケ ア 診 療 を 行 う E 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

ノヽ 当 該 体 制 に お 7 て、 緩 和 ケア に 関 す る 研 修 を受け た 医 師 (歯 科 医 療 を 担当する保 険 医 療 機

関 に あ 0 て は、 医師 又 は 歯 科 医 師) が 配 置されていること (当該! 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 緩 和

ケア 診 療 加 算 を算 定す Ś 悪 性腫 瘍 又は末期心不全の患者に対して緩 和ケア を行 う場 合 に 限

る。)。

二 が . ん診. 療  $\mathcal{O}$ 拠点となる病院若 しくは公益財 団法 人日 本医 療 機能 評 価 |機 等 が行う医 療 機 能

評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。

(4) 個別栄養食事管理加算の施設基準

1 緩 和 ケア を 要 す Ź 悪 性 腫 瘍 患 者  $\mathcal{O}$ 個 別 栄 養 食 事 管 理 を行 うに つ き 十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7

いること。

口 当 該 体 制 に お *\* \ て、 悪 性 腫 瘍 患 者  $\mathcal{O}$ 個 別 栄 養 食 事 管 理 に係る必 要な経 験 を有する管 理栄養

士が配置されていること。

十三 の 二 有 床 診 療 所 緩 和 ケア 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 緩 和 ケア診療 を行うに つき十分な体 制 が 整 備され ていること。

- (2)こと 不全 に あ 当  $\mathcal{O}$ 該 0 (当該 患者 7 体 は 制 に 保 12 対 険 医 お L 医 師 1 て、 7 療 又 緩 機 は 和 関 緩 歯 ケ 12 科 和 ア ケア お 医 を 師 1 行 に 7 う 有 及 関 場 す 床 び 合 診 緩 る 経 に 療 和 限 験 所 ケ を る。 ア 緩 有 和 に 関 す ケ ア す る 診 る 医 師 経 療 加 験 (歯 算 を を 有 科 算 す 医 定 療 る す を 看 Ź 担 護 悪 師 当 す 性 が る 腫 配 保 瘍 置 又 さ 険 は 医 れ 末 療 て 期 機 1 心 る 関
- (3)(2) $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か が 緩 和 ケア に 関 する 研 修を受けてい ること。
- (4) 当 該 診 療 所 に お け る 夜 間  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 以 上で あること。

<u>二</u> 十 兀 精 神 科 応 急 入 院 施 設 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 七 第 精 神 項 保  $\mathcal{O}$ 健 及 規 定 び 精 12 ょ 神 り 障 都 害 者 道 府 福 県 祉 知 に 事 関 が す 指 る 定 法 す 律 る 昭 精 和二十 神 科 病 院 五 で 年 · 法 あること。 律第百二十三号)第三十三条 0
- (2)第  $\equiv$ 精 項 神 ま 保 で 健  $\mathcal{O}$ 及 規 U 定 精 に 神 ょ 障 害 ŋ 入 者 院 福 す 祉 る に 者 関  $\mathcal{O}$ す た る 法  $\Diamond$ 12 律 必 第 要 三十三 な 専 用 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 病 七 床 第 を 確 項 保 及 び L 第三 7 7 +ること。 兀 条 第 項 か 5

<u>二</u> 十 五 精 神 病 棟 入 院 時 医 学 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)者 師  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入  $\mathcal{O}$ 医 員 院 数 療 数以 を三 法 患 者 施 上の を  $\mathcal{O}$ 行 数 ₽ 規 員数が を三を 則 0 第 7 除 + 配 Ł 九 置 た 条 0 っされ 数」 て 第 除 7 L を 項 *(* ) た 第 ること。 数 精 を 号 神 加 病  $\mathcal{O}$ え 床 規 た に 定 数 係 中 る と 読 精 病 室 神 み替え  $\mathcal{O}$ 病 床 入 / 院 及 た び 患 場 療 者 合 養  $\mathcal{O}$ に 数 病 お に 床 け 療 に る 係 養 同 る 病 号に 床 病 に 室 定 係  $\mathcal{O}$ 8) 入 る る 院 病 医 室 患

(2)当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 0) た め に 整 備 され . た 精 神 科 救 急 医 療 施 設 で あ る

こと。

二十五 の 二 精 神 科 地 域 移 行 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1)精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 地 域 移 行 を 推 進 す る部 門を設置 組 織 的 に地 域移行を実施する体 制

が整備されていること。

- (3)当 該 部 門 に 専 従 0) 精 神 保 健 福 祉 士 が 配 置され ていること。
- (4) 長 期 入 院院 患者  $\mathcal{O}$ 退 院 が 着 実 に 進  $\otimes$ 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。

二 十 五 の 三 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等

(1)精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あること。

口 当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 内 科 又 は 外 科  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ てい ること。

ハ 精 神 障 害 者 で あ 0 7 身 体 合 併 症 を 有 す る 患 者  $\mathcal{O}$ 治 療 が 行 えるよう、 精 神 科 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 科  $\mathcal{O}$ 

医 療 体 制 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 が 取 5 れ 7 1 る 病 棟 で あ ること。

(2)精 别 表 神 第七 科 身 体 の二に掲げる身体合併 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 注 症 に を有 規 定 する患 す る 厚生 者 一労働 大臣 が定め る身体合併症 を有する患者

<u>二</u> 十 五. 0) 兀 精 神 科 リエ ゾン チー A 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

精 神 疾 患 に 係 る 症 状  $\mathcal{O}$ 評 価 等  $\mathcal{O}$ 必 要 な 診 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 一備され *(* ) ること。

二十六 強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

強 度 行 動 障 害  $\mathcal{O}$ 診 療 を行うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備されていること。

(2)強 度 行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対象 患 者

強 度 行 動 障 害 が + 点以 上 か 0 医 療 度 が 二十四点以

ス

コ

ア

ス

コ

ア

上の患者

二十六 の <u>-</u> 重 度 ア ル コ ] ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 重 度 ア ル コ ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

ア

ル

コ

ル

依

存

症

 $\mathcal{O}$ 

診

療

を

行

うに

つ

き

必

要

な

体

制

が

整

一備さ

れ

ていること。

(2)重 度 ア ル コ ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

入 院 治 療 が 必 要 な ア ル コ ] ル 依 存 症  $\mathcal{O}$ 患 者

一十六の三 摂 食 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)摂 食 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

摂 食 障 害  $\mathcal{O}$ 診 療 を 行 う Œ 0 き 必 要 な 体 制 が 整備 され てい ること。

(2)摂 食 障 害 . 入院 医 療 管 理 加 算 0 対 象 患者

重 度  $\mathcal{O}$ 摂 食障 害 に ょ り 著 L 7 体 重  $\mathcal{O}$ 減 少 が 認 め られ る 患者

二十七 が  $\lambda$ 拠 点 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) が  $\lambda$ 診 療 連 携 拠 点 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 が  $\lambda$ 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点とな る 病 院 で あ ること。

小 児 が  $\lambda$ 拠点 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

当

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

屋

内

12

お

7

て喫煙が禁止されていること。

(2)

1 小 児 が W  $\mathcal{O}$ 診 療 0) 拠 点 となる病院であること。

(3)が  $\lambda$ 拠 点 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る 施 設 基 準

口

当

該

保

険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

屋内

に

お

7

て喫

煙

が

禁止されていること。

ゲ 1 ム 情 報 を 用 1 た が  $\lambda$ 医 療 を 提 供 す る中 核 とな る拠 点病 院 で あること。

二十八 栄 養 サ ポ 1 チ  $\Delta$ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

(1) 栄養 サ ポ 1 チ ] ム 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 を 行 う ĺ つ き十 - 分な 体 制 が 整 備 され ていること。

口 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象患 者 に 0 **,** , 7 栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成 するとともに、 当 該 患者 に 対 して当

該 計 画 が 文 書 に ょ り 交付 され、 説 明 が なさ れ るも  $\mathcal{O}$ で あること。

ハ 当 該 患者 の栄養管理に係る診療  $\mathcal{O}$ 終了時に栄養治療 実施報告書を作成するとともに、 当 該

患 者 に 対 L 7 当 該 報 告 書 が 文 書 12 より交付 され、 説 明 が なされ るも 0 で あ ること。

(2)栄 養 サ ポ 1 チ ]  $\Delta$ 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

栄 養 障 害  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る 患 者 又 は 栄 養 管 理を行 わ な け れ ば栄養 障 害 0 状態 に なることが見込ま

れ る 患 者で あ 0 て、 栄 養管 理 計 画 が 策定 され 7 *(* ) る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(3)栄 養 サ ポ 1 チ 1 4 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 規 定 する厚生労働大臣 が · 定め る地域

別表第六の二に掲げる地域

4 栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準

1 般 病 棟 入 院 基本 料 ( 急 性 期 \_\_ 般 入院料 1 を除く。 を算定する病棟 特定 機能 病 院

及び

許 可 病床 数 が 兀 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 並 び に 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算定· 方法第 一号ただし 書 に 規定、 する

別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 除 で あ ること。

口 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 を 行 うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

ノヽ 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 に 0 ١ ر 7 栄 養 治 療 実 施 計 画 を 作 成 するとともに、 当該 患者 に 対 7 当

該 計 画 が 文 書 に ょ り 交付 さ れ 説 明 が なさ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

二 当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 栄 養管 理 に 係 る診 療  $\mathcal{O}$ 終 了 時 に 栄養 治 療 実 施 報 告書を作 成 す るとともに、 当該

患 者 に 対 L て 当 該 報 告 書 が 文書 12 より交付され、 説 明 が なされ るも 0 で あること。

二十九 医療安全対策加算の施設基準

- (1) 医療安全対策加算1の施設基準
- 1 医 療 安 全 対 策 に 係 る 研 修 を 受 け た 専 従  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 看 護 師 等 が 医 療 安 全 管 理 者 とし て 配 置 さ

れていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 医 療 安全管 理 部 門 を設置 Ļ 組織 的 に 医 療 安全対 策を実施する体

制

が整備されていること。

ハ 当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置してい

ること。

(2) 医療安全対策加算2の施設基準

1 医 療 安 全 対 策 に 係 る研 修を受け た専任の 薬剤師 看 護師 等が医療安全管理者とし て配置さ

れていること。

口 (1) $\mathcal{O}$ 口 及 び ハ  $\mathcal{O}$ 要 件 を 満 た L て 1 ること。

(3)医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 医 療 安 全 対 策 加 算 1 に 係 る 施 設 基 潍  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て V) る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 医 療 安 全 対 策 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 医 療 安 全 対 策 に 関 する 研 修 を受

け た 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 医 療 安 全 管 理 部 門 12 配 置 さ れ 7 1 ること。

ノヽ 医 療 安 全 対 策 加 算 1 を 算 定 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 及 び 医 療 安 全 一対策 加 算 2 を 算 定す る保

医 療 機関 との 連 獲に より、 医療安全対 策を実施するため 0 必 要な体 制が 整 正備され ていること。

- (4)医 療 安 全 対 策 地 域 連 携 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 医 療 安 全 対 策 加 算 2 に 係 る 施 設 基 準  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 7 V) る 保 険 医 療 機 関 で あること。
- 口 医 療 安 全 対 策 加 算 1 を 算 定 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 医 療 安 全対策を実施

す

<u>二</u> 十 九 の <u>ニ</u> 感 染 防 止 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

る

た

8

 $\mathcal{O}$ 

必

要

な

体

制

が

整

備

され

7

1

ること。

- (1) 感染防止対策加算1の施設基準
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感染 防 止 対 策部 門を設置 し、 組 織 的 に 感染防 止対策を実施 する体

制

が整備されていること。

- ハ 務 分 当 に な 関 経 該 す 験 部 る を 門 + 有 に 分 す お な る 7 経 看 て、 験 護 感 を 師 有 染 感 す 症 る 染 対 薬 防 策 剤 に 止 師 対 関 す 及 策 る十 び に 臨 関 分な 床 す 検 る 査 経 研 技 修 験 を 師 を 受け が 有 適 す た る 切 12 ŧ 医 配  $\mathcal{O}$ 師 置 に 及 さ 限 び れ る。 感 染 て V) 管 ること。 理 並 に び に 関 病 す 院 る十 勤
- =感 染 防 止 対 策 に つ き、 感染 防 止 対 策 加 算 2 に · 係 る届 出 を 行 0 た保険 医 療 機関 と連携 してい

ること。

- (2) 感染防止対策加算2の施設基準
- イ 専任の院内感染管理者が配置されていること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染 防 止 対 策 部 門 を 設 置 し、 組 織 的 に 感 染 防 止 対 策 を 実 施 す る 体 制

が整備されていること。

口

ノヽ 当 該 部 門 に お **,** \ て、 感 染 症 対 策 に関 する十分な 経 験 を 有 する医 師 及 U 感 染管 理 に 関 す る十

分な 経 験 を 有 す る 看 護 師 並 び に 病 院 勤 務 に 関 す る  $\dot{+}$ 分な 経験 を 有 す る薬 剤 師 及 び 臨 床 検 査 技

師が適切に配置されていること。

二 感 染防 止 対 策 につき、 感染防止 対 策加 算 1に係る届出を行 った保険 医療機関と連 携 てい

ること。

(3)感染 防 止 対 策 地 域 連 携 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 ( 感 染 防 止 対 策 加算 1 12 係 る届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 に限 る。 と の 連

携 に ょ り 感 染 防 止 対 策 を 実 施 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 必 要 な 体 制 が 整備、 さ れ て 7 ること。

(4)抗 菌 薬 適 正 使 用 支援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

抗 菌 薬 を 適 正 に 使 用 す Ź た  $\Diamond$ に 必 要 な 支援 体 制 が 整 備 され て 1 ること。

<u>一</u>十 九 の 三 患 者 サ ポ 1 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)患 者 相 談 窓  $\Box$ を 設 置 し、 患者 に 対 す る支 援  $\mathcal{O}$ 充 実 に つ き必 要な 体 制 が 整 一備され てい ること。

(2) 当 該 窓  $\Box$ に、 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 社 会福 祉 士 等 が 配 置され ていること。

三十 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等

- (1) でよくそう **着** ノヽ 1 IJ ス ク 患 者 ケ ア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 1 海によくそう ケ T に 係 る 専 門  $\mathcal{O}$ 研 修 を 受 け た 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師 等 が ~ 褥によくそう 管 理者 لح L 7 配 置 され 7 7 る

- 口 褥 た た た た う 管理者が、 海によくそう 対策チ ĺ ムと連 携して、 あ 5 かじ め定め 5 れ た方 法 に . 基 づ き、 個 別
- $\mathcal{O}$ 患者ごとに · 褥 瘡 リス クア セス メン トを行って ( ) ること。
- ハ 褥瘡リスクア セ ス メント 0 結果を踏まえ、 特に重点的な · 褥疹 ケア が必必 要と認 め 5 れ る 患

者 に つい て、 主治 医その 他 0 医療従事者 が 共 同 して ·褥疮 *(*) 発生予防 等に 関 す る 計 画 を 個 別

- に 作 成 当該 計 画 に基づき重点的 ?な褥瘡. ケア を継続 して実施していること。
- 二 褥ょ ・< 瘡<sup>そ</sup>う  $\mathcal{O}$ 早 期 発 見 及 び 重 症 化予 <u>,</u> 防 のた め 0) 総 合 的 な が 褥瘡管 理対策を行うにふさわ L 7 体 制

が 整 備 さ れ 7 7 ること。

(2)で に よく そう ハイ リス ク 患者ケア 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2に規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る地 域

别 表 第 六の二に · 掲 げげ る 地 域

- (3)褥<sup>じ</sup> く た た う ハイ リス ク 患者ケ ア 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す Ś 施 設 基 潍
- 1 般 病 棟 入 院 基本 料 急 性 期 般 入 院 料 1 を除 < o を算・ 定す る 病 棟 特 定 機 能 病 院 及び

許 可 病 床 数 が 兀 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 並 び に 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方法 第 号た だ L 書 に 規 定する

別 に 厚生労 働 大臣 が 指定 する病 院 0 病 棟 を除 <\_ 。 で あ ること。

褥 (そう ケア を 行うにつ き必 要な 体 制 が 整 備 され てい ること。

口

ハ で に なく 瘡さ  $\mathcal{O}$ 早 期 発 見 及 び 重 症 化 予 防  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 5 褥瘡管1 理 対 策を行うに ふさわ L 7 体 制

が整備されていること。

三十 ハ 1 ij ス ク 妊 娠 管 理 加 算 0 施 設 基準 等

(1) ノヽ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 産 婦 人 科 又 は 産 科 を ·標榜語 す る保 険 医 療機 関であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 5 産 婦 人科 又 は 産 科 12 従 事 する医 師 が 名以上 配置され てい るこ

کے

ハ 医 療 公 益 補 償 財 約 寸 款 法 に 人 基 日 づ 本 < 医 補 療 償 機 能 を 実 評 施 価 機 し 7 構 が 1 ること。 定 8 る産 科 医 療補 償 制度 標準 補 償 約 款と同  $\mathcal{O}$ 産

科

= 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が . 禁 止 され て 7 ること。

(2)ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 とな る 合 併 症 を 有 L 7 7 る 妊 婦 で あ 0 て、 別 表 第六 の三に 掲 げげ るも 0

三十二 ハ 1 IJ ス ク 分 が 焼ん 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

(1) ハ 1 IJ ス ク 分 7娩% 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 専 5 産 婦 人科又は産 科に従事する常勤医 師 が三名 以上 配 記置され てい

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 常 勤  $\mathcal{O}$ 助 産 師 が  $\equiv$ 名 以 上 配 置され て 7 ること。

年 間  $\mathcal{O}$ 分 娩べん 実 施 件 数 が 百 + 件 以 上 で あ り、 か つ、 そ  $\mathcal{O}$ 実 施 件数等 を当 該 保 険 医 療 機 関

の見やすい場所に掲示していること。

ノヽ

= 公 益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 が 定め る産 科医 療補 償制度 標準補償約 款と同 *(*) 産 科

医 療 補 償 約 款 に 基づ < 補 償 を実 施 して 7 ること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫煙 が 禁止され ていること。

(2)ハ 1 IJ Ź ク 分 娩べん 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 とな る 合 併 症 を 有 L て 7 る 妊産 婦 で あ 0 て、 別 表第七に . 掲げ Ś も の

三十三から三十三の五まで 削除

三十三の 六 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 救 急 患 者  $\mathcal{O}$ 転 院 体 制 12 0 1 て 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 て V

る 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間 で あ 6 か じ 8 協 議 を 行 0 て *\* \ ること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算 に 係 る 届 出 を行 つて ζÌ な ١ ر 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

三十三 0) 七 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携受 入 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 救 急 患者 0 転 院 体 制 に つ **(** ) て、 精 神科救 急 搬 送患者地 域連 獲紹 介加算に係る届 出を行ってい

る 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間 で あ 5 カン じ  $\Diamond$ 協 議 を 行 0 7 いること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 に 係 る 届 出 を 行 って 7 な 1 保 険 医 療 機 関 であ ること。

三十四 総合評価加算の施設基準

(1) 介 護 保 険 法 施 行 令 第 条各号に規 定 する疾 病 を有する 四 十歳 以上六十五 歳 未 満 の者 又は 六十

五. 歳 以 上 0) 者  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 機 能 評 価 を 適 切 に 実 施 で きる保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 総 合的 な機 能評 価 に 係 る研 修 を受けた医 師 又は 歯 科医 師 が

名以上配置されていること。

(3)介護 保険 法 施 行 令第 二条各号に規定する疾 病 を有 する四十 歳以上六十五 歳 未 満 の者又は六十

歳 以 上の 者  $\mathcal{O}$ 総 合的 な 機 能 評 価 を行うにつき十分な体 制 が 整備 されていること。

三十五 削除

五

三十 五 の 二 呼 吸 ケアチ 4 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

(1) 呼吸ケアチーム加算の施設基準

イ 人 工 呼 吸 器  $\mathcal{O}$ 離 脱  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な診 療 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 に 0 7 7 呼 吸ケ ア チ ]  $\Delta$ に ょ る 診 療 計 画 書 を 作 成 ĺ ていること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 | 喫煙 が 禁止され てい ること。

② 呼吸ケアチーム加算の対象患者

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に ŧ 該 当 す Ź 患 者 で あ ること。

イ 兀 + 八 時 間 以 上 継 続 L 7 人 工 呼 吸 器 を装 着 L 7 7 る 患 者 で あ

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 患 者 で あ る

1 む。 人 工 L 呼 た 吸 器 患 者で を装 あ 着 0 L て、 てい 当 る 該 状 病 態 棟 で に 当 入 該 院 加 L 算を算 た 日 か 定できる 5 起 算 L 病 て — 棟 に 月 入 院 以 内 転  $\mathcal{O}$ ŧ 棟 及  $\mathcal{O}$ U 転 床 を含

2 た 当 該 日 か 5 加 起 算 算 を算定 して \_\_ できる病 月 以 内  $\mathcal{O}$ 棟 ŧ に 入 院  $\mathcal{O}$ L た後 に 人 工 呼 吸器を装着 L た患者で あ · て、 装着

L

三十五 の 三 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

口 厚 に 生 当 後 省 該 令 保 発 第 医 険 薬 + 医 六 品 療 号。 機 کے 関 1 に 以 う。 下 お 1 薬 て 担 調  $\mathcal{O}$ あ 規 剤 則 る L 薬 た 保 担 と 7 険 規 う。 則 薬 第 局 七 及 条 第 び 七 保  $\mathcal{O}$ 条 険 薬 に  $\mathcal{O}$ 規 剤 定 に 師 す 規 療 定 養 る 新 す 担 る 当 医 薬 後 規 則 品 発 医 昭昭 以 薬 下 品 和三十二年 先 以 発 下 医 単

量 年 厚 とい 生 一 う。 働 省 告示 に占め 第六 る後発医 + 号) 別 薬品 表 に  $\mathcal{O}$ 規 規 定 格 す 単 る 位 規 . 数 量 格 単  $\mathcal{O}$ 位ごとに 割合が 八 数 割 え 五. た 分以上であること。 数 量 以 下 規 格 単 位 数 薬

묘

と

1

う。

及

び

後

発医

薬

品

を

合算

L

た

薬

剤

 $\mathcal{O}$ 

使

用

薬

剤

 $\mathcal{O}$ 

薬

価

(薬

価

基

準

平

·成二十

- ノヽ 薬 品品 当 該 及 保 び 後 険 医 発 医 療 薬 機 品 関 を に 合 お 算 1 て L た 調 規 剤 格 L た 単 薬 位 数 剤 量  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 割 格 合 単 が 位 数 五. 割 量 以 に 上 占 で 8 あ る ること。 後 発 医 薬 밆 0) あ る 先 発 医
- 二 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 12 積 極 的 に 取 り 組 ん で 11 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やす **(**) 場 所 に 掲

示 L て 1 ること。

- (2)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 2 施 設 基 淮
- 1 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ 使 用 を促 進 す るた  $\Diamond$ 0) 体 制 が 整備されていること。

た 規 格 単 位 数 量 に 占 8) る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 以 上 で あ ること。

- 薬 品品 及 び 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。
- 示 L 後 て 発 7 る 薬 品 使 用 に 積 極 的 取 組  $\lambda$ 当 該 保 険 医 療 機 関

に

り

で

1

る旨

を、

 $\mathcal{O}$ 

見

やす

1

場

所

に

掲

=

医

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て

調

剤

L

た

薬

剤

 $\mathcal{O}$ 

規

格

単

位

数

量

に

占

 $\Diamond$ 

る

後発

医

薬

品品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

先

発

医

口

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て

調

剤

L

た

後

発医

薬

品品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

光発医

薬

品品

及

び後

発

医薬品

を合算

- (3)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 1 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 され てい ること。
- 口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 一に占 機 関 8 に る後発医 お 1 て 調 薬品 剤 L  $\mathcal{O}$ た 規 後 格 発 単 医 位 薬 . 数 量 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 割合が る 先 発 七 医 割以 薬 品品 上であること。 及 び 後 発 医 . 薬 品 を合算し

- ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医
- 二 薬 品品 後 発 及 医 び 薬 後 品 発 医  $\mathcal{O}$ 薬 使 品 用 を 12 合 積 算 極 的 L た に 規 取 格 組 単 位 ん 数 で 量 11 る旨  $\mathcal{O}$ 割 を、 合 が 当 五. 該 割 保 以 上 険 で 医 あ 療 ること。 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やす **(**) 場 所

り

に

掲

示

L

てい

ること。

- (4)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮
- 1 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ 使 用 を促 進 す るた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 体 制 が :整備されていること。

口

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て

調

剤

L

た

後

発医

薬

品品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

光発医

薬

品品

及び後

発医薬品を合算

ノヽ

薬

品

及

び

後

発

医

薬

品

を

合

算

L

た

規

格

単

位

数

量

 $\mathcal{O}$ 

割

合

が

五.

割

以

上

で

あ

ること。

る

先

発

医

- た 規 格 単 位 数 量 に 占 8) る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 六 割 以 上 で あること。
- 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量 に 占  $\Diamond$ る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ
- = 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組  $\lambda$ で 1 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 0) 見 やす 1 場 所 に 掲

示 L 7 7 る

三十 五. 0) 兀 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 病 棟ご とに 専 任  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ て 7 ること。
- 口 薬 剤 師 が 実 施 する 病 棟 12 お け る 薬剤関 連 業務につき、 病院勤務医等の 負 担 軽 減 及 び薬物 療

法  $\mathcal{O}$ 有 効 性 安 全 性 に 資 する た め に + 分 な 時 間 が 確 保 さ れ て いること。

- ノヽ 医 薬 品 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 伝 達 を 行 う た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 専 用 施 設 を 有 すること。
- 二 に 係 当 該 重 保 要 険 な 医 情 療 報 機 を 関 把 12 握 お け た る 際 医 に、 薬 밆 速  $\mathcal{O}$ B 使 か 用 に 12 必 係 要 る な 状 措 況 置 を を 把 講 握 ľ するとともに、 る 体 制 を 有 L て 医 7 薬 ること。 品  $\mathcal{O}$ 安全性
- ホ 薬 剤 管 理指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 に 係 る届 出 を行 0 7 7 る保 険 医 療 機 関 で あること。

る

(2)病 棟 薬剤 業 務 実 施 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- 1 病 院 0) 般 病 棟  $\bigcirc$ 治 療 室 一を単 位 とし て行うもの であること。
- ノヽ 治 療室ごとに 専 任  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。

口

病

棟薬

剤業

務

実

施

加

算

1

に

係

る

施

設

基

潍

 $\mathcal{O}$ 

届

出

を行

って

7

る

保 険

医

療

機関であること。

- 二 療 法 薬 剤  $\mathcal{O}$ 有 師 効 が 実 性 施 安 す 全 Ź 性 治 療 に 資 室 す に る お た け る  $\Diamond$ に 薬 + 剤 分 関 な 連 時 業 務 間 に が つ 確 き、 保 さ れ 病 て 院 勤 11 ること。 務 医 等  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 薬 物
- ホ ŧ に、 ノヽ  $\mathcal{O}$ 薬 医 薬 剤 品 師 を  $\mathcal{O}$ 安 通 全 ľ 性 て、 に 当 係 該 る 重 保 要 険 な 医 情 療 報 機 を 関 把 に 握 お L け た る 際に、 医 薬 品 速  $\mathcal{O}$ B 使 か 用 に に 必 係 要 る な 状 措 況 置 を を 把 講じ 握 す る体 るとと 制

三十 五.  $\mathcal{O}$ 五. デ 1 タ 提 出 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

を

有

して

7

ること。

(1) デ ĺ タ 提 出 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 口 復 診 期 療 録 IJ 管 ハ ピ 理 IJ 体 テ 制 1 加 算 シ に 彐 係 ン る 病 施 棟 設 入 院 基 料 準  $\mathcal{O}$ 又 届 は 出 地 を 域 行 包 0 括 て ケ 7 T る 病 保 棟 険 入 院 医 療 料 機  $\mathcal{O}$ 関 1 ず で あ れ ること。 か 又 は そ ただし、  $\mathcal{O}$ 両 方

 $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 う 保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン か わ 5 ず、 七  $\bigcirc$ (1) 又 は (2)を 満 た

すものであること。

口 入 院 患 者に 係 る診 療内 . 容に関 するデ ا タ を継 続 的 カン つ適切 (C · 提 出 するために必要な体 制 が

整備されていること。

(2) データ提出加算2の施設基準

1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 1 係 る施 設 基 準  $\mathcal{O}$ 届 出を行 って ( ) る 保険 医 療 機 関で あること。 ただし、

復 期リ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 又 は 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 又 は そ  $\mathcal{O}$ 両 方

4  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 ごう保 険 医 療 機 関 に あ つ て は、 本文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カゝ わ 5 ず、 七  $\mathcal{O}$ (1) 又 は (2)を満 た

すものであること。

 $\mathcal{O}$ 

口

口 入 院 患 者 及 び 外 来 患 者 に 係 る 診 療 内 容 に 関 する デ タを 継 続 的 か つ 適 切 (C 提 出 す Ź ために

必要な体制が整備されていること。

(3) 提出データ評価加算の施設基準

1 デ ] タ 提 出 加 算 2 を 算 定する 病 院 で あ ること。

口 診 療 内 容に関 する質 の高 いデ 1 タ が 継 続 的 か · つ 適 切に提出され ていること。

等

- (1) 入 退 院 支 援 加 算 1 に 関 す る 施 設 基 準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支援 及び 地 域 連 携 業務、 を担う部 門が 設置 されて *\*\ ること。
- 口 当 該 部 門 に 入 ,退院· 支援! 及 び 地 域 連 携 に 係 る業務 に 関 す る十 分な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護師
- 又 は 専従  $\mathcal{O}$ 社会 福 祉 士 が 配 記置され ていること。

ハ

当

該

部

門

に

専

従の

看護

師

が

配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、

専従の社

- 会福 祉 士 が 配 置され てい る場合に あっては 専任 (1) 看 護 師 が 配 置され てい ること。
- 二 各 病棟 に、 入退院支援及び 地 域 連 携業務 に 専従とし て 従 事 する専任の看 護 師 又は社会福 祉
- ホ そ  $\mathcal{O}$ 他 入 退 院 支援 等を行 うにつ き十 -分な体 制 が 整 備 され てい ること。

士

が

配

置

「 され

ていること。

- (2)入 退 院 支 援 加 算 2 に 関 す る 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 ・ う 部 門 が 設 置 さ れ て Į, ること。
- 口 当 該 部 門 に 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 す る十 分な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師
- 又 は 専 従  $\mathcal{O}$ 社 会 福 祉 士 が 配 置 さ れ てい ること。
- ノヽ 会福 当 祉 該 士 部 が 門 配 に 置され 専 従  $\mathcal{O}$ て 看 い 護 る場 師 が 合 配 に 置 っされ あっては専任 てい る場合に 0 看 護 あっては専任 師 が 配 置され の 社 て 会福 ۲ ر ること。 祉 士が、 専従 の社

二 そ  $\mathcal{O}$ 他 入 退 院 支 援 等 を 行 う ĺ つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1

(3)入 退 院 支 援 加 算 3 に 関 す る 施 設 基 潍

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う 部 門 が 設 置 さ れ 7 \ \ ること。

口 当 該 部 門 に 新 生 児  $\mathcal{O}$ 集 中 治 療 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 12 係 る 業 務 に 関 す る + 分 な 経 験 を

有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 名 以 上 又 は 新 生 児  $\mathcal{O}$ 集 中 治 療、 入 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務

12 関 する + 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 並 び に 専 従  $\mathcal{O}$ 社 会 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7

V

ること。

(4)地 域 連 携 診 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 地 域 12 お 1 て 当 該 病 院 カン 5  $\mathcal{O}$ 転 院 後 又 は 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 等 を 担 う 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関

又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 所 等 を 記 載 L た 地 域 連 携 診 療 計 画 を あ 5 カン ľ 8 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長

等に届け出ていること。

口 地 域 連 携 診 療 計 画 に お 1 7 連 携 す る 保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 所 等 نح L て 定 8 た

保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 所 等 لح  $\mathcal{O}$ 間 で、 定 期 的 に 診 療 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有、 地 域 連 携 診

療 計 画  $\mathcal{O}$ 評 価 等 を 行 う た 8  $\mathcal{O}$ 機 会 を 設 け て 1 ること。

(5)入 退 院 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

(6)入 退 院 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 準

1 定す 機 能 る 般 病 別 院 病 12 及 棟 厚 び 入 生 許 院 労 基 可 働 病 本 大 料 床 臣 数 が 急 が 指 兀 性 定す 期 百 床 る 般 以 病 上 入 院 院  $\mathcal{O}$ 病 料  $\mathcal{O}$ 病 院 1 を除 棟 並 を び < ° 有 12 す 診 る 療 を算 病 報 院 酬 を 定  $\mathcal{O}$ 除 算 す く。 Ź 定 病 方 法 棟 で 第 を 有 あること。 号 す Ź た だ 病 院 L 書 特 に 規 定

口 入 退 院 支援 を行う に つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

(7) 入院時支援加算の施設基準

1 関 地 支 し、 援 す 域 入 院 る十 に 許 連 関 前 携 可 分 業 す 支援を行う者として、 病 な 務 る 床 + 経 に関する十分な経 数 験を が二 分 な 有す 経 百 験 床 る専 を 未 有 満 す 任  $\mathcal{O}$ 一験を有 る 保 入退院支援及び  $\mathcal{O}$ 専 険 看 任 医 護 する専 療 師  $\mathcal{O}$ 看 機 及 び 護 関 師 専 従 に 地 あ 任  $\mathcal{O}$ が 域 配  $\mathcal{O}$ 看 0 社 連 置 7 護 さ 会 師 携業務 は 福 れ 又 は 7 本 祉 文 士 入 を担う部門 1 退 ること。 が  $\mathcal{O}$ 院 規 配 支援 置さ 定 に に、 か れ 及 び か て わ 7 地 入退院支援 らず、 ること。 域 連 携 入 退 業 及び ただ 務 院 に

口 地 域 連 携 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

1 自 宅 等 か 5 入 院 す る 予 定 入 院 患 者 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 カン 5 転 院 する患者を除 < である

こと。

(8)

入

院

時

支

援

加

算

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

入退院支援加算を算定する患者であること。

口

三十 五.  $\mathcal{O}$ 七 認 知 症 ケア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 認知症ケア加算1の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 認 知 症 を有い する患者 0) ケアを行うにつき十分な体 制 が 整 備 され

ていること。

(2) 認知症ケア加算2の施設基準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お *\* \ て、 認 知 症 を有する患者のケアを行うにつき必要な体制が 整備され

ていること。

(3) 認知症ケア加算の対象患者

認 知 症 又 は 認 知 症  $\mathcal{O}$ 症 状 を 有 し、 日常 生活を送る上で介助が必要な状態 で あ る 患者

三十 五.  $\mathcal{O}$ 八 精 神 疾 患 診 療 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 許 可 病 床 数 が 百 床 ( 別 表 第 六 の二に 撂 げげ る 地 域 E 所 在 す る保 険 医 療機 関 に あ 0 て は 八十 床

以上の病院であること。

(2)救 急 医 療 を 行うにつき必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

三十 五 0 九 精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 許 可 病 床 精 神 病 床 を 除 <  $\mathcal{O}$ 数 が 百 床 別 表第六の二に掲げる地 域に所在 する保険 医 療

機関にあっては八十床)以上の病院であること。

- (2)当 該 病 棟 に お 1 て、 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 は 当 該 病 棟 0) 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六又はそ (T) 端 数を増すごと
- に一以上配置されていること。
- (3)以 下  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当する 精 神 病 棟 で あること。

イ次のいずれも満たしていること。

1 精 神 病 棟 入院基 本料 (十対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。 又 は 特 定 機

能 病院 入院 基 本 料 を算定する精 神 病棟 七 対 一入院基 本 料、 + 対 一入院 基 本 料 又は 十三 対

一入院基本料に限る。)であること。

- 2 を 有 精 す 神 る 障 害 保 者 険 医 で あ 療 って・ 機 関 身体  $\mathcal{O}$ 精 神 疾患を有する患者に対する急性期治療を行うにつき十分な体制 病 棟 で あること。
- ロ 次のいずれも満たしていること。
- 1 精 神 科 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 す る保 険 医 療 機 関 であること。
- 2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 を 算 定 す る 精 神 病 棟 で あ ること。

三十六 地 域 歯 科 診 療 支援 病 院 入 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1)地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を行 ってい ること。
- (2)当 該 地 域 12 お ١ ر て、 歯 科 診 療 を担 当する 別 0 保険医 療 機関 との 連 獲人 . 制 が 確保されてい るこ

<u>ک</u> 。

- 一通則
- (1) 病院であること。
- (2)看 護 又 は 看 護 補 助 は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 看 護 職 員 又は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 主 治 医 若 L くは

看 護 師  $\mathcal{O}$ 指 示 を受け た 看 護 補 助 者 が 行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

- (3)を含い 入 院 む。 基本 に 料 を算 お 1 定し て算定 7 す 1 、る特· な 7 定 保 入 険 院料 医 療 は 機 関 別 表 特 第 別 + 入院基 五.  $\mathcal{O}$ t 本料等を算定して  $\mathcal{O}$ に 限 ること。 ١ ﴿ る保 険 医 療 機 関
- (4)法 に 厚 生 規 定す 一労働 る 大 臣 入 院  $\mathcal{O}$ 定め 患 者 る入 数  $\mathcal{O}$ 院 基 患 準 者 又 は 数 医  $\mathcal{O}$ 師 基 等 準 及  $\mathcal{O}$ 員 び 数 医  $\mathcal{O}$ 師 基 等 準  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 員 数 1 ず  $\mathcal{O}$ れ 基 に 潍 ŧ 並 該 び 当 に L 入 院 てい 基 本 な 料 いこと。 0 算定 方
- 一 救命救急入院料の施設基準
- (1)救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 入 院 基 本 料 0) 施 設 基 潍

1

救

命

救

急

入

院

料

1

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

- 1 てい 都 る 道 病 府 院 県 が  $\mathcal{O}$ 定 般 8 病 る 救 棟 急  $\mathcal{O}$ 治 医 療 療 室 に を単 関 す 位 る とし 計 画 て に 行 基 う づ £ 7)  $\mathcal{O}$ て で 運 あること。 営され る 救 命 救 急 セ ン タ ] を 有 L
- 2 当 該 治 療 室 内 に 重 篤 な 救 急 患者 に 対 す Ź 医 療を行うにつき必要な医師 が 常常時 配 置されて

いること。

- 3 当該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常時、 当 該 治 ·療室 0) 入 院 患者 0 数 が 四又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数
- を増、 すごとに <del>---</del> 以 上 で あること。
- 4 重篤 な 救 急 患者 に 対 す る医 療を行うにつき十分な専用 施 設を有 していること。
- (5) 当 該 治 療 室 に 入 院 L て *(* ) る患 者  $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護必要度につい

口 救 命救 急 入院 料2の 施 設 基 潍

7

継

続

的

に

測

定を行

V ;

その

結

果に

基づき評

価

を行

っていること。

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ずれ

に

も該当するものであること。

1 1 O1 か 5 ④までを満たすものであること。

- 2 次 0) 7 ず れ カ に該当すること。
- 1 三  $\mathcal{O}$ (1)  $\mathcal{O}$ 1 を 満 たすもので あること。
- 2 三の (1) $\mathcal{O}$ ノヽ を 満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。
- 救 命 救 急 入 院 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

ノヽ

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に ŧ 該当す るも 0 で あ ること。

- 1 イ を 満 たす もの で あ ること。
- = 2 救 命救 広 範 急 井 入院料 熱 傷 特 定  $\mathcal{O}$ 集 施 中 設基準 治療を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

4

次 0 7 ず れ に ŧ 該 当 す る ŧ 0 で あ ること。

- ① ロを満たすものであること。
- 2 広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 を行 うに つき十分 な 体 制 が 整 備されて いること。

イ 救命救急入院料

(2)

救

命

救

急

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

1

に

規

定

す

る

厚

生

一

働

大

臣

が

定

8

る

区

分

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患

者

以

外

 $\mathcal{O}$ 

患

広範囲熱傷特定集中治療管理料

口

広 範 井 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な

患

者

救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状

態

(3)

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 状 態

(4)救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

イ 救急体制充実加算1の施設基準

重 篤 な 救 急 患 者 12 対 す る 医 療 を 行うに つ き充 実 L た体 制 が 整 備 さ れ て 7

ロ 救急体制充実加算2の施設基準

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行うに つき十分な体 制 が 整備 され てい ること。

ハ 救急体制充実加算3の施設基準

重 一篤ない 救 急 患 者 12 対 す る 医 療を行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

(5)救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 淮

重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す Ź 医 療 を 行 うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

(6) 救 命 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

特 定 集 中 治 療室管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 筡

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に、

専

任

 $\mathcal{O}$ 

小

児

科

 $\mathcal{O}$ 

医

師

が

常

時

配

置

さ

れ

て

( )

ること。

(1) 特 定 集 中 治療 室 管理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定する入院基 本料

 $\mathcal{O}$ 

施

設基準

1 特 定 集 中 治 療室 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 ※室を単 位とし て行うも  $\mathcal{O}$ で あ

ること。

2 当該 治 療 室 内 に 集 中 治療 を行 うに つ き十 分 な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ 7 1 ること。

3 当 該 治 療 室 内 に 集中 治療 を 行 うに つ き十 分 な 看 護 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。

4 当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室 0) 入 院 患 者 0 数 が二又は そ 0 端 数

を増すごとに \_\_ 以 上 で あること。

(5) 集中 治 療 を行うに 7 き十分な 専 用 施 設 を有 L て 7 ること。

6 特 定 集 中 治 療 室 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度  $\mathcal{O}$ 基準を満 たす患者を八割以上入院させ

る 治療室 で あること。

口 特 定 集 中 治 療室 管 理 料 2 0) 施 設 基 潍

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 ŧ 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

- イ を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 2 広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治療 を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。
- ハ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- 1 1  $\mathcal{O}$ 1 及び (4)を満 たす É 0) で あること。
- 2 当該 治 療 室 内 12 集 中 治療を行うにつき必要な医 師 が常時配

置され

ていること。

3 集中 治 療 を 行 うに つ き必要な 専用: 施設 を有し て ( ) ること。

る 治 療 室 で あ ること。 4

特定

集

中

治

療

室

用

 $\mathcal{O}$ 

重

症

度、

医

療

• 看

護

必要度

 $\mathcal{O}$ 

基準を満たす患者を七割以上入院させ

= 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に Ł 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

- 1 ハ を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 2 広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療を行うに つき十分な体 制 が 整 備 されて 7 ること。

特定 集中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定する厚生労働大 臣 が 定 8 る 区分

1 特定集中治 療室管理 料 (2)

広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ 患

口 広 範 井 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料

広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 患 者

(3)特 定 集中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 状 態

広 範 开 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 状 態

(4)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設

基

潍

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任  $\mathcal{O}$ 小 児 科 医 が 常 時 配 置 さ れ 7 7 る シニと。

(5)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 施 設 基 潍

1 早 期  $\mathcal{O}$ 離 床 を 目 的 لح L た 取 組 を 行 うに つ き十 . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 る

口 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ Ľ テ シ ン 料、 脳 血. 管 疾 患 等 ハ ピ テ シ ン 料 又は 呼 吸器

IJ

日

IJ

IJ

]

日

リハ

ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

ノヽ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

兀

(1) ノヽ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 とし 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 病 床 数 は、 三 + 床 以 下 で あ ること。

ハ ノヽ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 ·療 管 理 を行うにつき必要な医 師 が 常 時 配 置され ていること。

二 当該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 0 数 が 兀 又 は そ の端 数 を

増すごとに一以上であること。

ホ ノヽ 1 ケ ア ユ = ツ 1 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必要度  $\mathcal{O}$ 基準 を満たす患者を八割以上入院させ

る治療室であること。

^ 当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 入院 患者 の平均在院 日 数が 十九 日 以内であること。

1 診 療録 管 理 体 制 加 算に 保る届 出 を行 った 保 険 医療 機 関 であること。

(2)ノヽ 1 ケア ユニ ツ  $\vdash$ 入 院 医 療 管 理 料 2 0 施 設 基 潍

チ

ノヽ

1

ケ

ア

ユ

=

ツ

 $\vdash$ 

入 院

医

療

管理

を行うに

つき十

分な専

用

施設を有していること。

1 (1)  $\mathcal{O}$ 1 カコ 5 ノヽ 及 び ^ カゝ 5 チ ま で  $\mathcal{O}$ 基 準 を満 たす ŧ のであること。

増すごとに一以上であること。

口

当

該

治

療

室

に

お

け

る

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

常

時 、

当該

治

療

室

 $\mathcal{O}$ 

入 院

患者

0)

数

が

五.

又

は

そ

の 端

数を

ノヽ ハイ ケ ア ユ = ツ } 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必要 度  $\mathcal{O}$ 基準 を満たす患者を六割以 上入院させ

る治療室であること。

五. 脳 卒 中 ケア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を単: 位 として 行うも のであること。

② 当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

- (3)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を 行 うに つ き 必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 さ れ てい ること。
- (4)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 三 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増
- すごとに一以上であること。
- (5)当 該 治 療 室 に お 1 て、 常 勤  $\mathcal{O}$ 理 学 療 法 士 又 は 作 業 療 法 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。
- (6)脳 梗 塞、 脳 出 血 及 び < ŧ 膜 下 出 血.  $\mathcal{O}$ 患 者 を お お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 治 療 室 で あること。
- (7)脳 卒 中 ケ ア ユ 二 ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 うに つ き十 分 な 専 用 施 設 を有 L 7 7 ること。
- (8)脳 卒 中 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行 うに 0 き必 要な器 械 • 器 具 を 有 L て 7 ること。
- (9)当 該 治 療 室 に 入 院 L 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 Ι に っつい て 継 続 的

五. の 二 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

に

測

定

を行

1

そ

 $\mathcal{O}$ 

結

果

12

基

づ

き

評

価

を

行

0

て

7

ること。

- (1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 لح L 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- (2)当 該 治 療 室 内 に 小 児 集 中 治 療 を 行 うに 0 き 必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 され て 7 ること。
- (3)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 又 は そ 0) 端 数 を 増

すごとに一以上であること。

- (4)集 中 治 療 を 行 う に 0 き十二 . 分 な 体 制 及 び 専 用 施 設 を 有 L て 7 ること。
- (5)他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 救 命 救 急 入 院 料 若 L Š は 特 定 集中 治 療 室管 理 料 を算定 L 7 7 る患

者 又 は 救 急 搬 送 診 療 料 を算 定 L た 患 者  $\mathcal{O}$ 当 該 治 療 室  $\sim$ 0 受入れ に つ いて、 相 当 0) 実 績 を有 て

1 ること。

六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 一を単 位 とし て行うものであること。

口 当 該 治 療室 内 に 集 中 治 療を行うにつき必 要な医 師 が 常 時 配置され てい ること。

そ  $\mathcal{O}$ 端数を増すごとに一以 上で あること。 ノヽ

当

該

治

療室

に

お

け

る助

産

師

又

は

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

常

時 、

当該

治療室

0)

入院

患者の数が三又は

= 集 中 治 療を行うにつき十分な専 用 施 設を有 L 7 いること。

集 中 治 療 を行 うに つ き十 -分 な 実 績 を 有 L て 7 ること。

ホ

(2)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 (1) $\mathcal{O}$ 1 及 び =  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 中 治 療 を 行 うに 0 き必要な専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 常 時 配 置されていること。

ハ 集 中 治 療 を行 うに つ き 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L 7 7 ること。

(3)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定する厚生労働 大臣 が 定める疾患

别 表 第十 匹 に 掲 げげ る疾 患

六 の 二 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 とし 7 行 Š ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室 内 に 集 中 治 療 を行う につ き必 要 な 医 師 が 常 時 配 置 され 7 7 ること。

ノヽ 当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該 治 療室  $\mathcal{O}$ 入 院院 患者 の数が三又は

その端数を増すごとに一以上であること。

二 集 中 治 療 を行うにつき十分な専 用施 設を有 していること。

(2)総合 周 産 期 特 定 集中 治 療室 管 理 料 2 0) 施 設 基 潍

1 (1) $\mathcal{O}$ 1 カコ 5 二 ま で  $\mathcal{O}$ 基 準 -を満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(3)口 総 合 集 中 周 産 治 期 療 を行 特 定 集中 うに 治 0 き十 療 室 管 分 な 理 実 料 績  $\mathcal{O}$ 注 を 有 1 に L て 規 定 す ること。 ´る厚: 生 一 働 大 臣 が 定

8)

る

疾患

別表第十四に掲げる疾患

六の三 新 生 児 治 療 回 復 室 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 کے L 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 新 生児 治 療 口 復 室 入院 医 療 管 理 を行うにつき必要な小児科 0 専任 の医

師が常時配置されていること。

- (3)当 該 治 療 室 に お け る 助 産 師 又 は 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 六 又 は そ
- の端数を増すごとに一以上であること。
- (4)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 を 行う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (5)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 を 行 う Œ つ き十 分 な 構 造 設 備 を 有 L 7 1 ること。
- (6)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 又 は 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た保 険

医療機関であること。

(7)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 する 厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る 疾 患

別表第十四に掲げる疾患

類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

七

(1)類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 病 院  $\mathcal{O}$ 治 療 室 を 単 位 と L 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当該 治 療 室  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を

増すごとに一以上であること。

(2)類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

別表第八に掲げる患者

特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

八

(1) 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 お む 脊 髄 ね 損 八 割 傷 等 以 上  $\mathcal{O}$ 入 重 院 度 さ 障 せ 害 る 者 病 室 重 で 度 あ  $\mathcal{O}$ 意 0 て、 識 障 害 者、 般 病 筋 棟 ジ  $\mathcal{O}$ 病 ス 室 1 を 口 単 フ 位 1 کے ] L 患 者 7 行 及 う び ŧ 難  $\mathcal{O}$ 病 で 患 あ 者 る 等 を お

者 0) 数 は 病 常 時 有 当 該 病 病 棟 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が 看 + 又 は 行 そ 0) 看 端 数 職 を 増 すごとに 看 助 以 上 行 で あ 看 ること。

口

当

該

室

を

す

Ś

12

お

1

て、

日

12

護

を

う

護

員

及

び

護

補

を

う

護

補

助

た だだ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護を行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 を行う看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数

が 本 文に 規定 す る数 に 相 当す Ś 数 以 上 で あ る 場合に は、 当該 病 棟 に お け る 夜 勤 を行う 看 護 職

員 及 び 看 護 補 助 者 0 数 は、 本文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カコ カン わ 5 ず、 看 護 職 員 を含む二 以 上 で あることと

す る。 な お 主 とし て 事 務 的 業 務 を行 う 看 護 補 助 者 を含 む 場 合 は、 日 12 事 務 的 業 務 を行 う

当 す る 数 以 下 で あ ること。

看

護

補

助

者

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時、

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が 二

百

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増

すごとに

に

相

ノヽ 当 該 病 室 を 有 す る 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 五. 割 以 上 が 看 護

職 員 で あ る

二 当 該 病 室 を 有 す Ś 病 棟 に お **,** \ て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ホ 特 殊 疾 患 入 院 医 療 を 行 う ĺ つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て *\*\ ること。

(2)特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 0 除 外 薬 剤 注 射 薬

九 小 児 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 通 則

イ 小 児 科 を 標 榜ぼう L 7 7 る 病 院 で あ ること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号に 定 8) る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置されてい るこ

کے

ハ 小 児 医 療 を行うに つ き十 分な体 制 が 整 備 され てい ること。

(2)小 児 入 院 医 療 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が <u>-</u> 十 名 以 上 配 置 さ れ て い ること。

は、

口

当

該

病

棟

に

お

1

て

日

12

看

護

を

行

う

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

七

又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増すごとに 以 上 で あ ること。 た だ し、 当 該 病 棟 に な 1 て 日 に 看 護 を 行

う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ る場 合 に は 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤

を 行 う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする が  $\mathcal{O}$ 場 合 で あ

数 が 九 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。

0

て

f,

当

該

病

棟

に

お

け

る

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は

夜

勤

 $\mathcal{O}$ 

時

間

帯

ŧ

含

 $\Diamond$ 

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ 専 5 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 (小児慢性 特 定 疾 病 医療支援 (児 童 福 祉 法第六条 の二第二 項 E 規 定

す Ś 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 支 援 を V う。 以 下 同 U.  $\mathcal{O}$ 対 象 で あ る 場合 は <u>-</u> 十 歳 未 満 0

者) を 入 院 さ せ る 病 棟 で あ ること。

二 専 5 小 児  $\mathcal{O}$ 入 院 医 療 に 係 る 相 当 0 実 績 を有 して 1 ること。

ホ 入 院 を 要す る 小 児 救 急 医 療 を 行 うに 0 き十分な 体 制 が 整 備されて 7 ること。

当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が <u>-</u> 十 日 以 内 で あること。

(3)小 児 入院 医 療 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 の常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 九名以上 配置されていること。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行 ごう看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が

又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに 一以上であること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お **(** ) て、 一 日 に 看 護

看 護 師 が 本 規定する 数 相 病 棟 夜

う

文

に

る

に

当する数

以

上であ

る場

合に

は

当該

に お

け

る

勤

を 行

 $\mathcal{O}$ 

を

行

七

う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 二以上であ ることとする。

ノヽ 専 5 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 支 援  $\mathcal{O}$ 対 象 であ る 場合は、 二十歳 未 満

者) を入 院 さ せ る病 棟 で あ ること。

二 入 院 を 要す Ź 小 児 救 急 医 療 を行うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 されて *\*\ ること。

ホ 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 亚 均 在 院 日 数 が 二 十 日 以 内 で あること。

(4) 小 児 入院 医 療 管理 料 3 0 施 設 基 潍

- イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 0 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 五. 名 以 £ 配 置さ れ てい ること。
- 口 う 又 は 看 当 護 そ 該 師 病  $\mathcal{O}$ 端 が 棟 数 本文に規定す に を増すごとに お 1 て る数に 日 に 以 看 Ĺ 相 護 当する数以上で で を行 あること。 う看 護 師 ただ  $\mathcal{O}$ ある場 数 Ļ は 一合に 当該 常 時 は 病 当 棟 当 に 該 該 病 お 病 棟 7 棟 て、  $\mathcal{O}$ に 入 院 お 患者 け 日 る に 夜 看  $\mathcal{O}$ 数が 勤 護 を行 を 行 七
- 者) 専 5 を入院させる病棟であること。  $\dot{+}$ 五. 歳 未 満 0 小児 (小児慢 性特定疾病医療支援の対象である場合は、 二十歳未満

0

う

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

本文の

規定にか

かわらず、二以上であることとする。

(5)二 小 児 当 入院 該 病 医 棟 · 療 管  $\mathcal{O}$ 入院患者 理 料 の 平  $\mathcal{O}$ 施 設 均在院日数が二十一日以内であること。 基 潍

4

- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三 名 以 Ĺ 配 置さ れ 7 7 ること。
- 口 院 患 当 者 該 病 0 数 床 が を 有 + す 又 Ź は そ 病  $\mathcal{O}$ 棟 端 に 数 お を 7 増 て、 すごとに 日 に 看 以 護 を 上 で 行 あ う 看 ること。 護 職 員 ただ  $\mathcal{O}$ 数 は 当 常 時、 該 病 当 棟 該 に 病 お 棟 1 て、 の入
- 日 に 看 護 を 行 う看 護 職 員 が 本 文 に 規 定 す Ś 数 に 相 当す る数 以 上で あ る 場 合 に は 当 該 病 棟
- に お け る 夜 勤 を 行う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン カン わ らず、二以 上であることとする。
- 二 ノヽ 当 当 該 該 病 病 棟に 棟 に お お į١ 7 て、 て、 専ら小児を入院させ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要数 る病床が  $\mathcal{O}$ 七 割 十床以 以 上 が 上であること。 看 護 師 であること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 該 病 棟 を 含 め た 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が + 八 日 以 内

で あ ること。

(6)小 児 入院 医 療 管 理 料 5  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

口

当

該

病

棟

に

お

1

て

日

に

看

護

を

行

う

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入 院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

置されて

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科  $\mathcal{O}$ 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が \_\_ 名 以 Ĺ 配 V) ること。

十 五 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を 増 すごとに 以 上 で あること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護

を 行 う看 護 職 員 が 本 文に 規定 する 数 に 相 当する数以 上で あ 場 合 に は、 各 病 棟 12 お け

る

Ź

夜

勤

を行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ 5 ず、 二以 上で あ ることとする。

(7)小 児 入 / 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

ノヽ

当

該

病

棟

12

お

7

て、

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要

数

 $\mathcal{O}$ 

兀

割

以

上

が

看

護

師

で

あること。

1 当 該 病 棟 に 専 5 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児  $\mathcal{O}$ 療 養 生 活  $\mathcal{O}$ 指 導 を 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 保 育 士 玉

家

戦

略

特

別 区 域 法 平 成 <u>一</u>十 五. 年 法 律 第 百 七 号) 第 十 二 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 五. 項 に 規 定 す る 事 業 実 施 区 域 内 12 あ

る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 保 育 士 又 は 当 該 事 業 実 施 区 域 に 係 る 玉 家 戦 略 特 别 区 域 限 定 保 育

士 が 名 以 上 配 置 さ れ て V ) ること。

口 小 児 患 者 に 対 す る 療 養 を 行 うに つき十 分な 構 造 設 備 を 有 てい ること。

(8)小 児 入院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に規 定 でする 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

イ 当 該 病 棟 に 専 5 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児  $\mathcal{O}$ 療 養 生 活  $\mathcal{O}$ 指 導 を 担 1当す る 常 勤 0) 保 育 士 が 名 以 上 配

置 さ れ て 1 ること。

口 小 児 患 者 に 対 す Ź 療 養 を行 うに 0 き十分 な 構 造 設 備 を 有 L て **(**) ること。

ノヽ 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定 L た 患者 反 び 第 八  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (2)

に 規 定す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 同 (3)に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に 該当する Ś + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 

当 該 病 棟 0) 受 入れ に 0 V て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実績 を有 L 7 7 ること。

(1) 通 則

十

口

復

期

IJ

ハ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

病

棟

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

築

1 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 必 要 性  $\mathcal{O}$ 高 1 患者 を八 割 以 上 入 院 3 せ、 般 病 棟 又 は 療 病

棟  $\mathcal{O}$ 病 棟 単 位 で 行 う t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 行うに 0 き 必 要 な 構 造 設 備 を 有 L 7 7 ること。

ハ 心 大 血. 管 疾 患 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ビ IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 を 算 定

シ す る IJ ン ハ 効 ピ 果、 IJ テ 実 施 シ 方 日 法 ン 等 に を 係 評 る 価 適 切 な 体 実 制 施 が 計 画 を れ 作 成 7 す る 体 制 及 び 適 切 な 当 該 IJ ノヽ F IJ テ

日

 $\mathcal{O}$ 

す

る

とら

7

ること。

= 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン を 要 す る 状 態  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 し、 日当 たり二 単 -位以上  $\mathcal{O}$ リハ ビリ

テーションが行われていること。

ホ 当 該 病 棟 に 尃 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

1 ごと 本 規 十 0 定 五 て、 文 当 当 に \_\_\_ 該  $\mathcal{O}$ す 該 (回 規 る 病 看 病 定 数 棟 護 以 復 棟 に 補 に に 上 期 に 相 で お 助 か IJ お 当す 者 1 か あること。 ハ 1 ピ て が わ て リテ 夜 5 る数以 ず、 勤 看 ] 護 を 日 二以 上で 職 行う場 た 12 シ だ 員 看 日 あ 上 し、 ン 護  $\mathcal{O}$ 合 る場 病 最 を (回 当 小 に 棟 行 合 該 復 必 う お 入 要 に 院 看 期 1 病 数 は て IJ 棟 料 護 ノヽ  $\mathcal{O}$ は 職 に 1 当 看 ピ 及 員 兀 お IJ 該 割 護 1 び  $\mathcal{O}$ テ 職 病 て、 2 数 口 ] 棟 に 員 は に 復  $\mathcal{O}$ シ あ <del>--</del> 常 お 期 数 日 日 0 IJ ン け に て 時 は ハ 病 る 看 は ピ 以 夜 +== 当 棟 護 リテ 上 入院 勤 該 を を行 行 病 1 で 料 う 又 棟 う看 あ シ 3 看 は  $\mathcal{O}$ か ることとす 護 そ 入 日 護 院 5 ン 職  $\mathcal{O}$ 病 職 6 員 端 患 ま 員 棟 数 者 が で 入  $\mathcal{O}$ 本 を  $\mathcal{O}$ 院 る。 で 数 数 文 増 料 あ は に す が

お、 勤 棟 に  $\mathcal{O}$ を 数 当 12 看 主とし 行 護 が 該 お  $\equiv$ う け 病 補 場 + る 棟 助 7 合 夜 を 又 に 事 12 勤 行 は お 務 を う そ お 1 的 行 看  $\mathcal{O}$ て 1 業務 う 端 7 護 は 看 補 数 を行う看 護 を 助 日 補 者 増 に か すごとに 看 助 が 5 者 本 護 護 当 文 補  $\mathcal{O}$ 補 該 数 に 助 助 を 看 は 規 者 護 定 以 行 を含い す 職 本 上 う 文 る 看 員 で む 数 あ 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 る 規 に 数 補 合は、 を 定 相 こと。 助 減 当 12 者 じ す か  $\mathcal{O}$ た る た 数 <del>\_\_</del> カン 日 数 数 だ は わ に 以 以 5 Ļ 事務的 上 ず、 上 常 で 当 時 該 あ で 2業務 あ 以 る 当 病 上 場 該 ることとす 棟 を行う看 合 病 に ( 看 に 棟 お 護 は 1  $\mathcal{O}$ 職 入 て 護 院 当 員 補 患 が 該 な 者 助 夜 病 日

チ

1

及

び

2

に

あ

0

て

は

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あ

ること。

者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 0 数 が二百 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を増すごとに <u>.</u> に 相 当 す る 数

以 下 で あ ること。

IJ 当 該 病 棟 に 専 従の 常 勤  $\mathcal{O}$ 理学 療 法 士 -が 二 名 復 期 リハビ リテ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 1 及び

2 に あ 0 て は三名) 以上、 作 業 療 法 士 が \_\_ 名 復 期 IJ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 病 棟 入院 料 1 及び

2 に あ 0 て は、二名) 以 上 配 置さ れて *(* ) ること。

(2)口 復 期リハ ビリテー シ 彐 ン 病 棟 入院料 1 0) 施設 基 準

1 当該 病 棟 に 専従 の常 勤  $\mathcal{O}$ 言 語 i聴覚· 士 が 一名以 上配 置され ていること。

口 当 該 病 棟 に 在宅復帰支援を担当する専任 の常勤 0 社 会福 祉 士 等が 一名以上配置されている

ノヽ 休日 を含 め、 週 七 日 間 リハビリテー シ 日 ン を 提 供 で くきる体質 制 を有 L 7 いること。

= 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5  $\equiv$ 割 以 上 が 重症  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ ること。

ホ 当 該 病 棟 に お 1 て、 退 院 患 者 0) うち 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 ^ 転 院 L た者等を除く者 0) 割 合が七

割 以 上で あ ること。

重 症  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 三割 以上 が . 退院 時 に 日 常 生 一活機 能 が 改 善 していること。

1 デ ] タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を 行 9 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

チ IJ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 0 効果に 係 る実績指数が三十七以上であること。

- (3)回 復 期 IJ ハ ピ リテ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (2) $\mathcal{O}$ 1 か 5 1 ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る
- (4)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 口 当 当 該 該 病 病 棟 棟 12 に お お 7 1 て、 て、 退 新 院 規 患 入 院 者 患  $\mathcal{O}$ うち 者  $\mathcal{O}$ うち 他  $\mathcal{O}$ 保 割 険 医 以 上 療 が 機 重 関 症  $\sim$ 転  $\mathcal{O}$ 院 患 者 L で た者等を除く者 あること。 0 割 合が七

割 以 上で あ ること。

- ノヽ 重 症  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 割 以 上 が · 退院 時 に 日 常 生 活機 能が 改善 していること。
- 二 デ Ì タ 提 出 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あること。
- (5)

ホ

IJ

ノヽ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

 $\mathcal{O}$ 

効

果

に

係

る

実

績

 $\mathcal{O}$ 

指

数

が三

+

以上であること。

- 口 復 期 IJ ノヽ F, IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (4) $\mathcal{O}$ 1 か 5 = ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る
- (6)口 復 期 IJ ノヽ ビ IJ テ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 5  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- イ IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 効 果 に 係 る 実 績  $\mathcal{O}$ 指 数 が 三 + 以 上で あること。
- 口 床 デ 未 満 ] タ  $\mathcal{O}$ 保 提 険 出 医 加 療 算 機 に 関 係 る  $\mathcal{O}$ 場 届 合 出 は、 を 行 ک 0  $\mathcal{O}$ た 限 保 り 険 で 医 な 療 1 機 関 で あ ること。 ただし、 許 可 病

床

数

が

~二百

(7)回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入院 料 6  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(6)の口を満たすものであること。

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン を 要 す る状 態 及 び 算 定 上 限

日

数

(8)

別表第九に掲げる状態及び日数

(9)休 日 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 提 供 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

休 日 を 含  $\Diamond$ 週 七 日 間 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン を 提 供 で きる体 制 を 有 7 ること。

回 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 費 用

(10)

別表第九の三に掲げる費用

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3

(11)

自

己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ の 二 12 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

 $\mathcal{O}$ 

除

外

薬

剤

注

射

薬

(12) 体制強化加算の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 1 て IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 行 う ĺ つ き十 分 な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師

が適切に配置されていること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 に 係 る 調 整 以 下 「 退 院 調 整 と 1 う。 を 行う に 0

き十 分な 経 験 を 有 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 社 会 福 祉 士 が 適 切 に 配 置 一され 7 ( ) ること。

十一削除

+  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

1 を 規 <u>ک</u> 。 病 行 定 棟 当 う看 する ただ 又 該 は 病 数 護 病 棟 L 職 に 室 又 当 員 は 相 を 当す 0) 該 有 病 数 病 す 室 を有 は る 棟 る 数 又 病 本 以 す は 棟 文 る 上 病  $\mathcal{O}$ で 病 0) 室 入 規 あ を 院 棟 定 有 る 患 に に 場 す 者 お 合 る カン  $\mathcal{O}$ 1 か に 病 数 て、 わ は が 棟 十三 5 に ず、 当 日 な 該 又 に 7 て、 病 は 看 以 棟 そ 護 上で を 又 <del>--</del>  $\mathcal{O}$ 行 端 は 日 う看 あ 病 に 数 を 室 看 ること を 護 増 護 有す を すごと 職 行 員 地地 る う  $\mathcal{O}$ に 域 看 病 数 包 棟 護 は 括 に 職 以 常 ケ 員 お 上 ア け で 時 が 病 る 本 あ 棟 文 当 る 夜 に 該 勤 入

院 料  $\mathcal{O}$ 注 8  $\mathcal{O}$ 場 合を 除 <\_ 。 とす る。

口 当 該 病 棟 又 は 病 室 を有 する病棟 12 お 7 て、 看護 職員 へ の 最 小 必要数  $\mathcal{O}$ 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ

ハ 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当す ること。

ること。

1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I  $\mathcal{O}$ 基 潍 を 満 た す 患 者 を 割 以 上 入院 さ せ る 病

棟 又 は 病 室 で あ る こと。

2 診 療 内 容 に 関 す るデー タ を 適 切 12 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ つ て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 満 たす 患 者 を  $\bigcirc$ • 八 割 以 上 入 院 ださせる

病 棟 又 は 病 室 で あ ること。

二

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に在宅復帰支援を担当する者が 適切 (Z 配 置され ていること。

ホ 当 該 病 棟 又 は 病 室 を有 す る 病 棟 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 理学療 法 士 作 業 療 法 士 又 は 言 語 聴 覚 士 が 名以

上配置されていること。

デ ] タ 提 出 加 算  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て , \ ること。

ト 特定機能病院以外の病院であること。

チ

心

大

血.

管

疾

患

リハ

ピ

IJ

テ

]

シ

彐

ン 料、

脳

血管疾患等リハビリテー

シ

ヨン

料、

廃

用

症

候

群

IJ

ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン 料、 運 動 器 リハ ビリテ ] シ 日 ン 料、 呼吸 器 リハビ リテー シ 日 ン 料 又 は が  $\lambda$ 

患 者 リハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 に 係 る届出 [を行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あること。

IJ 救 急 医 療 又 は 在宅 医 療 を提 供 す んる体 制 等  $\mathcal{O}$ 地 域 包括 ケア 入院 医療を行うにつき必要な体制

を有していること。

(2)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 を 行 う ĺ つ き 必 要 な 構 造 設 備 を 有 7 7 ること。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 退 院 患 者 に 占 め る、 在 宅 等 に 退 院 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ 0) 割 合 が 七 割 以 上 であ るこ

کے

ノヽ 当 該 病 棟 に お **,** \ て、 入 院 患者 に占め る、 自 宅等 か 5 入院 l た ŧ  $\mathcal{O}$ 0 割 合 が 割 以 上で ある

こと。

= 当 該 病棟に おける自宅等か らの緊急の入院 患者の受入れ 人数が、 前三月間 にお いて三人以

上であること。

ホ 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か · 一つ 以 上 を 満 た L て 1 ること。

1 て 7 在 宅 る 患 保 険 者 医 訪 間 療 機 診 関 療 で 料 あ (I) ること。 及 び 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料  $(\Pi)$ を 前  $\equiv$ 月 間 に お 1 て 二 十 口 以 上 算

定

L

- 2 費 と 厚 関 料 在宅 同 を 生 であること又 (I) 一 前 及 働省 三 び 患  $\mathcal{O}$ 月 敷 精 者 <u>告</u> 間 地 神 訪 に 示 問 内 科 第 は 訪 に お 看 あ 六 訪 問 護 1 + て 間 ること。 看 • 七 五. 護 指 看 号) 護 導 百 • 療 料、 口 指 養 に 導 以 費 上 規 料 同 定 算 に (III)\_\_ 定 す 係 を 建 . る指. 前三 る L 物 居 7 訪 月 住 問 定 1 る 看 訪 間 者 訪 訪 護 問 に 間 基 看 お 間 本 看 護 1 看 て百 護 療 護  $\mathcal{O}$ 養 費 ス • テ 費 用 指 口 ] 及 以 導  $\mathcal{O}$ び 料、 シ 額 上 精 算  $\mathcal{O}$ 日 算 定 ン 神 精 が 科 定 神 L 当 訪 方 7 科 問 法 該 訪 7 保 間 看 る 平 護 保 険 看 医 基 成 護 険 本 療 医 機 療 + 療 指 関 養 機 導 年
- 3 で あ 開 る 放 型 病 院 共 同 指 導 料 (I) 又 は  $(\prod)$ を前 三 月 間 に お 1 て + 口 以 上 算 定 L 7 1 る 保 険 医 療 機

関

4 保 護 項 介護 険 又 に 医 規 は 療 定 保 同 機 す 険 条 関 第 法 る と同 第 匹 訪 項 八 問 12 条 IJ  $\mathcal{O}$ 規 第 ハ 敷 定 ピ 地 す IJ 項 Ź 内 テ に に 介 ] 規 あること。 護 定 シ 予 す 彐 防 る 訪 訪 問 問 同 IJ 法 介 第 護、 ハ ピ 八 リテ 条 同 条  $\mathcal{O}$ 兀 一第 シ 項 三 に 日 項 規 ン を提供 定 に 規 す 定 る L す 訪 7 る 間 7 介 看 る 護 護、 施 予 設 防 同 が 条 訪 当 第 間 該 看 五.

- 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 適 切 な 看 取 り に 対 す る 指 針 を定 めて *(* ) ること。
- 1 許 可 病 床 数 が ... 百 床 別 表 第 六 の二に 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る保 険 医 療 機 関 に あ 0 ては二百
- 兀 + 床) 未 満 保 険 医 療 機 関 で を単位として行うものであること。

あ

ること。

チ

病

院

0

般

病

棟

又

は

療

養

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

病棟

 $\mathcal{O}$ 

- (3)地 域 包括 ケア 入院 医 療管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基準
- 1 当 該 病 室に お *(* ) て、 退院患者に占める、 在宅等に退院するものの割合が七割以 上であるこ

ک

- 口 宅 -等 当 カン 該 病室に ただ 5 入院 Ļ お L 当 該 いて、 た 患 者 病 が三 室 入院患者 に 以 お け 上 で る に占める、 病 あ 床 ること。 数が 自宅等 + 未満  $\mathcal{O}$ から入院 ŧ 0 に あ したも 0 7 は、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 前三 合 し が 一 月 間 に 割 以 お 上 *\*\ で て、 ある 自
- ノヽ 上 で 当 あ 該 ること。 病 室 に お け る 自 宅等 か 5 0 緊 急  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 の受入れ 人数 が、 前三月間 にお いて三人以
- 二 (2) $\mathcal{O}$ 1 及 び ホ か 5 1 ま で を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- ホ 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟  $\mathcal{O}$ 病 室 を単 位として行うものであること。
- (4) 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (2) $\mathcal{O}$ イ、 口 及 びチを満たす É 0 で あること。

- (5)地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 管 理 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (2) $\mathcal{O}$ 1 及 び 1 並 び に (3) $\mathcal{O}$ 1 及 び ホ を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あること。
- (6)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- (2) $\mathcal{O}$ ハ か 5 チ ま で を 満 た す t  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- (7)地 域 包 括 ケ Ź 入 院 医 療 管 理 料 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- イ(2のホからトまでを満たすものであること。
- ロ 3のロ、ハ及びホを満たすものであること。
- (8)地 域 包 括 ケ Ź 病 棟 入 院 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- (2)のチを満たすものであること。
- 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 管 理 料 4  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(9)

- (2) $\mathcal{O}$ 1 及  $\mathcal{U}$ (3) $\mathcal{O}$ ホ を 満 た す ₽  $\mathcal{O}$ で あ る
- 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す Ź 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 地 域
- 別表第六の二に掲げる地域

(10)

- (11)地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 準
- 1 病 院  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟  $\mathcal{O}$ 病 棟 又 は 病 室 単 位 で行う Ł  $\mathcal{O}$ で あ
- 当 該 病 棟 又 は 病 室 を有 す る病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行る う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当該

口

数 又 病 棟 以 は 上 病  $\mathcal{O}$ で 室 入 院 を あ 有 患 る 場 者 す 合 る  $\mathcal{O}$ 数 12 病 が は 棟 + に 当 五 お 該 1 又 は 病 て 棟 そ 又  $\mathcal{O}$ 端 は 日 数 病 に 室 を 看 増 を 護 有 を行 すごと す る う 看 病 に 棟 護 \_\_\_ に 職 以 お 上 員 で け が る あ 本 夜 ること。 文 勤 に を 規 行 定 た う す 看 だ る 護 数 し、 職 に 員 相 当 当 該  $\mathcal{O}$ 数 す 病 る は 棟

ハ 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ

ること。

本

文

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

か

わ

5

ず、

以

上

で

あ

ることとす

割

以

上で

あ

ること。

二 1 て 地 は 域 包 当 括 該 ケ ア 病 病 棟 棟 又 は 入 院 病 室 料 に 1 若 お L 1 < て、 は 2 退 院 又 は 患 者 地 に 域 包 占 8 括 る、 ケア 入 在 宅 院 等 医 療 12 管 退 院 理 す 料 る 1 若 ŧ L  $\mathcal{O}$ <  $\mathcal{O}$ 割 は 合 2 に が 七 0

ホ 1 7 地 域 は 包 地 括 域 ケ ア 包 括 病 棟 ケ ア 入 院 入 院 料 医 1 療 若 を L 行 < う は に 2 0 又 き は 必 地 要 域 な 包 構 括 造 ケ 設 ア 備 入 を 院 有 医 療 L 管 7 1 理 る 料 1 若 L < は 2 12 0

1 地 地 域 域 包 包 括 括 ケ T 入 病 棟 院 管 院 理 料 料 1 又 は は 3 12 に 0 1 1 7 は、 は (2)(2) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ホ ノヽ か カン 5 1 ま で 並 満 び た に す (3) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 口 及 あ び ハ · ح ک د を 満

た す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

ケ

ア

入

1

又

3

0

て

5

1

ま

で

を

Ł

で

る

(12)看 護 職 員 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時 当 該 病 棟 又 は 病 室 を含い む 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が

五. + 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 され て 7 ること。

(13) 看護補助者配置加算の施設基準

1 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 0) 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 又 は 病 室 一を含 む 病 棟 0) 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに <del>---</del> 以 上 で あ ること。 な お、 主と L 7 事 務 的 業 務 を 行

う 看 護 補 助 者 を含い む 場 合 は 日 に 事 務 的 業 務を 行 う看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 

入 院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が . 二 百 又 は そ O端 数 を増 すごとに に 相 当 す Ź 数 以 下 で あること。

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

(14)

口

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

負

担

 $\mathcal{O}$ 

軽

減

及

び

処

遇

改

善善

に資

す

る

体

制

が

整

備

され

てい

ること。

自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌が 流 用 灌か 流 液 及 てド 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ <del>--</del> の 三 に 撂 げ る 薬 剤 及

び

注

射

薬

該

病

棟

0

入

地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 施 設 基 潍

(15)

1 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 含 ts. 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当

院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごと に 以 上 で あ る

口 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 三 割 以 上 が 認 知 症 等  $\mathcal{O}$ 患 者 で あること。

ノヽ 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

(16)地 域 包括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定 め る 日

当 該 病 棟 又 は 病 室 を 含 む 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が  $\equiv$ 未 満 で あ る 日

地 許 域 可 包 病 括 床 数 ケ が T 病 百 床 棟 未 入 満 院 料  $\mathcal{O}$ £)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 注 で 8 あ 12 るこ 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療

機

関

(17)

(18)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 8 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\otimes$ る H

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 各 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 各 病 棟 12 お 1 て、 夜 間  $\mathcal{O}$ 救 急 外 来 を受診 L

た 患 者 12 対 応 す る た め、 当 該 各 病 棟  $\mathcal{O}$ 7 ず れ カン 病 棟 に お 1 7 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が

時的に二未満となった日

1 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に二未 満 とな 0 た . 時 間 帯 に お 1 て、 患者  $\mathcal{O}$ 看 護 に 支障 が な 7 と 認 8

られること。

口 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 時 的 に 未 満 کے な 0 た 時 間 帯 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 が

護 職 員 を 含 む 以 上 で あ ること。 た だ L 入 院 患 者 数 が 三 + 人 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は

看護職員の数が一以上であること。

看

十 二 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 脊 鬜 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度 障 害 者 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者、 筋 ジ ス 1 口 フ 1 ] 患 者 及 C 難 病 患 者 等 をお

お む ね 八 割 以 上 入 院 させ る 般 病 棟 で あ 0 て、 病 棟 単 位 で 行う t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 者 時、 は とし る 該 数 当  $\mathcal{O}$ 病 常 て事 数 に 棟 当 該 時 は 相 該 に 病 当す 務 病 棟 お 当 的 本 に 1 棟 該 業 文 る お 7  $\mathcal{O}$ 数 病 務  $\mathcal{O}$ 入 1 以 院 7 棟 を 規 行 定 上 日 患  $\mathcal{O}$ に で 入 う 者 に 院 看 あ か 看  $\mathcal{O}$ 日 患 護 護 に か る 数 者 補 場 わ が 看 を 合  $\mathcal{O}$ 助 5 行 + 護 数 ず、 者 に う を 又 が二 を含 は 看 は 行 う 看 そ 護 当 職 看 百 む 護  $\mathcal{O}$ 又 場 端 職 該 員 護 は 合 員 病 及 数 職 そ 棟 び は 員 を 0 を に 及 増 看 端 含む お 護 U すごとに 数 看 日 け 補 三以 を増 に る 護 助 事 夜 を 補 すごとに 務 上 勤 行 助 以 的 で を う を 行 行 業務を行う あ 看 上 う 護 で う ることとす 看 看 あ 補 に 護 る 助 護 相 職 者 こと。 補 当す 看 員 が 助 護 る。 者 本 及 る 補 び 文 た  $\mathcal{O}$ 数 な 12 だ 数 助 看 以 者 護 規 は お 下 補 定  $\mathcal{O}$ で 数 主 当 常 す 助

ノヽ حے 。 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 五. 割 以 上 が 看 護 職 員 で あ るこ

あ

る

二 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ \_ 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ホ 特 殊 疾 患 医 療 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V る

(2)特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 病 棟 で あ ること。

1 る 児 児 童 童 又 福 は 祉 重 法 症 第 心 兀 身 十 二 障 . 害児 条 第 元を入 二号 、所させ に 規 定する る Ł  $\mathcal{O}$ 医 に 療 限 型 る。 障 害 児 入 所 又 は 同 施 法 設 第六条 主 とし の二の二第三 7 肢 体 不 自 項 由 に  $\mathcal{O}$ 規 あ

定す る指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 に 係 る 般 病 棟 で あ ること。

口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る 病 棟 で あ る

1 神 度 病  $\mathcal{O}$ 重 障 棟 度 で 害  $\mathcal{O}$ あ 者 肢 って、 体 (1)不 自  $\mathcal{O}$ 病 1 由 棟 児 に 単 掲 (者) 位 げ で行 る者 等 うも を 除 脳 <\_ .  $\mathcal{O}$ 卒 で 中 あ  $\mathcal{O}$ ること。 後 を 遺 お 症 お む  $\mathcal{O}$ 患 ね 者 八 及 割 以 び 認 上 入院 知 症 さ  $\mathcal{O}$ せ 患 者 る を除 \_\_ 般 病 <\_ 棟 又 は 精 重

2 (1) $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 0 口 か 5 ホ ま で を満 たす É 0 であること。

(3)別 特 表 殊 第 疾 患 五.  $\mathcal{O}$ 病 棟 の二に 入 院 料 掲  $\mathcal{O}$ 注 げ 5 薬  $\mathcal{O}$ 剤 除 外 注 薬剤 射 薬 注 射 薬

る

十三 緩 和 ケア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 緩 和 ケア 病 棟 入 院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 主 لح L 7 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 又 は 後 天 性 免 疫 不 全症 候 群 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者 を 入 院 させ、 緩 和

ケ ア を 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 病 棟 単 位 で 行 う Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 う う 又 看 は 看 当 護 護 そ 該 師 師 病  $\mathcal{O}$ 端  $\mathcal{O}$ が 棟 数 数 本 に は、 文 を お に 増すごとに 1 規 本 て 定す 文 0 規定 る 日 数 に に に 以 看 カン 相 上 護 当す カゝ で を わ あ 行 らず、 る数 ること。 う 看 以 護 二以上であることとする。 上で 師 ただ  $\mathcal{O}$ あ 数 る場 Ļ は、 合に 当 常 該 時 は 病 当 棟 当 該 に 該 病 お 病 棟 1 棟 て、  $\mathcal{O}$ に 入 お 院 け 患 日 者 る 12 夜 看  $\mathcal{O}$ 勤 数 護 を行 が を 行 七

- ノヽ 当 該 療 養 を行うにつ き十二 分な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。
- 二 に お 当 該 1 体 7 緩 制 に 和 お ケ ア 7 て、 病 棟 緩 入 和 院院 ケア 料 を算 に 関 定 する す る悪 研 修 性 を受け 腫 瘍  $\mathcal{O}$ た医 患者に 師 が 対 配 して 置され 緩 和 てい ケ ア ること を行 う場合 **(**当 該 に 病 限 棟
- ホ 当 該 療 養を行うにつき十分な構造設備を有してい ること。

る。

当

該

病

棟

に

お

け

る患

者

0)

入退

棟

を判

定す

んる体

制

が

とられてい

ること。

1 健 選定 康 保 療養としての 険法第六十三条第二項第五号及 特 別 の療養 環境 の 提 U 供 高 に 齢者 係 る病・ 医 療 室 確 が 保法 適 切 第六十四条第二項第五 な割 合であること。 一号に 規定

す

Ź

- チ 評 価 が を受  $\lambda$ . 診 け 療 て  $\mathcal{O}$ 拠 1 る 点となる病院若 病 院 又 はこれら L に準 くは ず 公益 る 財 病 団法 院 で あ 人 日 ること。 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等が行う医療 機 能
- IJ 連 携 す る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 医 師 看 護 師 等 に 対 し て 研修を実施 L て いること。
- ヌ 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当す ること。
- 1 入 院 を 希 望 す Ź 患 者  $\mathcal{O}$ 速 B か な受入 れ に つき十分な体 制 を 有 すること。
- 2 在 宅 に お け る 緩 和 ケ ア  $\mathcal{O}$ 提 供 に 0 7 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実績 を有 L ていること。
- 緩 和 ケア 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2)

(1) $\mathcal{O}$ 1 か 5 ij までを満たす É 0 で あること。

(3)緩 和 ケア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

+ 兀 精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 精神科救急入院料の施設基準

イ 主 とし て 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な 治 療 を要する精 神 疾 患 を有い する 患者 を入院させ、 精 神 病 棟 を単

位として行うものであること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第 号に定 め る医 師 の員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置され てい るこ

<u>ک</u> 。

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第二 一項第 号 に 定  $\Diamond$ る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配

置されていること。

= 当 該 病 棟 に お け る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 数 は 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す

ごとに一以上であること。

ホ 当 該 病 棟 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 第 + 八 条 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 指 定 を受 け た 医 師 を 1 う。 以 下 同 r. が 名 以 上 配 置 さ れ 7 お り、 カコ つ、

当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 が 五. 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 を行 ! う看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患者 の数が +

う 又 看 は 護 そ 師  $\mathcal{O}$ 端 が 数 本 を 文 に 増すごと 規 定 す に る 数 以 に 相 上 当 で あ す る数 ること。 以 上 で ただ あ し、 る 場 当 合 該 に は 病 棟 当 に 該 お 病 1 棟 て、 に \_\_\_ お け 日 る に 夜 看 勤 護 を を 行 行

1 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8 12 整 備 さ れ た精 神 科 救 急 医 療 施 設 で あ

ること。

う

看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は

本

文

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

か

わ

らず、

以

上

で

あ

ることとする。

チ 精 神 科 救 急 医療を行うにつき十 分な 体 制 が 整 一備され ていること。

IJ 精 神 科 救 急 医 療 を 行 うに **つ** き十 分な 構 造 設 備 を 有 していること。

ヌ 精 神 科 救 急 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L て いること。

② 精神科救急入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(4)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 8 る 状 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 75 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

(5)精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 12 規 定 す る 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六又

はその端数を増すごとに一以上であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者 に . 対 す る 行 動 制 限 を 必 要 最 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ とす Ź ため、

医 師 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 É れ た 委 員 会 を 設 置 L て 1 ること。

ノヽ 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 · 分 な業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整備されて ر را د را るこ

と。

二 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 負 担 *(*) 軽 減 及び 処遇· 改善に資 する体 制 が 整備され ていること。

(6) 精 神 科 救 急 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る厚生労 働 大 臣 が 定 8 る 日

該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が  $\Xi$ 未 満 で あ る 日

十 五 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等

(1) 通 則

1 主 とし て 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な 治 療 を要す る 精 神 疾 患 を有り する 患 者 を 入 院 させ、 精 神 病 棟 を 単

位として行うものであること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第 号に 定 め る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ て 7 るこ

کے

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第二項第二号に定  $\Diamond$ る 看護 師 及 び進 看 護師 0 員 数以上 0 員 数 が 配

置されていること。

- 二 対 当 入 該 院 病 院 基 に 本 料 他  $\mathcal{O}$ 精 十 神 五. 対 病 棟 <del>\_\_</del> を 入 院 有 基 す る場合 本 料 は + 八 対 精 神 入 病 院 棟 基 入 院 本 料 基 若 本 料 L <  $\mathcal{O}$ は + 対 +対 入 院 <del>---</del> 入 基 院 本 基 料 本 料 十三 又
- ホ 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 のた  $\Diamond$ E 整備 され た精 神科 救 急医 療 施 設 で あ

は

特

定

入

院

料

を

算

定

L

7

1

る

病

棟

で

あ

ること。

(2)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟入院料 1 0) 施設 基 準

ること。

- 1 該 当 病 棟 該 病 に 棟 常 勤 を 有  $\mathcal{O}$ する 精 神 保 保 健 険 指 医 定 療 医 機 が 関 \_ に、 名 常 以 上 勤 配  $\mathcal{O}$ 置 精 神 さ れ 保 て 健 ( ) 指定医が二名以 ること。 上配 置され、 か 当
- 口 夜 勤 を 十三 行 勤 を 当 を 行 う 又 該 う 看 行 は 病 う そ 棟 看 護 場 に 護 職  $\mathcal{O}$ 合 端 お 職 員 に 員 が 数 7 を て、 本 お  $\mathcal{O}$ 文に 増 7 数 て は、 すごとに 規 定 日 は 看 に 本 す 看 護 文 師 る 護  $\mathcal{O}$ を行 以 規 数  $\mathcal{O}$ 数 定 に 上 う で は 相 に 看 当 あ カン ること。 す 護 カン で わ る数 職 あることとす 5 員 ず、 以  $\mathcal{O}$ 上で ただ 数 は、 看 護 あ し、 常 師 る る。 場 当 時 を含 該 合 当 に 病 むニ は 棟 該 に 病 以 当 お 棟 上 該  $\mathcal{O}$ 1 病 て 入 へ 看 院 棟 護 に 患 補 者 な 日 に  $\mathcal{O}$ 助 け 者 数 る 看 夜 が が 護
- ノヽ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 二  $\mathcal{O}$ 数 当 が 該 三十 病 棟 又 に は お その端数 1 て、 を増すごとに 日 に 看 護 補 助 を 以 行 上であること。 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ ただ 数 は し、 常 当 該 時 当 病 棟 該 に 病 お 棟 1  $\mathcal{O}$ て、 入 院 患 者 日

者 お、 勤 棟 12 看  $\mathcal{O}$ を に 主と 数 行 お 護 う は け 補 L 場 る 助 常 7 合 夜 を 時 事 行 勤 に う看 務 を お 行 当 的 1 該 業 て う 護 看 務 補 病 は を 護 棟 助 行 者 補  $\mathcal{O}$ う か 入 が 助 院 看 5 者 本 当 患 護 文  $\mathcal{O}$ 者 補 該 数 に  $\mathcal{O}$ 規 助 看 は 者 数 護 定 が を す 職 本 一 百 含 る 員 文 む 数  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 又 場 に 数 規 は 合 を 相 定 そ 当 は 減 に  $\mathcal{O}$ す U か 端 る た か 数 数 数 日 わ を増 に 以 以 ら ず、 事 上 上 で すごとに一に 務 的 あ で 業 あ 以 る 務 場 ることとす 上 を行 合に ( 看 う 相 は 護 当す 看 職 る。 当 護 員 Ź 補 該 が 数 な 夜 助 病

ホ 精 神 科 急 性 期治 療 を行うに つき十分な体 制 が 整 備され てい ること。

以

下

であ

ること。

精 神 科 急 性 期 治 療 を 行うにつき十分な構 造 設 備 を有 してい ること。

(3)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 該 病 当 棟 該 に 病 常 棟 勤 を 有  $\mathcal{O}$ 精 す る 神 保 保 健 険 指 医 定 療 医 機 が 関 に、 名 常 以 上 勤 配  $\mathcal{O}$ 置 精 さ 神 保 れ て 健 7 指 る 定 こと。 医 が 名 以 上 配 置 さ れ、 カン 当

口 夜 勤 を 十 勤 行 を 五. 当 を行 行 う看 該 又 う は 病 う場 看 護 そ 棟 護 職 に  $\mathcal{O}$ 合 端 職 員 お に 数 員 が 1 を お 本 7  $\mathcal{O}$ 7 文 増 数 て は、 に すごとに は 規 日 定 看 に 本 護 す 文 看 師 る 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 以 数 を 数 定 に 上 行 は で う に 相 看 当 あ か る す カン 護 であることとする。 る数 こと。 わ 職 5 員 ず、 以  $\mathcal{O}$ 上で ただ 数 看 は 護 あ し、 常 師 る 場 当 時 を含 合 該 当 に 病 むニ は 棟 該 病 に 以 当 棟 お 上 該 1  $\mathcal{O}$ 病 入 て へ 看 院 棟 護 患 12 補 者 お H 助 け に  $\mathcal{O}$ 者 数 る 看 が 護 が 夜

ノヽ 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 几 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

二 者 勤 棟 に  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ を 数 当 12 看 行う 数 主と 護 が 該 お は け 補 病 L 場 + る 助 棟 常 夜 て を 又 合 に 事 に 時 勤 行 は お 務 お を う そ 1 的 当 行 看 7 て  $\mathcal{O}$ 業 7 う 端 該 護 務 は、 補 病 看 数 を を 棟 護 助 日 <u>一</u>か 者 行 補 増 に  $\mathcal{O}$ う 入 すごとに 助 が 看 看 院 5 者 本 護 当 護 患 文  $\mathcal{O}$ 補 者 補 該 数 に 助 看  $\mathcal{O}$ 規 助 は を 数 者 護 定 以 行 が を す 職 本 上 う 含 文 る 看 員 で 百 数 あ 護 む  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 又 場 に る 数 規 補 こと。 は 合 を 定 相 助 そ 減 当 に は 者 ľ す  $\mathcal{O}$ か  $\mathcal{O}$ た 端 る た 数 か 数 数 数 だ 日 わ は ※を増 に 以 5 以 し、 上 ず、 事 上 常 すごとに一 務的 で 当 時 で 該 あ 業 あ 以 る 病 当 務 ることとす 上 場 棟 該 を 合 病 に に 行 看 に 棟 お j 相 は 護 1  $\mathcal{O}$ 当 看 職 入 7 す 院 護 る。 当 員 る 補 患 が 該 者 数 な 夜 H 病 助

ホ 精 精 神 神 科 科 急 急 性 性 期 期 治 治 療 療 を を 行 行 う う ĺ ĺ 0 0 き き 適 必 切 要 な な 構 体 造 制 設 が 整 備 備 を 有 さ れ L て 7 1 1 ること。 ること。

以

下

で

あ

ること。

(4)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(5)

精

神

科

急

性

期

治

療

病

棟

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

別 表 第 + に 掲 げ る 患 者

(6)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入院 料料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚生 一労働 大臣 (D) 定 め る状況 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 U 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

十 五  $\mathcal{O}$ 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

- (1) 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- イ 1 る 都 病 道 院 府 県  $\mathcal{O}$ 病 が 棟 定 単  $\Diamond$ 位 る で 救 行 急 う 医 ŧ 療  $\mathcal{O}$ 12 で 関 あ す ること。 る 計 画 に 基 づ *\* \ 7 運 一営され る 救 命 救 急 セ ン タ ] を 有
- 口 主 とし 7 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な治 療 を 要する精 神疾患を有する患者 を入院させ、 精 神

病

棟

を単

て

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第 項 第 号に定 め る 医 師 の員 数 以上  $\mathcal{O}$ 員 数が 配置さ れて *\*\ るこ

کے

位と

L

7

行う

ŧ

0)

で

あ

ること。

二 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第二 項 第 号に 定 8 る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配

置 さ れ て 1 ること。

ホ 当 該 病 棟 に お け る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師  $\mathcal{O}$ 数 は 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が + 六 又 は そ 0 端 数 を 増 す

ごと に 以 上 で あ る

- 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 ること。 科 医 が 五. 名 以 上 配 置 さ れ、 カン つ、 当 該 病 棟
- に 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 が 三 名 以 上 配 置 さ れ 7 1

1

当

該

病

棟

12

お

7

て

日

に

看

護

を行

!う看

護

師

 $\mathcal{O}$ 

数

は、

常

時、

当

該

病

棟

 $\mathcal{O}$ 

入院

患者

の数

がが

+

う 又 看 は 護 そ 師  $\mathcal{O}$ 端 が 数 本 を 文 に 増すごと 規 定 す に る 数 \_\_\_ 以 に 相 上 当 で あ す る数 ること。 以 上 で ただ あ し、 る 場 当 合 該 に は 病 棟 当 に 該 お 病 1 棟 て、 に お \_\_\_ け 日 る に 夜 看 勤 護 を を 行 行

う 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

チ 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8 12 整 備 さ れ た精 神 科 救 急 医 療 施 設 で あ

ること。

IJ 精 神 科 救 急 合併症 医 療を行うにつき十分 な 体 制 が 整備され てい ること。

ヌ 精 神 科 救 急 合 併 症 医 療 を行うに つ き十 . 分 な 構 造 設 備 を 有 L ていること。

ル 精 神 科 救 急 • 合 併 症 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L て いること。

別

表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

别 表 第 + 12 掲 げ る 患 者 (3)

精

神

科

救

急

合

併

症

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

(2)

精

神

科

救

急

•

合

併

症

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

注

2

 $\mathcal{O}$ 

除

外

薬

剤

注

射

薬

(4)精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 状 態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 び 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

(5)看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を行 う看 護 職 員 0 数 は 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院院 患者 0 数 が + 六又

はその端数を増すごとに一以上であること。

口 医 師 当 該 看 保 護 険 師 医 及 療 び 機 精 関 神 に 保 お 健 1 福 て 祉 士 入 等 院 で 患 者 構 成 に É . 対 れ す た る 委 行 員 動 会 制 を 限 設 を 置 必 要 L 7 最 1 小 るこ 限  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ とす る ため、

ノヽ 夜 間 に お け る 看 護 業 務  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 資 す る十 · 分 な 業 務 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整備 され 7 7 るこ

と。

二 看 護 職 員 0 負 担 0) 軽 減 及び 処 遇 改善に資 す Ź 体 制 が 整備 され ていること。

(6)精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す Ź 厚 生 一労 働 大 臣 0) 定 め る 日

該 病 棟 に お け る夜 勤 を 行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 治三未 満 で あ る 日

十 五 の 三 児 童 思 春 期 精 神 科 入 院院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)十 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 精 神 疾 患 を 有 す る 患 者 を お お む ね 八 割 以 上 入 院 さ せ る 病 棟 精 神 病 棟 に 限

る。 ) 又 は 治 療 室 ( 精 神 病 床 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 単 位 として行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(2)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号 に 定  $\Diamond$ る 医 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置 さ れ てい ること。

(3)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第二号に 定 8 る 看 護 師 及 び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数 以 上  $\mathcal{O}$ 員 数 が 配 置

されていること。

(4)当 該 病 棟 又 は 治 療 室 に 小 児 医 療 及 び 児 童 • 思 春 期  $\mathcal{O}$ 精 神 医 療 に 関 L 経 験 を 有 する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師

が 名 以 £ 配 置 さ れ てお り、 うち 名は 精 神 保 健 指 定 医 であること。

(5)本 該 ること。 文に 当 病 本 棟 該 文の 規定 又 病 ただ は 棟 規 定 当 する数 又 該 Ļ は 当 治 に 当 カン 該 療 該 室 か 相 治 当す を有 療室 病 わらず、 棟 を る数以上 す 又 有 る は する 病 当 以 該 棟 一であ 病 上であることとする。 治  $\mathcal{O}$ 療 入 棟 室 る場合には 院 に を お 患 *\* \ 有 者 す て、  $\mathcal{O}$ Ź 数 が 病 当 棟 + 日 該 又 に に 病 看 お は 棟 そ 護 **(**) を行 に て、  $\mathcal{O}$ お 端 う看 け 数 を増 る 日 夜 に 護 勤 看 すごとに 師 護 を  $\mathcal{O}$ 行 を 数 行 う は 看 5 以 護 看 常 師 時 、 護 上 師 で  $\mathcal{O}$ 当 数 が あ

(6) <del>-</del>+ 歳未 満  $\mathcal{O}$ 精 神 疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備され てい る

こと。

は

に

十六

精神

療

養

病

棟

入院

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

等

(7) 二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有している

(1)精 神 療 養 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 主 とし 7 長 期 0) 入 院 を 要 す Ź 精 神 疾 患 を有 する患者を入院させ、 精 神 病 棟 を単位とし て行

う É 0 で あること。

口 退 院 調 整 を担当する者 が 配 置されていること。

ノヽ 医 療 法 施 行 規 則第 + 九 条第二項第二号に定める看護師及び准看護師 0 員数以上の員 数が配

置 さ れ 7 ١ ر ること。

二 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 さ れ カン

当 該 病 棟 に 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 精 神 科 医 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

ホ 時 、 数 当 主 助 す 該 は 者 る 当 L 数に 当 該  $\mathcal{O}$ 病 7 数 常 棟 該 病 時 事 は 相 12 病 棟 当 務 お 棟 12 す 当 的 本 1  $\mathcal{O}$ お る数 業 て、 該 文 入 1 院 務 0 病 て 棟 を 規 以 患 行 定 上 者  $\mathcal{O}$ 日 う に で 12 入  $\mathcal{O}$ 日 院 看 あ 看 数 カン に 護 る 患 護 が カン 看 者 場 補 を + 護 わ 合  $\mathcal{O}$ 助 5 行 五. を 者 ず、 数 に う 行 又 を含 が は 看 は う \_ 護 そ 看 看 百百 当 む 護 職  $\mathcal{O}$ 護 又は 場合 職 該 員 端 職 員 病 及 数 員 そ を 棟 は  $\mathcal{U}$ 及 を含 0 に 看 増すごとに び 端 お 看 護 数 むニ 日 け 補 護 を Ś に 助 補 増 事 以 夜 を 助 すごとに一 務 上 行う 勤 を 以 的 で を 行 業務 う看 行う 上で 看 あることとす 護 を 看 補 あ 護 に 行 護 補 助 ること。 う看 相 職 者 助 当 者 員 が る。 す 護 及 本  $\mathcal{O}$ 文 る 補 び た 数 だ に は、 数 な 看 助 以 者 護 規 お 下 補 定 常  $\mathcal{O}$ 

当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 0) 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 五. 割 以 上 が 看 護 職 員 で あ るこ

کے

で

あ

ること。

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

チ 精 神 療 養 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

IJ 精 神 療 養 を 行 う ĺ 0 き十 分 な 構 造 設 備 を 有 L 7 7 ること。

(2)精 神 療 養 病 棟 入院 料  $\mathcal{O}$ 注 2 除 外 薬剤 注 射 薬

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ \_\_  $\mathcal{O}$ 五. に 掲 げ る 薬 剤 注 射 薬

(3)重 症 者 加 算 1  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態

G Α 尺 度 に ょ 判 定 が 三 + 以 下 であること。

F

る

(4)重 症 者 加 算 2  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者  $\mathcal{O}$ 状 態

G A F 尺 度に ょ る 判 定 が 兀 十 以 下 であること。

(5)重 症 者 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療体 制 0 確 保に 協 力してい 、る保険 医 療機関 であること。

(6)退 院 調 整 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 に 係 る支援に 関 す る部 門 が 設置されてい るこ

<u>ک</u> 。

1

口 退 院 調 整 を 行 う ĺ つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

(7)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 当 該 病 棟 に 専 従  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

口 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 退 院 が 着 実 に 進  $\Diamond$ 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。

+七 削 除

十八 認 知 症 治 療病 棟 入院 料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

(1)通

則

主 논 L て 急 性 期  $\mathcal{O}$ 集 中 的 な 治 療 を 要 つする 認 知 症患者 を入院を させ、 精 神 病 棟 を単位 とし て行 う

ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

(2)認 知 症 治 療 病 棟 入院 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 を行う看護職員の 数は、 常 時、 当該 病 棟の 入院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が

 $\overline{+}$ · 又 は そ 0 端数を増 すごとに \_\_ 以 上であること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護

を行 う看 護 職 員 0 数 が 本 文に · 規定 す る数 に · 相 当する数以 上で あ る場 一合に は 当該 病 棟 に お け

る 夜 勤 を 行う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文 0) 規定 に か か わ らず、 以 上 **(**看 護 補 助 者 が 夜 勤 を 行

う

場 合 12 お 1 7 は 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 以上) で あ ることとす る。

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ノヽ 当 該 病 棟 に お V て、 日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 す ごとに 以 上 で あ ること。 ただ L 当 該 病 棟 12 お 1 7

日 に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当す る 数 以 上 で あ る 場 合 に は 当 該

病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に カン か わ 5 ず、 以 上 ( 看 護 職 員 が

う

夜 勤 を 行 う 場 合 に お 1 て は カン ら当 該 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 を 減 じ た 数 以 上 で あ ることとす

な お、 主とし て事 務 的 業務を行う看護 以補助 者 を含 む場合 は、 日 に事務的業務を行う看護補

助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が二百 又 は そ 0) 端 数 を増すごとに に 相 当する

数 以 下 で あ ること。

(3)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護 を行 ごう看 護 職 員 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0) 数 が

三十 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数を 増 すごとに <del>\_\_</del> 以 上で あること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お 1 て 日 に 看 護

を行 う看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 が 本 文に規定 す る数 に 相 当する数以 上で あ る場 合に は 当該 病 棟 に お け

る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は、 本 文の 規 定 に か か わ らず、 以 上であることとする。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数 *の* 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ノヽ 当 該 病 棟 12 お 7 て、 日 に 看 護 補 助 を 行 Š 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者

 $\mathcal{O}$ 数 が + 五. 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ることとす る。 な お 主 لح

L て 事 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者 を含 む 場 合 は 日 に 事 務 的 業 務 を 行う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数 は

常 時 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者 0) 数 が 百 又 は そ  $\mathcal{O}$ 端 数 を増 すごとに に 相 当 す る 数 以 下 で あ る

(4)退 院 調 整 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お いて、 入院患者 の退院に係る支援に関する部 門が 設置されてい

ح.

口 退 院 調 整 を行うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

(5) 認知症夜間対応加算の施設基準

1 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 数が 三 以 上 ( 看 護 職 員 が 夜 勤 を 行 う場 合 に お V)

7 は、 三 カン 5 当 該 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 を 減じ た 数 以 上 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者 に 対 する 行 動 制 限を必要最 小 限 0) ŧ のとするため、

医 師 看 護 師 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等で 構 成さ れ た委員会を設置 していること。

(6)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

九 特定一般病棟入院料の施設基準等

十

(1)特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定め る

地

域

別表第六の二に掲げる地域

(2) 特定一般病棟入院料1の施設基準

1 般 病 棟 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 \_\_ 号ただ L 書 に 規 定 す Ś 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が 指 定 す る 病

院の病棟を除く。)であること。

口 当 該 病 棟 に お ( ) て、 日 に看 護 を行 ごう看 護 職 員 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が

十三又は そ 0 端数を増すごとに一 以上であること。 ただし、 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看 護

を行 う看 護 職 員 0) 数 が 本 文に 規 定 す る 数 に 相 当す る数 以 上 で あ る 場 合 に は 各 病 棟 に お け る

夜 勤 を行 う 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

= 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者  $\mathcal{O}$ 労 働 時 間 が 適 切 な ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

ホ

夜

勤

に

0

1

て

は

看

護

師

を含

むニ

以

上

 $\mathcal{O}$ 

数

 $\mathcal{O}$ 

看

護

職

員が行うこと。

ノヽ

当

該

病

棟

に

お

1

て、

看

護

職

員

 $\mathcal{O}$ 

最

小

必

要

数

 $\mathcal{O}$ 

七

割

以

上

が

看

護

師

で

あること。

現 に 看 護 を行 って 7 る病棟ごとの 看護 職 員 0) 数と当 該 病 棟 の入院患者 の数との 割合を当 該

病棟の見やすい場所に掲示していること。

1 及 び 当 3 該 病 入 棟 院  $\mathcal{O}$ 入 院 た 日 患 カュ 者 0 5 起 平 算 均 L 在 7 院 日 5 日 数 ま ( 保 で 険  $\mathcal{O}$ 期 診療に係 間 に 限 る入院患者 る。 を算 定 ( 短 L て 期滞 1 在 る患 手 術等 者 注 基 本 7 本 料 文 1

算 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 (3) $\mathcal{O}$ ハ に お 1 て 同 じ。 が 二 + 兀 日 以 内 で あ ること。

(3) 特定一般病棟入院料2の施設基準

及

び

注

9

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

V)

療

養

病

棟

入

院

料

1

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

り

算

定

して

7

る

患

者

を除

を基

礎

に

計

1 + 五. 当 又 該 は 病 そ 棟  $\mathcal{O}$ に 端 お 数 1 を て 増 すごとに 日 に 看 護 以 を 行う看 上 で あ ること。 護 職 員  $\mathcal{O}$ ただ 数 は、 し、 常 当 時、 該 当 病 棟 該 に 病 お 棟  $\mathcal{O}$ 1 て 入 院 患 者 日 に  $\mathcal{O}$ 数 看 護 が

夜勤 を行 を行 う看 ごう看 護 職 護 員 職  $\mathcal{O}$ 員 数 0 が 数 本文に は、 本文 · 規定 0 す 規 る数 定 に に か 相 か 当する数以上で わ らず、 二以上であることとする。 あ る 場 合に は 各 病 棟 に お け る

当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員  $\mathcal{O}$ 最 小 必 要 数  $\mathcal{O}$ 几 割 以 上 が 看 護 師 であること。

口

- ノヽ 当 該 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 六 + 日 以 内 で あ ること。
- (2)1 び 満 た す

二

 $\mathcal{O}$ 

二

及

を

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ること。

- (4)般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 特 定 般 病 棟 入院 料 1 に 係 る 届 出 を 行 0 た病 棟であること。
- 口 当 該 加 算 を 算 定す る患 者 に つ *\* \ て 測 定 L た 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 看護必要度Ⅰの結

(5)特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に · 規 定 す る 施 設 基 潍

果

12

基づき、

当 該

病

棟

に

お

け

る当

該

看

護

必

要

度

0

評

価

を行

っていること。

1 病 室 を 単 位 ح L 7 行う Ł 0 で あること。

- 口 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該当す ること。
- 1 般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 I 0) 基 潍 を 満 た す 患 者 を 一 割 以 上 入院 さ せ る病

室 で あ る こと。

2 診 療 内 容 に 関するデー タ を 適 切 12 提 出 で きる 体 制 が 整 備 さ れ た保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、

般 病 棟 用  $\mathcal{O}$ 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度  $\prod$  $\mathcal{O}$ 基 準 を満 たす 患 者 を  $\bigcirc$ • 八 割 以 上 入 院 さ せ る

病 室 で あ ること。

3 当該 病 室 上におい て、 入院患者に占める、 自宅等 か ら入院 したもの 0 割 合が 割 以 上であ

- ること。 ただし、 当 該 病 室 に お け る 病 床 数が + 未 満 0 ŧ 0 に あ って は、 前三月間 に お 7 て、
- 自 宅 -等 か 5 入 院 L た 患 者 が 三 以 上で あること。
- 4 以上で 当該 あること。 病 室 に お け る 自 宅 等 か 5  $\mathcal{O}$ 緊急  $\mathcal{O}$ 入院患者 の受入れ 人数 が、 前三月間 にお いて三人
- (5) 次のいずれか二つ以上を満たしていること。
- 1 している保険医療機関であること。 在 宅患者 訪問診療料(1)及び在宅患者訪問診療料(1)を前三月間において二十回以上算定
- 2 す 療 導 料 (I) Ś 機 在 関 宅患者 訪 及び 間 で あ 看 精 護 訪 ること又 問 基 神 本 科 看護・指導料、 訪 療 は 間 養 看 費 訪 護 及 間 び 看 • 指導料(Ⅲ) 精 護 神 療 同一建物居住者訪問看護・指導料、 派養費にご 科 訪 を前三月間に 間 係る 看 護 基 指 定訪 本 療 養費 おい 問 看 て 百 を 護 前  $\mathcal{O}$ 三月 費 回 以上算 用 間 0 に 額 精神科訪問 定 0 お し 算 1 てい て 定 方 五. る 百 法 看 保 護 に 口 以 規 険 • 指 医 上 定
- 算 定 L て **,** \ る 訪 問 看 護 ステ ] シ 日 ン が 当 該 保 険 医 療 機 関 と 同  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に あ ること。
- 3 関で 開 あること。 放 型 病 院共 同 指 導 料 (I) 又 は  $(\Pi)$ を 前三 月 間 に お 7 7 十 口 以 Ĺ 算 定 L て 7 る 保 険 医

療

機

4 五. 一項に 介 護 規定する訪問 保 険法第 八条第二項に リハビ リテー 規定する訪問介護、 シ 日 ン、 同法第八条の二第三項に規定する介 同条四項に規定する訪 間 看 護、 護 予防 同 訪

問 看 護 又 は 同 条 第 兀 項 E 規 定 す る 介 護 予 防 訪 間 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 提 供 L 7 1 る 施 設

が 当 該 保 険 医 療 機 関 لح 同  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に あ ること。

6 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 適 切 な 看 取 ŋ 12 対 す る 指 針 を 定  $\Diamond$ 7 1 ること。

7 許 可 病 床 数 が 百 兀 + 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ

ること。

名以 され

7 *\* \ ること。 二

当

該

病

室を

含

む

病

棟

に

常

勤

 $\mathcal{O}$ 

理

学

療法

士

作

. 業

療

法

士

又

は

言

語

聴

覚

士

が

上

配

置

ノヽ

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

在

宅

復

帰

支

援

を

担

**当** 

す

る

者

が

適

切

に

配

置され

7

1

ること。

デ ] タ 提 出 加 算  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 て 7 ること。

心

大

血

管

疾

患

IJ

ノヽ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料、

脳

血.

管

疾

患

等

ij

ノヽ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料、

廃

用

症

候

群

IJ

ホ

ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 又 は が W

患 IJ ハ ピ IJ シ 彐 ン 料 に 係 る 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

者 テ 届

1 地 域 包 括 ケ T 入 院 医 療 を 行 う に <u>つ</u> き 必 要 な 体 制 を 有 L 7 1 ること。

チ 地 域 包 括 ケ T 入 院 医 療 を 行 うに つき 必 要 な 構 造 設 備 を 有 L て ( ) ること。

IJ 当 該 病 室 に お 1 て 退 院 患 者 に 占 め る、 自 宅等 に 退 院 す Ś ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 以 上で あるこ

と。

(6)特 定 般 病 棟 入院 料 0 注 8 0 除 外 薬 剤 注 射 薬

自  $\overline{\mathbb{C}}$ 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 用 灌か 流 液 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ の 三 に 掲 げ る 薬 剤 及 び 注 射 薬

<u>二</u> 十 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 主 と 7 精 神 疾 患 に ょ Ŋ 長 期 に 入 院 L 7 7 た 患者であって、 退 院 に 向 け た 集中 的 な支援 を

特 に 必 要とす Ź ŧ  $\mathcal{O}$ を 入 院 さ せ、 精 神 病 棟 を 単 位 <u>ک</u> L 7 行う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第二項 第二号に定 8) る 看 護 師 及び 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 員 数以 £ 0) 員 数 が 配

置 さ れ て 7 ること。

ノヽ 当 該 病 棟 を 有 する 保 険 医 療 機関 に お Į, て、 常勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 指 定 医 がが 名 以 上 配 置 さ れ か

当 該 病 棟 12 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 精 神 科 医 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

二 当 該 病 棟 に お 1 て 日 12 看 護 を 行 う 看 護 職 員 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者、 作 業 療 法 士

に 以 上 で あ る こと。 た だ 当 該 病 棟 に お 棟 1 7 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 看 護 補 助 を

及

び

精

神

保

健

福

祉

士

 $\mathcal{O}$ 

数

は

常

時

当

該

病

 $\mathcal{O}$ 

入

院

患

者

 $\mathcal{O}$ 

数

が

十

五.

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

増

す

ごと

行う 看 護 補 助 者 作 業 療 法 士 及 U 精 神 保 健 福 祉 士 が 本 文 に 規 定 す る 数 に 相 当 す る 数 以 上 で あ

る 場 合 に は 当 該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 看 護 補 助 者、 作 業 療 法 士 及 び 精 神 保 健

福 祉 士  $\mathcal{O}$ 数 は 本 文  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カ わ 5 ず、 看 護 職 員 を含 むニ 以 上 で あ ること。 な な 主 لح

L 7 事 務 的 業 務 を行 う看 護 補 助 者 を含 [む場 合 は 日 に 事 務的 業務 を行う看 護 補 助 者 0 数は

常時、 当該 病 棟 0) 入院 患者  $\mathcal{O}$ 数 が · 二 百 又 は そ 0 端 数を増すごとに . 一 に 相当す る数 以 下で あ る

کے

ホ  $\mathcal{O}$ 六 当 該 割 病 以 棟に 上 が 看 お 護職 いて、 員、 看 作業· 護 職 療 員、 法 士又 看護 は [補助 精 神保 者、 健 作業· 福 祉 療法士及び精 士であること。 神保 健 福祉 士 一の最 小 必 要数

が 看護職! 当 該 病 棟に 員数を上回る場合には看護職員数) お いて、 看 護 職 員、 作業 徐療法士 の二割以上が看護師であること。 及び ) 精 神 保 健福 祉士の最小必要数 (当該必要数

1 当 該 病 棟に 専従 の精神保健 福祉士が二名以上(入院患者数が四十を超える場合は三名以

上)配置されていること。

チ 精 神 . 疾 《患を有り する 患者 0 退院 に係る支援を行うにつき十分な体制が整備され ていること。

当 該 保 険 医 療 機 関 において、 入院患者  $\mathcal{O}$ 退院に係る支援に関す る部 門が ?設置 されてい 、るこ

حے ° IJ

ヌ 長 期 0 入 院 患 者 0 当該 病 棟 か 5 0 退院 が 着 実に 進 んで、 お . り、 当該 保険医 療 機 関 0 精 神 病床

の数が減少していること。

ル 精 神 障 害 者  $\mathcal{O}$ 地 域 生活を支援する関 係機 関等との 連携を有 していること。

(2) 重症者加算1の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

(3) 重症者加算2の対象患者の状態

G A F 尺 度 に ょ る 判 定 が 兀 + 以 下 であること。

(4) 重症者加算1の施設基準

当 該 地 域 12 お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制  $\mathcal{O}$ 確 保 に 協 力 L てい る保 険 医 療 機 関 であること。

(5)地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. に 掲 げ る薬 剤 及 び 注 射 薬

準

等

第十 短期滞在手術等基本料の施設基:

短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

短

期

滞

在

手

術等

基

本

料

を算

定

する手術等

は、

別表

第

+

<u>・</u> に

撂

げ

Ś

ŧ

のとすること。

通

則

(1) 局 所 麻 酔 に ょ る 短 期 滞 在 手 術 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(2)短 期 滯 在 手 術 を 行 Š に 0 き 口 復 室 そ  $\mathcal{O}$ 他 適 切 な 施 設 を 有 L て **,** \ ること。

(3)当 該 口 復 室 に お け る 看 護 師  $\mathcal{O}$ 数 は 常 時 当 該 口 復 室  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ 数 が 兀 又 は そ 0) 端 数を増すご

とに一以上であること。

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 全身 麻 酔 硬 膜 外 麻 酔 又 は 脊 椎 麻 酔 による短 期滞在手術を行うにつき十分な体制 が 整備 され

ていること。

- (2)短 期 滞 在 手 術 を 行 う に 0 き適 切 な 施 設 を 有 L 7 1 ること。
- (3)す る 診 病 療 院 報 で 膕 な  $\mathcal{O}$ 算 1 定 کی 方 法 第 た だ 号 た だ 歯 科 L 書 点 数 12 表 規 定  $\mathcal{O}$ 短 す 期 る 滞 別 在 に 手 厚 術 生 等 労 基 働 本 大 料 臣 が  $\mathcal{O}$ 注 指 定 1 す  $\mathcal{O}$ Ź 規 定 病 院 12 ょ  $\mathcal{O}$ 1) 病 医 棟 科 を 有 点

兀 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

数

表

 $\mathcal{O}$ 

短

期

滞

在

手

術

等

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

ることとさ

れ

た

場

合

に

お

1

7

は

ک

 $\mathcal{O}$ 

限

り

で

な

1

診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 号 た だ L 書 に 規 定 す Ź 別 に 厚 生 一労働 大 臣 が 指 定する病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を有 す

る病院又は診療所でないこと。

五 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 薬 剤 及 U 注 射 薬

第十一 経過措置

規 定 看 に 護 職 カ 員 か わ  $\mathcal{O}$ 5 確 ず、 保 が 当 分 特 12  $\mathcal{O}$ 木 間 難 は で あ な る لح お 認 従  $\Diamond$ 前 5  $\mathcal{O}$ 例 れ に る ょ 保 る 険 医 لح 療 が 機 で 関 ·きる。 に 0 V 7 は 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 

上 数 当  $\mathcal{O}$ 同 員 分 数) 令  $\mathcal{O}$ 第 間 五 は と、 + 条 第 第  $\mathcal{O}$ 九 九 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 九 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1)几 適  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ (1)を 口 受 中  $\mathcal{O}$ け 口 る 医 第九 間 師  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 員 + 数  $\mathcal{O}$ 五. 規 以  $\mathcal{O}$ 定 上 に (1) $\mathcal{O}$ ょ 員  $\mathcal{O}$ 数 口 n 有 第 لح L 九 な あ  $\mathcal{O}$ け る + れ  $\mathcal{O}$ 五 は ば  $\mathcal{O}$ な \_ 5 医 な  $\mathcal{O}$ 師 (1)1  $\mathcal{O}$ 員  $\mathcal{O}$ 医 数 ハ 師 及  $\mathcal{O}$ 以 び 員 上 第 数  $\mathcal{O}$ 九 以 員

二、 滴 師 成 あ 条  $\mathcal{O}$ とす 用 十三 + る 及  $\mathcal{O}$ を受 第 員 五.  $\mathcal{O}$ び 年 第 は 九 数  $\mathcal{O}$ け 厚 三  $\mathcal{O}$ 以 五 生 る + 看 + 上  $\mathcal{O}$ 労 間 護 (2)五  $\mathcal{O}$ 条 働 師  $\mathcal{O}$ 員  $\mathcal{O}$ 中 ک 三 省 数 及 規  $\mathcal{O}$ 令  $\mathcal{O}$ 医 び 定 第 (3)規 准 師  $\mathcal{O}$ 定 と 八 滴 及  $\mathcal{O}$ 看 号) に び 員 護 用 ょ 第 を 数 師 第 受 り 附 以  $\mathcal{O}$ 九 九 け 有 則 員  $\mathcal{O}$ 上  $\mathcal{O}$ 第二 数 + + る  $\mathcal{O}$ L な 員 以 六 兀 間 数 け + 上  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ 条 れ  $\mathcal{O}$ (1)(1)ば لح  $\mathcal{O}$ 員  $\mathcal{O}$ れ  $\mathcal{O}$ あ な 規 数 ぞ ハ 5 定 中 れ る な 第  $\mathcal{O}$ 医  $\mathcal{O}$ 適 1 療 九 れ は 看 看 法 用 護  $\mathcal{O}$ 5 を + 護 施 師  $\mathcal{O}$ 医 受け 師 行 師 及 五 規 び 及 規  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ び る 准 則 (1)に 員 准 病 等 看  $\mathcal{O}$ ょ 数 院 看 以  $\mathcal{O}$ 護 1) 護 に 有 上 師 師 あ 部  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ L を  $\mathcal{O}$ 0 員 九 な 員 員 て 改 数 数  $\mathcal{O}$ け 数 は 以 + 正 れ 以 す 同 上 ば 五 る 上  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 令 省 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 員 5 員 規 令 数  $\mathcal{O}$ な 兀 定 + 数 (1)1 平 لح  $\mathcal{O}$ 医 九  $\mathcal{O}$ 

三 病 病 正 す 院 棟 平 区 る 分 成二 入 入 件 番 院 院 十六 号 基 基 平 本 本 A 年三 成 料 料 1 を 0 七 + 算 対 月 0 三十 六 定  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 年 す 注 入 院 厚 る 8 に 日 病 生 基 本 労 規 棟 に 定 働 料 12 お す 若 省 限 1 る 告 る 7 L 特 < 現 示 定 第 12 は 患 に 保 五. +者 + 入 対 険 院 を 七 医 号) 1 す 療 入 う。 る 院 機 に 特 関 基 定 ょ が 本 に る 患 料 地 改 者 方 0 厚 1 正 特 診 定 生 前 7 は 局  $\mathcal{O}$ 療 機 能 長 診 報 当 等 療 膕 病 分 院 12 報  $\mathcal{O}$ 算 届  $\mathcal{O}$ 膕 入 間 院 け 定  $\mathcal{O}$ 算 方 出 基 定 た 法 本 医 料 病 療 方  $\mathcal{O}$ 区 法 又 棟 分 别 部 は 3 専 表 を 般 لح 門 第 改

兀 单 価 平 契 成三 約 率 + 年 卸 + 売 月三 販 売 業 + 者 日 ま 医 で 薬  $\mathcal{O}$ 品 間 に お 医 療 け 機 る 第三 器 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 品 質 の 二 有  $\mathcal{O}$ 効 (2)性  $\mathcal{O}$ 及 適 び 用 安 12 全 0 性 1 7  $\mathcal{O}$ 確 は 保 等 に 妥 関 結 す 率 る 法

4

な

者 ľ 律 き 薬 医 す と当 品 薬 昭昭 品 ることを に と 該 0  $\mathcal{O}$ 和 当 保 価 三 1 + 7 険 該 値 合 薬 保 総 を 五 意 踏 局 険 年 価 と L 額 ま 薬 法 た え 律  $\mathcal{O}$ で 局 契 لح 第 交 間 7 約 渉 で 価  $\mathcal{O}$ 百 取 格 間 を し、 兀 + 1 引 を で う。 総 価 決 取 五. 号) 引 定 価 格 さ が 額 L 第 た に 定 12 れ 係 契  $\equiv$ た 見  $\Diamond$ + 合 る 5 約 医 う 状 れ  $\mathcal{O}$ 療 兀 況 ょ た 割 条 用 う 第 医 合 医 当 لح を 薬 療 三 あ 該 用 品 項 1 う。 る 医 医 12 12  $\mathcal{O}$ 療 薬 係 規 は 品 定 用 る 契 す 医 及  $\mathcal{O}$ う 約 薬 る び 妥 ち、 に 品 卸 結 占 売 律  $\mathcal{O}$ 率 販 単 値 8 る、 売 定 引 価 لح 割 き 業 を す 契 品 者 合 同 る 以 を 約 <del>\_\_</del> 目 ごと  $\mathcal{O}$ 上 1 う。 卸 割  $\mathcal{O}$ に 合 医 売 で 販 医 以 療 値 用 売 療 下 引 業 用 医 同

五  $\mathcal{O}$ 歯 八 科  $\mathcal{O}$ 医 三 療 を  $\mathcal{O}$ 担 (3)当 又 は す 第三 る 保  $\mathcal{O}$ 険 九 医 療  $\mathcal{O}$ 機 (5)に 関 該 に 当 0 す 1 る 7 t は  $\mathcal{O}$ と 平 4 成三 な す。 十 年三 月 三十 \_\_ 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第

六 じ 病 棟 平 当 成三 又 該 は + 各 病 年三 (1)室 に か 月三 5 0 (18)1 + 7 ま で <del>\_\_</del> は に 日 定 同 に  $\Diamond$ 年 お る 九 1 Ł 月 7  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 現 に +に 該 次 日 当 ま  $\mathcal{O}$ す (1)で る カン  $\mathcal{O}$ Ł 間 5 (18) $\mathcal{O}$ に لح ま 限 4 り、 で な 12 す。 次 掲 げ  $\mathcal{O}$ (1)る 規 か 5 定 12 (18)係 ま で る 届 に 掲 出 を げ 行 る 区 0 分 7 12 1 応 る

- (1)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 入 院 基 本 料 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 2  $\mathcal{O}$ 1
- (2)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ イ 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (5)
- (3)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 口 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (6)
- (4)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ ハ 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (7)
- (5)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 結 核 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 入 院 基 本 料 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (3)

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 4

(7)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\bigcirc$ 注 5  $\mathcal{O}$ 1 第 五.  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 2

(8)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 口 第 五  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ 

2

(9)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ ハ 第 五  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ (4) $\mathcal{O}$ ハ  $\mathcal{O}$ 2

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 車 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ イ 第 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 2

旧

医

科

点

数

表

 $\mathcal{O}$ 

車

門

病

院

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

七

対

\_\_

入

院

基

本

料

第

五.

 $\mathcal{O}$ 

六

 $\mathcal{O}$ 

(2)

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

(4)

(14) (13) (12) (11) (10)

旧

医

科

点

数

表

 $\mathcal{O}$ 

車

門

病

院

入

院

基

本

料

 $\mathcal{O}$ 

注

3

 $\mathcal{O}$ 

ハ

第

五.

 $\mathcal{O}$ 

六

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ

 $\mathcal{O}$ 

2

 $\mathcal{O}$ 

(1)

口

 $\mathcal{O}$ 

2

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 車 門 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3  $\mathcal{O}$ 口 第 五.  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ (3)(3) $\mathcal{O}$ 

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 批 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 1 第 九  $\mathcal{O}$ + $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ **/**\

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケ ア 入 院 医 療 管 理 料 1 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 2 第 九  $\mathcal{O}$ 十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 地 域 包 括 ケ T 入 院 医 療 管 理 料 2 第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ

(18) (17) (16) (15)

旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 7 第 九  $\mathcal{O}$ + 九  $\mathcal{O}$ (5) $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ (1)又 は (2)

平 成 三十 年三 月三  $\overline{+}$ 日 に お 1 て 現 12 旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 七 対 入 院 基 本

七

料 12 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る 病 棟 に 0 1 7 は 平 成 三 一 十 二 年三 月三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第 五.  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ (3)  $\mathcal{O}$ 2 又 は 4  $\mathcal{O}$ 2 に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と 4 な す。

八 平 成  $\equiv$ + 年  $\equiv$ 月  $\equiv$ + 日 に お 1 て、 現 に 次  $\mathcal{O}$ (1)カン 5 (11)ま で 12 掲 げ る 規 定 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1

は る 当 病 該 棟 保 に 険 0 1 医 療 7 機 は 関 が 平 保 成  $\equiv$ 有 + す る 年 病 三 棟 月 が 三 +  $\mathcal{O}$ 4 で 日 あ 当 る 場 該 合 保 は 険 医 亚 療 成 機 三 関 十 二  $\mathcal{O}$ 許 年 可  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 病 月 床  $\equiv$ 数 + が 五 日) + 床 ま 未 満 で 又  $\mathcal{O}$ 

間 12 限 ŋ 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (11)ま で 12 掲 げ る 区 分 に 応 じ、 当 該 各 (1)カ 5 (11)ま で に 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 該 当 す る

ものとみなす。

(1) 旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ + 対 入 院 基 本 料 許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医

療 機 関 に 限 る 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 4

(2)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ イ 許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に

限る。) 第五の二の①のイの①の4

(3)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 口 許 可 病 床 数 が \_ 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に

限る。) 第五の二の①のイの①の4

(4)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ ハ 許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に

限る。) 第五の二の①のイの①の4

(5)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 1 第 五.  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 7

- (6)旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 第 五.  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ (7)
- (7)床 未 旧 満 医 科  $\mathcal{O}$ 保 点 数 険 医 表 療  $\mathcal{O}$ 機 特 関 定 に 機 限 能 る 病 院 入 院 第 基 五. 本  $\mathcal{O}$ 料 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1)般  $\mathcal{O}$ 病 棟 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 2 +  $\mathcal{O}$ 対 5 入 院 基 本 料 許 可 病 床 数 が

百

医

- (8)療 機 旧 関 医 科 12 限 点 る 数 表  $\mathcal{O}$ 専 門 第 病 五 院  $\mathcal{O}$ 六 入 院  $\mathcal{O}$ (2)基  $\mathcal{O}$ 本 料 口  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (5)+ 対 入 院 基 本 料 許 可 病 床 数 が 百 床 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険
- (9)る 旧 医 科 点 (4) $\mathcal{O}$ 数 二、 表  $\mathcal{O}$ (5)口 復 (4)期  $\mathcal{O}$ IJ = ハ に ピ 限 IJ る。 テ シ 彐 (6)ン  $\mathcal{O}$ 病 棟 口 又 入 院 は 料 (7)第 九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ *\* (3)(2) $\mathcal{O}$ 1 に 限
- 九 割 + 料 あ 平 0 年三 分 成三 て、 許 可 月三 第 病 + 第 年 五 床  $\equiv$ + 五. 数  $\mathcal{O}$ 月三十 が  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ま (1)百 (1)で 床  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 未 1  $\mathcal{O}$ 満 間 イ  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ に (3)  $\mathcal{O}$ お 保 4 限 1 及 り、 て、  $\mathcal{O}$ び 険 第 1 医 中 第 療 現 五 に 五 機  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 関 旧 割  $\mathcal{O}$ に 医 (1)科  $\mathcal{O}$ 限 分 る。 点 (1) $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ イ لح 表 イ  $\mathcal{O}$ あ 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (4)る (3) 係  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 般  $\mathcal{O}$ 届 る は 届 出 病 1 中 棟 を 出 を 行 入  $\overline{\underline{\phantom{a}}}$ 院 う 行 割 割 基 Ł 0 7 兀 本  $\mathcal{O}$ 分 分 料 に 1 る  $\mathcal{O}$ 0 لح لح 保 七 1 す あ 7 険 対 る は 医 <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 療 入 院 は 平 機 基 成 関 で 本
- + 厚 用 生 平 を 受 労 成三 け 働 + 省 て 告 年 1  $\equiv$ 示 た 第 月 病  $\equiv$ 棟 兀 + + に 兀 お 号) 1 日 7 に 12 は お ょ 1 る て 同 年 改 基 九 正 月 本 前  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 診 + 基 療 日 料 本 ま 診  $\mathcal{O}$ で 施 療 料  $\mathcal{O}$ 設 間 基  $\mathcal{O}$ に 施 準 限 等 設 り、 基  $\mathcal{O}$ 準 第 等 部 五  $\mathcal{O}$ を 第 改  $\mathcal{O}$ + 正 す  $\mathcal{O}$ る (1) $\mathcal{O}$ 件 +  $\mathcal{O}$ 1 兀 平  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 成 (1)規 及 定 三 + び  $\mathcal{O}$ (3) 適 年

12

該

当

す

る

t

 $\mathcal{O}$ 

لح

み

な

+ ま 本 で 料 2 平  $\mathcal{O}$ 成 間 又 は 三 に + 限 療 り、 年三 養 病 第 月 棟 三 五. 入 + 院  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 基  $\mathcal{O}$ 本 日 (1)料 に  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 1 注 1 て、  $\mathcal{O}$ 11 (6)に 又 係 旧 医 は る 第 届 科 五. 点 出  $\mathcal{O}$ 数 を  $\equiv$ 行 表  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ (8)療 て  $\mathcal{O}$ 1 養  $\vdash$ る 病 12 病 棟 該 棟 入 当 院 に す 0 基 る 1 本 t 7 料  $\mathcal{O}$ は 1 と 4 同 療 な 養 年 九 病 月 棟 入 + 院 基 H

(1)介 護  $\mathcal{O}$ 老 平 ^ 成  $\mathcal{O}$ 人 2 保 三 十 健 第 年 施  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 設 八 月  $\mathcal{O}$ 又 三十 は \_\_\_  $\mathcal{O}$ 介 (2)護 日  $\mathcal{O}$ 療 1 養 12 型 お (1)医 1 て 療  $\mathcal{O}$ 施 ^ 設 当  $\mathcal{O}$ 2 を 該 に 設 保 限 置 険 る。 L 医 7 療 機 1 る 関 及 لح U 保 第 険 同 八 医 療 建  $\mathcal{O}$ 機 物  $\mathcal{O}$ 関 内 (3)12 に 特  $\mathcal{O}$ 0 1 1 別 7 養 (1)護 は 老  $\mathcal{O}$ 第 人  $\mathcal{O}$ 八 ホ (2) $\mathcal{O}$ に ム 限  $\mathcal{O}$ 

十三 関 に 限 に る。 亚 0 成 1 7 三 +及 は 年三 び 第 同 八 年 月 三十  $\mathcal{O}$ 九 月 三  $\mathcal{O}$ + (3)日  $\mathcal{O}$ 日 に ホ ま お に で 1 該 7  $\mathcal{O}$ 当 間 現 す に 12 る 総 限 り、 合 Ł  $\mathcal{O}$ 入 と 院 第 4 体 八 な 制  $\mathcal{O}$ す。 加 算  $\mathcal{O}$ (1)に 係  $\mathcal{O}$ チ、 る 届 第 出 を 八 行  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 7 (2)1 る  $\mathcal{O}$ 保 イ 険 (1)医 療  $\mathcal{O}$ チ 機

る

に

該

当

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

す

る。 12 几 医 0 限 1 療 る。 7 機 平 に 成 関 は 該 三 当 + 同 旧 す 第 年 年 医  $\equiv$ る 科 八 九 月 ŧ  $\mathcal{O}$ 月 点 三 七 三 数  $\mathcal{O}$ لح + + 表  $\mathcal{O}$ 4 =H  $\mathcal{O}$ な +  $\mathcal{O}$ ま 日 す (3)で 対 に  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 間 口 入 1 院 7 に (1)限 基 現 12 り、  $\mathcal{O}$ 本 ^ 料 急 に 第 に 性 限 係 八 期 る。  $\mathcal{O}$ る 看 七 届 護 補  $\mathcal{O}$ 出 三 を 及 助 行 び  $\mathcal{O}$ 体 第 (1)0 制 八 7  $\mathcal{O}$ 加 算  $\mathcal{O}$ 1 七 る 12 第 保 係  $\mathcal{O}$ 三 る 八 険 届  $\mathcal{O}$ 医  $\mathcal{O}$ (4)七 療 出 機 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 関 行 口  $\mathcal{O}$ に 0 (1)(2)限 7  $\mathcal{O}$ る 1 (1)る ^ 12 保  $\mathcal{O}$ に 限 険

+

十 五. 平 成 三十 年三月三十 日 に お 1 7 現 に 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 保 険 医

限 療 1 機 る。 7 は 関 及 旧 同 てバ 年 医 第 科 九 点 八 月  $\equiv$ 数  $\mathcal{O}$ + 七 表  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 兀 ま で  $\mathcal{O}$ 対 (3) $\mathcal{O}$ \_\_  $\mathcal{O}$ 間 入 院 口 に 基 限 (1)り、 本 料  $\mathcal{O}$ = 第 に 係 に 八 限 る  $\mathcal{O}$ 届 る 七  $\mathcal{O}$ 出 を 兀 12 行  $\mathcal{O}$ 該 (1)0 当 7  $\mathcal{O}$ す V る る 保 第 Ł  $\mathcal{O}$ 八 険 لح  $\mathcal{O}$ 医 4 七 療 な  $\mathcal{O}$ 機 兀 関  $\mathcal{O}$ に 限 (2)る。 (1) $\mathcal{O}$ に 二 0

十六 旧 平 医 成 科 三十 点 数 表 年  $\equiv$  $\mathcal{O}$ + 月  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 三十 対 入 日 院 に 基 お 本 1 料 7 に 現 係 12 る 看 届 護 出 補 を 助 行 加 算 0 7 1 1 12 る 係 保 る 険 届 医 出 療 を 機 行 関 0 7 に 限 1 る る 保 険 医 12 療 0 1 機 関 7

は 同 年 九 月三 十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第 八  $\mathcal{O}$ 十三  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح 4 な す

十 七 3 十 及 日 ま 平 び 及 成 で 脳 卒 75  $\mathcal{O}$ 三 中 + 第 間 年三 九 12 ケ 限 ア  $\mathcal{O}$ 五. 月 り ユ 三 =  $\mathcal{O}$ そ + (9)ツ 12 れ 1 ぞ 該 入 日 院 n に す 第 医 お 九 療 1 管 て  $\mathcal{O}$ 理 料 現  $\mathcal{O}$ 4 に (1)に 係 な  $\mathcal{O}$ 旧 す 1 る 医 科  $\mathcal{O}$ 届 (5) 出 点 数 を 第 表 行 九  $\mathcal{O}$ 0 7 救  $\mathcal{O}$ 命 1 救  $\mathcal{O}$ る (1)急 病 室  $\mathcal{O}$ 入 12 院 ハ  $\mathcal{O}$ 料 お (1)1 1 て  $\widehat{(1)}$ は 救 命  $\mathcal{O}$ 救 イ 同 急  $\mathcal{O}$ 年 (5) 九 入 院 月 に 料 三 限

る

当

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

لح

+ 管 八 設 基 理 準 料 平 成 を 1 満  $\mathcal{O}$ 三 + た 施 す 設 年 三 ŧ 基 潍 月  $\mathcal{O}$ を  $\equiv$ に 満 + 限 る。 た す 日 ŧ) に お  $\mathcal{O}$ 特 に 1 定 限 て 集 る。 中 現 に 治 療 旧 室 救 医 管 科 命 点 理 救 料 急 数 表 1 入 及 院  $\mathcal{O}$ び 料 救 特 命 4 定 救 特 急 集 定 中 入 治 集 院 中 料 療 室 治 2 管 療 理 室 特 管 定 料 集 2 理 に 料 中 係 治 1 療 る  $\mathcal{O}$ 室 施 届

る  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 口 第  $\mathcal{O}$ 九 2  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 1  $\mathcal{O}$  $\widehat{\Xi}$ (1) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ イ (1) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 3 1 及  $\mathcal{O}$ び 3 第 12 九 限  $\mathcal{O}$ る。  $\equiv$  $\mathcal{O}$ (1) `  $\mathcal{O}$ 第 口 九  $\mathcal{O}$ の 二 1  $\widehat{(1)}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 =  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 3 に 限  $\widehat{\Xi}$ る。  $\mathcal{O}$ (1)12  $\mathcal{O}$ 該 イ 当  $\mathcal{O}$ す 3 る に 限 ŧ

出

を

行

0

7

1

る

病

室

に

0

1

て

は、

平

成

三十

年三

月三十

日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

間

12

限

り、

そ

れ

ぞ

れ

第

九

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ とみ な す。

十 九 平 成 三十 年三月三十一 日 に お 7) て、 現に 旧 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 緩 和 ケ ア 病 棟 入 院 料 に 係 る 届 出 を 行

9 て 1 る 病 室 に 0 1 て は 同 年 九 月三  $\overline{+}$ 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第九  $\mathcal{O}$ 十三  $\mathcal{O}$ (1)  $\mathcal{O}$ ヌ に 該 当 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ 

とみ な

別 表 第 か 5 別 表 第 十五 ま でを次  $\mathcal{O}$ ように 改 め る。

表 第 地 域 歯 科 診 療 支援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る手 術

別

J 0 1 3  $\Box$ 腔分 内 消 炎手 術 顎 炎 又 は 顎骨 骨 髄 炎等に限

る。

J 0 1 6  $\Box$ 腔分 底 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 1 8 舌 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 1  $\Box$ 唇 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 2  $\Box$ 腔分 顎、 顔 面 悪 性 腫 瘍 切 除 術

J 0 3 5 頬ょっ 粘 膜 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 3 6 術 後 性 上 顎 嚢の 胞 摘 出 術

J 0 3 9 上 顎 骨 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 4 2 下 顎 骨 悪 性 腫 瘍 手 術

J 0 4 3 顎 骨 腫 瘍 摘 出 術

J066 歯槽骨骨折観血的整復術

J068 上顎骨折観血的手術

J069 上顎骨形成術

J070 賴骨骨折観血的整復術

J072 下顎骨折観血的手術

J 0 7 2 2 下 顎 関 節 突起 骨 折 観 血. 的 手 術

J075 下顎骨形成術

JO76 顔面多発骨折観血的手術

J087 上顎洞根治手術

別 表 第二 平 均 在 院 日 数  $\mathcal{O}$ 計 算 対 象とし な 1 患 者

精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 を 算 定 す る 患 者

救 命 救 急 入 院 料 広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 に 限 る。 を算 定す Ź 患 者

 $\equiv$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 広 範 井 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 に 限 る。 を算定す る患者

兀 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を 算 定す る 患 者

五 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算 定 する 患者

六 総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者

七 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

九 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

+口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十三 緩 和 ケ ア 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 兀 精 神 科 救 急 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 五. 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+六 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 七 児 童 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

十 八 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十 八  $\mathcal{O}$ 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

+ 九 般 病 棟 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 般 病 棟 に 限 る。 又 は 専 門 病

院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る 病 棟 を 除 く。 に 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え 7 入 院 て 1 る

患 者 で あ 0 て 医 科 点 数 表 第 章 第二 部 第 節 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 5 12 規 定 す る 厚 生 労

働大臣の定める状態等にあるもの

<u>一</u> 十 般 病 棟 12 入 院 た 日 か 5 起 算 L て 九 + 日 を 超 え 7 入 院 して *\*\ る 患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表

第 章 第 部 第 節 般 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 11 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 9 又 は 専 門 病 院 入

院 基 本 料 0) 注 8  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 療 養 病 棟 入院 料 1  $\mathcal{O}$ 例 に ょ り 算 定 L 7 1 る 患 者

<del>二</del> 十 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 L 7 1 る 患 者

二 十 二 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 及 び 3 入 院 L た 日 か 5 起 算 L 7 五. 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 限 る。 を

算

定している患者

二 十 三 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 <del>---</del> 号 ただ し 書 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を

有 す る 病 院 に お 1 7 別 表 第 + <del>---</del> の 二 に 規 定 す る 手 術 を 行 0 た 患 者 入 院 た 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 ま で に 退

院 L た 患 者 に 限 る。 又 は 別 表 第 + <del>\_\_</del>  $\mathcal{O}$ 三 12 規 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療 を 行 0 た 患 者

入 院 L た 日 か 5 起 算 L て 五 日 ま で に 退 院 L た 患 者 に 限 る

一 救命救急入院料に係る治療室

別

表

第

三

看

護

配

置

基

準

 $\mathcal{O}$ 

計

算

対

象

と

L

な

1

治

療

室

病

室

又

は

専

用

施

設

特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

三 ハ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

几 脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 12 係 る治 療 室

五 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室

六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る 治 療 室

七 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る 治 療 室

八 新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 12 係 る 治 療 室

九 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室

十 短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 1 に 係 る 口 復 室

+外 来 化 学 療 法 加 算 に 係 る 専 用 施 設

別 表 第 兀 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態 等 に あ る 患 者

難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 を 算 定 す る 患 者

重 症 者 等 療 養 環 境 特 别 加 算 を 算 定 す る 患 者

 $\equiv$ 重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不 自 由 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 <\_ 。 ` 脊 髄 損 傷 等  $\mathcal{O}$ 重 度

障 害 者 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者 及 び 認 知 症  $\mathcal{O}$ 患 者 を 除 < 重 度  $\mathcal{O}$ 意 識 障 害 者 筋 ジ ス 1 口 フ

イー患者及び難病患者等

兀 悪 性 新 生 物 に 対 す る 治 療 重 篤 な 副 作 用  $\mathcal{O}$ お そ れ が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 等 に 限 る。 を 実 施 L 7 1 る 状 態

にある患者

五 観 血 的 動 脈 圧 測 定を 実 施 L 7 **,** \ る 状 態 に あ る 患 者

六 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 脳 Ш. 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ

IJ テ シ 日 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ F. IJ テ シ 日 料 を 実 施 L 7 1 る

状 態 12 あ る 患 者 患 者  $\mathcal{O}$ 入 院  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L 7 百 八 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 る

七 F V ン 法 又 は 胸 腔分 若 L < は 腹 腔分  $\mathcal{O}$ 洗 浄 を 実 施 L 7 1 る 状 態 12 あ る

喀☆ 痰たん 痰たん 喀ぐ 痰たん 患 者

九 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 患 者

八

頻

口

12

吸

引

及

び

干

渉

低

周

波

去

器

に

ょ

る

排

出

を

実

施

L

て

1

る

状

態

に

あ

る

患

者

+ 人 工 腎 臓 持 続 緩 徐 式 血 液 濾る 過 又 は 血 漿よ 交換 療法 を実 施 てい 状

+ 全 身 麻 酔 そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 12 潍 ず る 麻 酔 を 用 1 る 手 術 を 実 施 し、 当 該 疾 病 12 係 る 治 療 を 継 続 7 1

L

る

態

に

あ

る

患

者

る 状 態 当 該 手 術 を 実 施 た 日 か 5 起 算 L て三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 る。 に あ る 患 者

別 表 第 五 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 点 数 及 てド 有 床 診

療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 12 含 ま れ る 画 像 診 断 及 75 処 置 並 び に れ 5 に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 注 射 薬

れ 5 に 含 ま れ る 画 像 診 断

写 真 診 断 单 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 に 係 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 限 る。

撮 影 単 純 撮 影 工 ツ ク ス 線 診 断 料 に 係 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る に 限 る。

ک れ 5 に 含 ま れ る 処 置

創 傷 処 置 (手 術 日 カン 5 起 算 L て + 兀 日 以 内  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除

喀痰吸引 摘 便

皮 酸 酸 素吸 膚科軟膏処置 素テント 入

膀胱洗洗 浄

留置 カテー テル 設置

導尿

膣っ

洗

浄

鼻

処

置

耳

管

処

置

耳

処

置

眼

処置

П 腔う 咽 頭 処置

間 ネブライザー 接 喉 頭鏡 下 喉 頭処置

超音波ネブライザー

介達牽引

消炎鎮痛等処置

鼻腔栄養

長期療養患者 褥瘡等処置

 $\equiv$ ک れ 5 に 含 ま れ な 1 除 外 薬 剤 特 定 入 院 基 本 料 に 係

ントロールのための医療用麻薬

抗

悪

性

腫

瘍

剤

悪

性

新

生

物

に

罹り

患

L

て

71

る

患

者

に

対

7

投

与

ż

れ

た

場

合

に

限

る。

及

び 疼ら

痛

コ

る

場

合

を

除

匹 ک れ 5 12 含 ま れ な 1 注 射 薬 特 定 入 院 基 本 料 12 係 る 場 合 を 除 く。

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 て 1 る 患 者 に 対 L 7 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る。 エ IJ ス 口

ポ 工 チ ン 人 工 腎 臟 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る Ł  $\mathcal{O}$ 12 対 7 投 与

さ れ た 場 合 に 限 る。 ダ ル ベ ポ 工 チ ン 人 工 腎 臟 又 は 腹 膜 灌か 流 を 受 け て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う ち 腎 性 貧

血 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 投 与 さ れ た 場 合 に 限 る 及 び 疼さ 痛 コ ン 卜 口 ル  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬

表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 点 数 及

別

CK

有

床

診

療

所

療

養

病

床

入

院

基

本

料

に

含

ま

れ

な

1

除

外

薬

剤

注

射

薬

並

び

に

特

殊

疾

患

入

院

医

療

管

理

料

口 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料、 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料、 緩 和 ケ ア 病 棟 入 院 料 及 び 認 知 症 治 療

病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

1 ン タ ] フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。

迂う

血

友

病

 $\mathcal{O}$ 

治

療

に

係

る

血.

液

凝

古

因

子

製

剤

及

75

血

液

凝

固

大

子

抗

体

口

活

性

複

合

体

别 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 特 定 般 病 棟 入 院 料 及 び 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料  $\mathcal{O}$ 除 外

## 薬 剤 注 射 薬

肝 性 効 ン 流 口 製 能 炎 を 抗 貧 ] 受 若 又 剤 血 悪 ル け 状  $\mathcal{O}$ 性 は L < C В 7 熊 た 腫 型 型 瘍 に 8 は 1 る 肝 肝 剤 効 あ  $\mathcal{O}$ 果 患 る 炎 炎 医 悪 を 又 者  $\mathcal{O}$ Ł 療 性 有 効 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 す う 12 新 能 C麻 型 5 生 薬 る 若 対 腎 物 肝 L ŧ L < 7 12  $\mathcal{O}$ 炎 性 工 IJ 12 は  $\mathcal{O}$ 貧 投 罹り 与 患 限 効 効 血. ス る。 果 さ L 能 状 口 を 若 態 ポ n 7 有 た 工 1 L に す < あ 場 チ る 及 ン 患 合 び る は る 者 血 t 効 ŧ 12 友 果 限 人 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 病 る。 及 に 工 対 を 投 腎 L 有  $\mathcal{O}$ 75 与 7 治 後 す 臟 ` る さ 投 療 天 又 ダ 与 に 性 ŧ れ は さ 係 免 腹  $\mathcal{O}$ た ル 場 ベ れ る 疫 に 膜 た 合 不 限 ポ 灌が 血 場 全 る。 液 12 エ 流 症 合 を 限 チ 凝 ン る 受 固 候 12 け 限 因 群 抗 人 て る。 子 又 製 は ウ 工 1 剤 腎 る Н 1 イ ン 臟 患 及 Ι ル 者 び V ス タ 又 疼さ 感 血 剤 ] は  $\mathcal{O}$ 痛 染 液 腹 う フ コ 凝 症 В 膜 ち ン エ 灌が 型 腎 1 固  $\mathcal{O}$ 口

别 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 精 神 科 救 急 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料

因

子

抗

体

迂う

口

活

性

複

合

体

## の除外薬剤・注射薬

ク 口 ザ  $\mathcal{L}^{\circ}$ ン 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料 を 算 定 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 対 L て 投 与 され た 場 合

に限る。)

別 表 第 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 及 び 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 除 外 薬 剤 注 射 薬

イ ン タ ] フ エ 口 ン 製 剤  $\overline{\phantom{a}}$ В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天性 免疫 不全症 候

群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

ク 口 ザ ピ ン 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料 を 算 定 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 対 L 7 投 与 Ż れ た 場 合

に限る。)

血

友

病

 $\mathcal{O}$ 

治

療

に

係

る

血

液

凝

古

大

子

製

剤

及

び

血

液

凝

固

因

子

抗

体

迂う

口

活

性

複

合

体

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 料 Ą 入 院 料 В 及 び 入 院 料 C 並 び に 有 床 診 療 所 療 養 病 床

入

院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 Α に 係 る 疾 患 及 び 状 熊

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医 師 及 び 看 護 職 員 に より、 常 時、 監 視 及 が 管 理を実施 L 7 ١ ر る状 態

中心静脈注射を実施している状態

+ 几 時 間 持 続 L 7 点 滴 を 実 施 L 7 1 る 状 態

人工呼吸器を使用している状態

F レ ン 法 又 は 胸 腔り 若 L < は 腹 腔気  $\mathcal{O}$ 洗 浄 を 実 施 L 7 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ 7 お り、 か <u>つ</u> 発 熱 を 伴 う 状 態

酸 素 療 法 を 実 施 L て 1 る 状 態 密 度  $\mathcal{O}$ 高 1 治 療 を 要 す る 状 態 に 限 る。

感 染 症  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ 必 要 性 か 5 隔 離 室 で  $\mathcal{O}$ 管 理 を 実 施 L 7 1 る 状 態

表 第 五.  $\mathcal{O}$ 三 療 養 病 棟 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 料 D 入 院 料 E 及 び 入 院 料 F 並 び 12 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入

别

院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 入 院 基 本 料 В 及 び 入 院 基 本 料 C 12 係 る 疾 患 及 び 状 態 等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多 発 性 硬 化 症 筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症 パ ] 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大 脳 皮 質

基 底 核 変 性 症 パ キ ン ソ ン 病 ホ 工 ン Y ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ ジ  $\equiv$ 以 上 で あ 0 7 生 活

機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\prod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 12 限 る。 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 指 定 難 病 等 ス 干 ン を 除 <

脊 髄 損 傷 頸は 椎 損 傷 を 原 大 لح す る 麻 痺ひ が 兀 肢 全 7 に 認  $\Diamond$ 5 れ る 場 合 に 限 る。

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 ヒ ユ • ジ 日 1 ン ズ  $\mathcal{O}$ 分 類 が V 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 該 当す る場 一合に . 限 る。

悪 性 腫 瘍 **(**医 療 用 麻 薬 等  $\mathcal{O}$ 薬 剤 投 与 に ょ る疼痛 コ ン } 口 ] ル が 必 要な 場 湾合に 限 る。

対 象 と な る 状 態

肺 炎 に 対 す る治 療 を 実 施 L 7 *\*\ る 状 態

尿 路 感 染症 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 7 る 状 態

傷 病 等 に ょ るリ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要 な 状 態 ( 原 因となる傷病等の発症後、 三十日以内の場

合で、 実 際 に リハ ピ リテ ] シ 彐 ン を行 って 1 る場 一合に 限 る。

脱

水

12

対

す

る治

療

を実施

L

7

١ ر

る状

態

カ

0

発

熱を伴

Š

状

態

消 化 管 等の 体 内 か 5 0 出 血 が 反 復 継 続 L 7 1 る 状 態

**嘔**う

褥 に よく そう 頻 口  $\mathcal{O}$ 対する治療を実 吐 に 対する 治療を実施 施 7 L る状 7 **(** ) 態 る (皮膚 )状態 か 層 つ 0 発熱を伴う状態 部 分的 喪 失が 認 めら れ る場合又は · 褥瘡

が 二

して

箇 所以上に 認 8 5 れる場 合に . 限る。

末 梢ょっ 循 環 障 害 に よる 下 . 肢 末 端  $\mathcal{O}$ 開 放 創 に 対 する治 療を実施 L て V) る状: 態

せ ん妄 に . 対 する 治 療を 実 施 L 7 7 る 状 熊

う Ó 症 状に 対 す る 治 . 療 を 実 施 L て 1 る 状 態

他 者 に 対す る 暴 行 が 毎 日 認 8 5 れ る 状 態

人工 腎 臟 持 続 緩 徐 式 血. 液濾る 過、 腹 膜灌が 流 又は血 漿よう 交換療法を実施し てい 、る状態

経 鼻 胃 管 B 胃 瘻る 等  $\mathcal{O}$ 経 腸 栄 養 が 行 わ れ 7 お り、 か つ、 発 熱 又 は 幅す 吐 を 伴 う 状 態

日 八 口 以 上  $\mathcal{O}$ 喀ぐ 痰たん 吸 引 を 実 施 L て 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ て 1 る 状 態 発 熱 を 伴 . う 状 態 を 除

頻 口  $\mathcal{O}$ 血 糖 検 査 を 実 施 L 7 1 る 状 熊

創 傷 手 術 創 B 感 染 創 を 含 む 皮 膚 潰 瘍 又 は 下 . 腿に 若 L < は 足 部 0) 蜂 巣 炎 膿ゥ 等 0) 感染症 に

対する治療を実施している状態

酸 素 療 法 を 実 施 L 7 1 る 状 態 へ 密 度  $\mathcal{O}$ 高 *\* \ 治 療 を要す る状態 を除

三 対象となる患者

次 12 掲 げ る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 療 養 病 棟 で あ 0 て、 平 成 + 八 年 六 月 三 + 日 12 お 1 て 現 に 特 殊 疾 患 療

養 病 棟 入 院 料 又 は 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 を 算 定す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 入 院 L 7 1 る 患 者 重 度  $\mathcal{O}$ 肢 体 不

自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1)児 童 福 祉 法 第 兀 + 条 第 号 に 規 定 す る 医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 主 とし て 肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ あ る

児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 児 を 入 所 さ せ る t  $\mathcal{O}$ に 限 る

(2)児 童 福 祉 法 第 六 条  $\mathcal{O}$ の 二 一第 三 項 に 規 定 す る 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関

(3)身 体 障 · 害 者 福 祉 法 留昭 和 十 匹 年 法 律 :第二 百 八十三号) 第十 八 条 第二項 に 規定する指 定 医 療

機 関

別 表 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 する 厚 生 労 働 大

臣が定める状態

ADL区分三の状態

別 表 第六 難 病 患 者 等 入院 診 療 加 算 に 係る疾患及び )状態

一対象疾患の名称

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

パ 1 + ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ぃ 大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症 及 び パ ] 丰 ン ソン 病

多 系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒 質 変 性 症 才 リー ブ 橋 小 脳 萎 縮 症 及  $\mathcal{U}$ シ t イ • F レ ガ 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

メ チ シ IJ ン 耐 性 黄 色 ブ F ウ 球 菌 感 染 症 開 胸 心 手 術 又は 直 腸 悪性 腫 瘍 手 術  $\mathcal{O}$ 後に 発症 L た ŧ  $\mathcal{O}$ に

限る。)

後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む。

多剤耐性結核

一 対象となる状態

(1)に 著 多 剤 L 1 耐 支 性 結 障 を 核 来 以 外 L 7  $\mathcal{O}$ 疾 1 る 患 状 を 態 主 病 後 と す 天 性 る 患 免 疫 者 不 に 全 あ 症 0 7 候 群 は、 当 Н 該 Ι V 疾 感 患 染 を を 原 含 因 لح む L 7 日 12 常 0 生 1 7 活 は 動 当 作

該 疾 患 12 罹り 患 L て 1 る 状 態 に パ 1 キ ン ソ ン 病 に 0 1 7 は ホ 工 ン • Y ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が

ス

テ ジ 三 以 上 で あ 0 7 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ 状 態 に 限 る。

(2)た  $\Diamond$ 多 に 剤 必 耐 要 性 な 結 構 核 造 を 及 主 び 病 とす 設 備 を る 有 患 す 者 る に 病 あ 室 0 に 7 入 は 院 L 治 7 療 1 上 る  $\mathcal{O}$ 状 必 態 要 が あ 0 て、 適 切 な 陰 圧 管 理 を行 う

別 表 第六 の <u>-</u> 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

北 海 道 江 差 町 上 1 玉 町 厚 沢 部 町  $\angle$ 部 町 及 U 奥 尻 町  $\mathcal{O}$ 地 域

北 海 道 日 高 町 平 取 町 新 冠 町 浦 河 町 様 似 町 え n £ 町 及 C 新 S だ か 町  $\mathcal{O}$ 地 域

 $\equiv$ 北 海 道 留 萌 市 増 毛 町 小 平 町 苫 前 町 羽 幌 町 初 Ш 别 村 遠 別 町 及 U 天 塩 町  $\mathcal{O}$ 地 域

兀 北 海 道 稚 内 市 猿 払 村 浜 頓 別 町 中 頓 別 町 枝 幸 町 豊 富 町 礼 文 町 利 尻 町 利 尻 富 士 町

及 び 幌 延 町  $\mathcal{O}$ 地 域

五 北 海 道 根 室 市 別 海 町 中 標 津 町 標 津 町 及 U 羅 臼 町  $\mathcal{O}$ 地 域

七 青 森 県 む 0 市 大 間 町 東 通 村 風 間 浦 村 及 び 佐 井 村  $\mathcal{O}$ 地 域 六

青

森

県

五.

所

Ш

原

市

0

が

る

市

鯵

ケ

沢

町

深

浦

町

鶴

田

町

及

び

中

泊

町

 $\mathcal{O}$ 

地

域

八 岩 手 県 花 巻 市 北 上 市 遠 野 市 及 75 西 和 賀 町  $\mathcal{O}$ 地 域

九 岩 手 県 大 船 渡 市 陸 前 高 田 市 及 び 住 田 町  $\mathcal{O}$ 地 域

+ 岩 手 県 宮 古 市 Щ 田 町 岩 泉 町 及 75 田 野 畑 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十 岩 手 県 久 慈 市 普 代 村 野 田 村 及 U 洋 野 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十 二 岩 手 県二 戸 市 軽 米 町 九 戸 村 及 び 戸 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十三 秋 田 県 北 秋 田 市 及 び 上 小 阳 仁 村  $\mathcal{O}$ 地 域

十 兀 秋 田 県 大 仙 市 仙 北 市 及 75 美 郷 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十 五. 秋 田 県 湯 沢 市 羽 後 町 及 び 東 成 瀬 村  $\mathcal{O}$ 地 域

+ Щ 形 県 新 庄 市 金 Щ 町 最 上 町 舟 形 町 真 室 Ш 町 大 蔵 村、 鮭 Ш 村 及 び 戸 沢 村 0 地 域

十七 福 島 県 下 郷 町 檜 枝 岐 村 只 見 町 及 び 南 会 津 町  $\mathcal{O}$ 地 域

十八 東 京 都 大 島 町 利 島 村 新 島 村 神 津 島 村 宅 村 御 蔵 島 村、 八 丈 町、 青 ケ 島 村 及 び 小 笠

原村の地域

+ 九 新 潟 県 + 日 町 市 魚 沼 市、 南 魚 沼 市、 湯 沢 町 及 び 津 南 町 0 地 域

二十 新潟県佐渡市の地域

<u>二</u> 十 石 Ш 県 輪 島 市 珠 洲 市、 穴 水 町 及 び 能 登 町  $\mathcal{O}$ 地 域

二十二 福井県大野市及び勝山市の地域

二 十 三 Щ 梨 県 市 Ш  $\equiv$ 郷 町 早  $\prod$ 町 身 延 町 南 部 町 及 び 富 士 Ш 町  $\mathcal{O}$ 地 域

二十四 長野県木曽郡の地域

<u>二</u> 十 五. 長 野 県 中 野 市 飯 Щ 市 下 高 井 郡 及 び 下 水 内 郡

<u>二</u> 十 六 愛 知 県 新 城 市 設 楽 町 東 栄 町 及 び 豊 根 村  $\mathcal{O}$ 地 域

二十七 滋賀県高島市の地域

二十八 奈 良 県 五 條 市 吉 野 町、 大 淀 町、 下 市 町、 黒 滝 村、 天 ||村 野 迫 ||村、 + 津 ||村、 下 北 Щ

村、 上 北 Щ 村 Ш 上 村 及 び 東 吉 野 村  $\mathcal{O}$ 地 域

二十九 島 根 県 雲 南 市 奥 出 雲 町 及 び 飯 南 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十 島 根 県 海 士 町、 西 ノ 島 町 知 夫 村 及 び 隠 岐  $\mathcal{O}$ 島 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十一 香川県小豆郡の地域

三十二 高 知 県 須 崎 市 中 土 佐 町 檮 原 町、 津 野 町 及 び 匹 万 + 町  $\mathcal{O}$ 地 域

三十三 長崎県五島市の地域

三十 兀 長 崎 県 小 値 賀 町 及 び 新 上 五 島 町  $\mathcal{O}$ 地

域

三十五 長崎県壱岐市の地域

三十六 長崎県対馬市の地域

三十 七 熊 本 県 阿 蘇 市 南 小 玉 町 小 玉 町 産 Щ 村 高 森 町、 西 原 村 及 び 南 冏 蘇 村  $\mathcal{O}$ 地

域

三十 八 鹿 児 島 県 西 之 表 市 及 U 熊 毛 郡  $\mathcal{O}$ 地 域

三十 九 鹿 児 島 県 奄 美 市 及 び 大 島 郡  $\mathcal{O}$ 地 域

几 + 沖 縄 県 宮 古 島 市 及 び 多 良 間 村  $\mathcal{O}$ 地 域

兀 + 沖 縄 県 石 垣 市 竹 富 町 及 び 与 那 玉 町  $\mathcal{O}$ 地 域

上 記  $\mathcal{O}$ ほ か 離 島 振 興 法 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 کے L て 指 定 さ れ た 離 島

 $\mathcal{O}$ 地 域 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島  $\mathcal{O}$ 地 域 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 别

措 置 法 第 兀 条 第 項 12 規 定 す る 小 笠 原 諸 島  $\mathcal{O}$ 地 域 及 び 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第三条第三号に 規 定す る

離島の地域に該当する地域

別 表 第 六  $\mathcal{O}$  $\equiv$ ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

妊 娠 + \_ 週 か ら三 + -週 未 満  $\mathcal{O}$ 早 産  $\mathcal{O}$ 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 **丘**妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 症 状 を 伴う ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

妊 娠 三  $\overline{+}$ 週 未 満  $\mathcal{O}$ 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 · 宮 出 Ш. 頸い 管  $\mathcal{O}$ 開 大、 短 縮 又 は 軟 化  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 兆

候

を示すもの等に限る。)の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

 $\mathcal{O}$ 

患

者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ₽  $\mathcal{O}$ に 限 る  $\mathcal{O}$ 患 者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 9 た 患 者 又は行う予 定  $\mathcal{O}$ あ る患者

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 7 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

表 第 七 ハ 1 IJ ス ク 、分 娩 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分 娩べん 前  $\mathcal{O}$ В Μ Ι が三 + 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 初 産 婦 で あ る 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 <del>(</del>妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 症 状 を伴うも  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血. 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 文は 行う予 定  $\mathcal{O}$ あ る 患 者

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ て 1 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

別 表 第 七  $\mathcal{O}$ 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

呼 吸 器 系 疾 患 肺 炎 喘ん 息 発 作 肺 気 腫 間 質 性 肺 炎  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪、 肺 塞 栓 又 は 気 胸  $\mathcal{O}$ 患 者

心 疾 患 (New York Heart Association  $\mathcal{O}$ 心 機 能 分 類  $\mathcal{O}$  $\coprod$ 度、 IV 度 相 当  $\mathcal{O}$ 心 不 全 虚 血 性 心 疾 患 又

は 干 = タ 監 視 を 必 要とす る不 整 脈  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 又 は 直 達 介 達 牽が 引 を 要 す る 骨 折  $\mathcal{O}$ 患 者

脊髄損傷の患者

重 篤 な 内 分 泌 代 謝 性 疾 患 7 ン ス IJ ン 投 与 を 要す Ś 糖 尿 病 専 門 医  $\mathcal{O}$ 診 療 を 要する内 分泌 疾 患

又 は 肝 硬 変 に 伴う 高 アン モ 二 ア 血 症  $\mathcal{O}$ 患者

意 識 障 害 ( 急 性 薬 物 中 毒 ア ル コ ] ル 精 神 障 害 電 解 質 異 常常 代 謝 性 疾 患 に ょ る せ ん安 等)  $\mathcal{O}$ 患

 $\mathcal{O}$ 

患

者

者

全 身 感 染 症 **(**結 核、 後天 性 免 疫 不 全 症 候 群 梅 盡 1 期、 2 期又 は 敗 血 症  $\mathcal{O}$ 患者

中 枢 神 経 系  $\mathcal{O}$ 感 染 症 (髄 膜 炎、 脳 炎 等)  $\mathcal{O}$ 患 者

急 性 腹 症 (消 化 管 出 血. 1 V ウ ス 等) 0 患 者

劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者

悪 性 症 候 群 又 は 横 紋 筋 融 解 症  $\mathcal{O}$ 患 者

広範囲(半肢以上)熱傷の患者

手 術 化 学 療 法 若 L < は 放 射 線 療 法 を 要 うす Ź 状 態 又 は 末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

透析導入時の患者

重 篤 な 血 液 疾 患 ^ モ グ 口 ピ ン 7 g/d1以 下  $\mathcal{O}$ 貧 血. 又 は 頻 口 に 輸 血 を 要 する 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

急 性 か 0 重 篤 な 腎 疾 患 急 性 腎 不 全、 ネ フ 口 ゼ 症 候 群 又 は 糸 球 体 腎 炎)  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 室 で  $\mathcal{O}$ 手 術 を 必 要とす Ź 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

膠る 原 病 専 門 医 に ょ る 管 理 を必要とする状態 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

妊産婦である患者

別 表 第 八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

感 染 症 法 第 六 条 第 九 項 12 規 定 す る 新 感 染 症 又 は 同 法 第 六 条 第 項 12 規 定 す る 類 感 染 症 に 罹り 患

している患者

前 号  $\mathcal{O}$ 感 染 症  $\mathcal{O}$ 疑 似 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者

别 表 第 九 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 要 す る 状 熊 及 び 算 定 上 限 日 数

脳 血 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 出 血  $\mathcal{O}$ シ ヤ ン  $\vdash$ 手 術 後、 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳 症

又 脊 は 髄 手 炎 術 多 後 発 カン 性 月 神 以 経 内 炎、 12 多 口 復 発 期 性 IJ 硬 ハ 化 ピ 症 IJ テ 腕 ] 神 シ 経 叢き 日 損 ン 傷 病 等 棟 入  $\mathcal{O}$ 院 発 料 症  $\mathcal{O}$ 後 算 若 定 L < が 開 は 始 手 さ 術 れ 後 た  $\mathcal{O}$ 状 ŧ  $\mathcal{O}$ 態 に 発 限 る 症 後

般 た 病 だ 棟 L に 限 般 る 病 棟 ` 入 専 院 門 基 本 病 料 院 入 院 急 基 性 本 期 料 <del>---</del> 般 七 入 院 対 基 本 入 院 料 基 に 限 本 料 る 及 び ` + 特 対 定 入 機 院 能 基 病 本 院 料 入 院 に 限 基 る 本 料

総 合 入 院 体 制 加 算 救 命 救 急 入 院 料 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 ハ 1 ケ ア ユ 二 ツ } 入 院 医 療 管 理 料

脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ  $\vdash$ 入 院 医 療 管 理 料 又 は 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 以 下 算 定 開 始 日 数 控 除 対

象 入 院 料 等 لح 1 う。 を 算 定 す る 患 者 12 対 L 7 日 六 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ IJ ハ ビ IJ テ シ 日 が 提 供

さ れ た 場 合 は そ  $\mathcal{O}$ 日 数 を ک  $\mathcal{O}$ か 月  $\mathcal{O}$ 期 間 か 5 三 + 日 を 限 度 لح し 7 控 除 す る Ł  $\mathcal{O}$ لح す る 又

は 義 肢 装 着 訓 練 を 要 す る 状 態 算 定 開 始 日 カン 5 起 算 L 7 百 五 + 日 以 内 た だ L 高 次 脳 機 能 障 害

を 伴 0 た 重 症 脳 血 管 障 害 重 度  $\mathcal{O}$ 頸い 髄 損 傷 及 び 頭 部 外 傷 を 含 む 多 部 位 外 傷  $\mathcal{O}$ 場 合 は 算 定 開 始 日

か 5 起 算 L 7 百 八 + 日 以 内

以 後 れ た 上  $\mathcal{O}$ 大 ŧ 状 腿が  $\mathcal{O}$ 控 IJ 態 骨  $\mathcal{O}$ 除 ハ に 発 骨 ピ 限 IJ る。 症 盤 テ 後 た 脊 又 とす だ シ は 椎 日 L 手 術 股 ン が 算 関 後 提 節 定 供 開 若 カ さ 始 月 L 定 れ < 日 以 た 数 内 は 控 膝っ 始 場 12 合 除 口 関 カン は 対 復 節 象 期  $\mathcal{O}$ そ 骨 入 IJ 院 折  $\mathcal{O}$ ハ 料 ピ 又 日 数 等 は IJ を 九 を テ こ の + 算 肢 定 シ 以 す 上 以 日 る か  $\mathcal{O}$ ン 多 患 月 病 者 棟 発  $\mathcal{O}$ に 期 骨 入 対 院 折 間 か 料  $\mathcal{O}$ L ら 三 発 7  $\mathcal{O}$ 算 症 + 定 後 日 日 が 又 を 六 開 は 限 単 始 手 術 度 位 さ

لح

L

て

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

る。

算

開

日

6

起

算

L

7

日

内)

 $\equiv$ 除 12 ノヽ す 限 ピ 手 外 る IJ る。 術 科 ŧ テ 後 手 術  $\mathcal{O}$ 1 又 た だ لح は シ 又 す 発 は 日 L る。 肺 ン 症 が 算 後 炎 等 提 定 供 開 カン  $\mathcal{O}$ 算 さ 治 月 始 以 定 療 れ 日 内 開 た 数 時 場 控 始 12  $\mathcal{O}$ 日 口 安 合 除 復 静 カン は 対 ら 期 象 に 起 そ IJ ょ 入 院 算  $\mathcal{O}$ ハ ŋ F 廃 L 日 料 等 IJ 7 数 用 をこ テ 症 九 を + 算 候 定 群 日 シ  $\mathcal{O}$ す を 以 彐 有 内 る か ン 患 L 月 病 7 者  $\mathcal{O}$ 棟 に お 期 入 対 り、 院 間 料 カ L ら 三 て、  $\mathcal{O}$ 手 算 術 + 定 後 日 日 が 又 を 開 は 六 発 始 限 単 さ 度 位 症 لح 後 以 れ 上 た  $\mathcal{O}$ L 状 t 7  $\mathcal{O}$ 控 IJ 態  $\mathcal{O}$ 

兀 始 場 控 に 合 日 除 口 大 カン は 腿が 対 復 5 象 期 骨 起 そ IJ 入 算 院 骨  $\mathcal{O}$ ハ 盤 料 L ビ 日 て IJ 数 等 六 を を テ 脊 + 算 椎 定 日  $\mathcal{O}$ シ 以 す 股 彐 内 る か 関 ン 患 節 月 病 者  $\mathcal{O}$ 棟 又 期 に 入 は 間 院 膝っ 対 か 料 関 し ら 三 て、 節  $\mathcal{O}$ 算  $\mathcal{O}$ + 定 神 日 日 が 経 開 を 六 限 単 始 筋 度 さ 位 又 とし は 以 れ 上 た 靭し 7 帯  $\mathcal{O}$ Ł 控 IJ 損  $\mathcal{O}$ 除 傷 ハ に す ピ 限 後 る IJ る  $\mathcal{O}$ テ t 状  $\mathcal{O}$ 態 た とする。 だ シ 損 日 L 傷 ン 算 後 が 定 提 \_\_\_ 供 開 カン 算 さ 月 始 定 れ 日 以 開 内 た 数

五 料 て  $\mathcal{O}$ 股 算 関 定 節 又 が は 六 開 単 膝っ 始 位 さ 関 節 以 れ た 上  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 置 ŧ 換  $\mathcal{O}$ 12 術 ノヽ F. 限 後 る  $\mathcal{O}$ テ 状 た 態 だ シ 損 日 L 傷 ン が 算 後 提 定 か 供 開 さ 月 始 以 れ 日 た 数 内 場 控 12 合 除 口 は 妆 復 象 期 そ IJ 入 院  $\mathcal{O}$ ハ 料 ピ 日 数 等 IJ テ を を 算  $\sum_{i}$ 定  $\mathcal{O}$ シ す 日 る ン か 患 月 病 者 棟  $\mathcal{O}$ 期 に 入 間 院 対

か 5 =+ 日 を 限 度 لح L 7 控 除 す る Ł  $\mathcal{O}$ とす る。 算 定 開 始 日 か 5 起 算 L 7 九 + 日 以 内

日

IJ

IJ

]

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン を 要 す る 状 態

脳 血 管 疾 患 脊 髄 損 傷 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 叢き 出 血  $\mathcal{O}$ シ ヤ ン  $\vdash$ 手 術 後、 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳 症

装 着 訓 練 を 要 す る 状 態

脊

髄

炎

多

発

性

神

経

炎、

多

発

性

硬

化

症

腕

神

経

損

傷

等

 $\mathcal{O}$ 

発

症

後

若

L

<

は

手

術

後

 $\mathcal{O}$ 

状

態

又

は

義

肢

大 服たい 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 若 L < は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 骨 折 又 は 肢 以 上  $\mathcal{O}$ 多 発 骨 折  $\mathcal{O}$ 発 症 後 又 は 手 術

後  $\mathcal{O}$ 状 熊

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等  $\mathcal{O}$ 治 療 時  $\mathcal{O}$ 安 静 に ょ ŋ 廃 用 症 候 群 を 有 L 7 お り、 手 術 後 又 は 発 症 後  $\mathcal{O}$ 状 態

几 大 腿に 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 又 は 靱ん 帯 損 傷 後  $\mathcal{O}$ 状 態

五 股 関 節 又 は 膝っ 関 節  $\mathcal{O}$ 置 換 術 後  $\mathcal{O}$ 状 熊

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 病 棟 入 院 料 に お け る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 費 用

廃 用 入 院 症 候 中 群  $\mathcal{O}$ IJ 患 者 ハ ピ に IJ 対 テ す る 心 シ 大 日 ン 血 料 管 疾 患 運 動 IJ 器 ハ F, IJ IJ ハ ピ テ IJ ] テ シ ] 日 ン シ 料 彐 ン 料 脳 又 血 は 管 疾 呼 吸 患 器 等 IJ IJ ハ ハ ピ F, IJ IJ テ テ ] シ シ 日 日 ン 料 料

療 疾 で 患 あ 機 等 関 0 て に  $\mathcal{O}$ 患 \_\_\_ お 者 け 日 に る で 口 あ 0 き六 復 0 期 7 発 単 IJ 症 位 ハ F, を 後 六 超 IJ +え テ 日 る シ 以 ŧ 内 日  $\mathcal{O}$ ン  $\mathcal{O}$ 特 病 ŧ 掲 棟  $\mathcal{O}$ 12 に 診 お 対 療 料 11 L 7 7  $\mathcal{O}$ 施 行 IJ 設 ハ 0 ピ た 基 潍 IJ ŧ テ 等  $\mathcal{O}$ 別 を シ 除 表 第 日 ン 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 提  $\mathcal{O}$ 12 費 供 実 規 用 績 定 当 す を る 相 該 当 脳 保 程 険 血 度 医 管

别 表 第 +精 神 科 救 急 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 75 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

有

す

る

と と

ŧ

に

効

果

に

係

る

相

当

程

度

 $\mathcal{O}$ 

実

績

が

認

 $\Diamond$ 

ら

れ

な

1

場

合

12

限

る。

一精神科救急入院料の対象患者

規

定

に

ょ

り

入

院

す

る

患

者

- (1)精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者  $\mathcal{O}$ 福 祉 に 関 す る 法 律 第二 + 九 条 第 項 又 は 第二 + 九 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$
- (2)第 な 機 他 関 (1)害 項 以 当 外 第 行 為 該  $\mathcal{O}$ 病 患 号 を 行 者 又 棟 を で は 9 た 有 あ 第 者 す 0 六 て る +  $\mathcal{O}$ 保 医 精 療 険 条 及 医 神 第 び 療 科 観 機 救 項 急 察 関 第 等 を 入 院 含 に 号 関 む 料  $\mathcal{O}$ す に 決 る 係 定 法  $\mathcal{O}$ る に 律 精 病 ょ 神 棟 る 平 病 に 入 成 棟 入 院 院 + 12 す 五 入 以 院 る 年 下 法 前 律 心 三 医 第 神 月 療 百 喪 間 観 十 失 に 察 等 号 お 法  $\mathcal{O}$ 1 入 第 状 て 院 保 兀 熊 十 険 で と 重 医 条 大 療
- 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

う。

を

除

<\_ 。

を

L

た

こと

が

な

1

患

者

(1)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 12 入 院 す る 前  $\equiv$ 月 間 に お 1 て 保 険 医 療 機 関 (当該 病 棟 を 有 す る 保 険 医

療 機 関 を含 む  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 に 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 < を L たことが な 1 患

(2)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L て 1 る 患 者 で あ 0 て、 急 性 増 悪  $\mathcal{O}$ た 8

 $\equiv$ 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

該

病

棟

に

お

け

る

治

療

が

必

要

な

t

 $\mathcal{O}$ 

(1)精 神 保 健 及  $\mathcal{U}$ 精 神 障 害 者 福 祉 12 関 す る法 律 第  $\overline{+}$ 九 条 第 項 又 は 第二十 九 条 の 二 第 項  $\mathcal{O}$ 規

定により入院する患者

(2)(1)以 外  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 精 神 科 救 急 • 合併症 入院 料 に 係 る病 棟 に 入院する 前 三 月 間 に お 1 て

保 険 医 療 機 関 **(当** 該 病 棟 を 有 する 保 険 医 療 機 関 を含 む。  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 精 神 病 床  $\mathcal{O}$ 4 を 有 す る

保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 精 神 病 棟 を 除 <\_ ° に 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 く。 を L たこと が な 1 患 者

(3)(2)に 関 わ 5 ず、 当 該 病 棟 に お け る 治 療 中 に、 当 該 保 険 医 療 機 関 に お V 7 ょ り 高 度 な 管

理

を

行

表 第 + 0 た 後 短 期 再 度、 滞 在 当 手 術 該 等 病 基 棟 本 に 料 お に 1 係 7 る 治 手 療 術 を 行 等 う 患 者

別

短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 1 が 算 定 で きる 手 術

K 0 0 5 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 3 長 径 兀 セ ン チ メ ] } ル 以 上 六 歳 未 満 に

限

る。)

K 0 0 6 皮 膚、 皮下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 . 部 以 外) 3 長 径 六 セ ン チ メ 1 ル 以 £ 十二セ チ

K 0 0 6 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 以 外 4 長 径 セ ン チ メ ] 1 ル 以 上 (六歳未

満 12 限 る。

K 0 0 8 腋き 臭 症 手 術

K 0 6 8 半 月 板 切 除 術

K 0 6 8 2 関 節 鏡 下 半 月板 切

除

術

K 0 9 3 手 根 管 開 放 手 術

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放

手

術

K 2 8 2 水 晶 体 再 建 術

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術

8 窄さ

K 5 0 気 管 支 狭 拡 張 術 (気管· 支 鏡 に ょ る ŧ  $\bigcirc$ 

K 5 1 0 気 管 支 腫 瘍 摘 出 術 (気管· 支鏡 又 は 気 管 支フ ア 1 バ ] ス コ ] プ に ょ る Ł  $\mathcal{O}$ 

K

6

5

3

内

視

鏡

的

胃、

+

指

腸

ポ

リー

プ

粘

膜

切

除

術

1

早

期

悪

性

腫

瘍

粘

膜

切

除

術

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ ĺ プ 粘 膜 切 除 術 1 長径二 セ ン チ メ ] 1 ル 未満

K 8 4 1 2 経 尿 道 的 V ] ザ 前 <u>\f</u> 腺 切 除 術

短 期 滯 在 手 術等 基 本 料 2 が 算定できる手 術

 $\equiv$ 

K 0 6 7 関節 鼠 摘出手術

K 0 6 7 2 関 節 鏡 下 関 節 鼠ガルカガル 摘 出 手 術

K069 半月板縫合術

K069-3 関節鏡下半月板縫合術

K 0 7 4 靭帯断裂縫合術

K O 7 4 2 関 節 鏡 下 . 靱ル 帯 断 裂縫 合 術

K 4 5 3 顎 下 腺 腫 瘍 摘 出 術 (歯 科 点数 表 に お *\* \ 7 は

J 0 5

6

K 4 5 4 顎 下 腺 摘 出 術 **(**歯 科 点 数 表 に お 1 て は J O 5 5

K 4 6 1 甲 状 腺 部 分 切 除 術 甲 状 腺 腫 摘 出 術

K 6 7 2 2 腹 腔う 腔り 鏡 下 胆 嚢の 摘 出 術

K K 7 7 4 1 3 8 2 腹 鏡 下 虫 垂 切 除 術

痔じ 核 手 術 脱 肛っ を 含 む。 4 根 治 手 術 硬 化 療 法 兀 段 階 注 射 法 に ょ

る

ŧ

 $\bigcirc$ 

を伴わないもの)

K 7 4 3 痔じ 核 手 ′術 (脱 肛っ を含 む。 5 根 治 手 術 硬 化 療 法 兀 1段階) 注 射 法による ŧ  $\bigcirc$ 

を伴うもの)

K 7 8 1 経尿 道的 尿路結 石 除去 術 (超音波下に行 った場合も含む。

K 8 8 8 子 宮 附 属 器 腫 瘍 摘 出 術 両 側 2 腹 腔る 鏡 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 3 を 算 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療

三

D 2 3 7 終 夜 睡 眠 ポ IJ グ ラ  $\mathcal{T}$ 1 1 3 1 及 び 2 以 外  $\mathcal{O}$ 場

合

D 2 9 1 2 小 児 食 物 ア レ ル ギ ] 負 荷 検

査

D 4 1 3 前 立 腺 針 生 検 法

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 手 術

K 1 9 6 2 胸 腔り 鏡 下 交 感 神 経 節 切 除 術 両 側

K

2

8

2

水

晶

体

再

建

術

1

眼

内

レ

ン

ズ

を

挿

入す

る

場

合

口

そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術 1 長 径 5 セ ン チ メ 1 ル 未 満

K 6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ ン  $\vdash$ 拡 張 術 Ш. 栓 除 去 術

肢 静 脈 瘤り 手 術 抜 去 切 除 術

1

下 肢 静 脈 かりゅう 手 術 2 硬 化 療 法 連として)

肢 静 脈 瘤質 手 術 3 高 位 . 結 紫清

K

6

1

7

下

K

6

1

7

K

6

1

7

下

K 6 3 3 ル = ア 手 術 5 鼠そ 径 ル 二 T

K 6 3 4 腹 腔り 鏡 下 鼠そ 径 ^ ル ニア 手 術 一両 側

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ ĺ プ 粘 膜 切 除 術 1 長 径 セ ン チ メ ] 1 ル 未 満

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ プ 粘 膜 切 除 術 2 長 径 セ ン チ X 1 ル 以 上

K 7 4 3 痔じ 核 手 術 脱 肛ら を 含 む 2 硬 化 療 法 匝 段 階 注 射 法 12 ょ る t

 $\mathcal{O}$ 

K 7 6 8 体 外 衝 撃 波 腎 尿 管 結 石 破 砕 術 連 に つ き

K867 子宮頸部 (膣部) 切除術

K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

Μ 0 0 1 2 ガ ン 7 ナ 1 フ に よる 定位 放 射 線治 療

別表第十二

脊髄損傷

筋ジストロフィー症

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

パ ] 丰 ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行性 核 上 性 麻 痺び 大 脳 皮質 基 底核 変性 症 パ ] キ ン ソン 病 ホ 工

・ ヤー ル 0) 重 症 度 分 類 が ステ ジ三以 上 で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度 0 状 態 に 限

る。))

ハンチントン病

多系統萎 縮 症 線 条 体 黒 質変性症、 才 リー ブ 橋 小 脳 萎縮 症、 シ ヤ 1 • ド V ] ガ ] 症 候 群

プ IJ 才 病 ク 口 1 ツ フ 工 ル 1 Y コ ブ 病、 ゲ ル ス  $\vdash$ 7 ン ス 1 口 1 ス ラ ĺ シ ヤ 1 力 ] 病、

致死性家族性不眠症)

仮性球麻痺

亜

急

性

硬

化

性

全

脳

炎

脳性麻痺で

別 表 第 十三 在 宅 患 者 緊 急 入院 診 療 加 算 に 規 定 する 別 に 厚生 労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る疾 病 等

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ 丰 ン ソ 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺び 大 脳 皮質 基 底 核 変 性 症 及 び パ キ ン ソン 病 ホ ]

工 ン T ] ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ · ジ 三 以以 Ĺ で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\coprod$ 度  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 12 限

る。))

多 系 統 萎 縮 症 (線条体 黒質変性症、 オリー ブ 橋 小脳 漫縮症1 及 び シ ヤ 1 • ド レ ] ガ ] 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

+ 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 で あ 9 て 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は + 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ で あ 0 て 人

工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 11 る状 態 が + 五. 歳 未 満 か 5 継 続 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 体 重 一が二十 キ 口 グ ラ A 未 満 で あ

る場合に限る。)

別 表第十四 新生児特 定 集中治療室管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1, 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 :療室: 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 Ţ 新生

児 治· 療 口 復 室入院 医 療管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定する 別 に 厚 生 労 働 大臣 が 定  $\Diamond$ る 疾 患

先天性水頭症

全前脳胞症

二分脊椎 (脊椎破裂)

アーノルド・キアリ奇形

後鼻孔閉鎖

先天性喉頭軟化症

先天性気管支軟化症

先天性のう胞肺

肺低形成

食道閉鎖

十二指腸閉鎖

小腸閉鎖

鎖 肛<sup>5</sup>

ヒルシュスプルング病

総 排 泄 腔分 遺 残

頭 蓋 骨 早 期 癒 合 症

骨 軟 骨 を 含 む 無 形 成 低 形 成 • 異 形

成

腹 壁 破 裂

臍な 帯 ル = ア

ダ ウ ン 症 候 群

13 18 1 IJ ソ ソ ?

1

IJ

3

多 発 奇 形 症 候 群

先 天 性 心 疾 患 人 工 呼 吸 酸 化 窒 素 吸 入 療 法 経 皮 的 冠 動 脈 1 ン タ ベ ン シ 日 ン 治 療 若 < は

開 胸 手 術 を 実 施 L た ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は プ 口 ス タ グ ラン ジ ン Е 1 製 剤 を 投 与 L た ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

Α 3 0 7 小 児 入 院 医 療 管 理 料 5

別

表

第

+

五.

特

定

入

院

料

 $\mathcal{O}$ 

4

で

届

出

可

能

な

対

象

入

院

料

Α 3 0 8 回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料

Α 3 0 8 3 地 域 包 括 ケ Ź 病 棟 入 院 料 1 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 2 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院

料 3 又 は 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 4 許 可 病 床 数 が 一 百 百 床 別 表 第 六 の二に . 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る

保 険 医 療 機 関 に あ 0 て は <u>-</u> 百 匹 + 床) 未 満  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が 算定 す Ź 場 合 12 限 る。

Α 3 0 9 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2

A310 緩和ケア病棟入院料

Α 3 1 1 精 神 科 救 急 入 院 料 1 又 は 精 神 科 救 急 入 院 料

Α 3 1 1 2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 精 神 科 急 性 期 治療 病 棟 入院 料 2 他  $\mathcal{O}$ 特 定入

2

院 料 を 届 け 出 7 1 る 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 に 限 る。

A 3 1 1 3 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料

A 3 1 1 4 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療

管

理

料

A312 精神療養病棟入院料

Α 3 1 4 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2

Α 3 1 7 特 定 般 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 定 般 病 棟 入 院 料 2

A 3 1 8 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料